

2017（平成 29）年度
自己点検・評価報告書
（2018 年度大学評価申請用）

宇都宮共和大学

目 次

序章	1
第1章 理念・目的	4
第2章 内部質保証	11
第3章 教育研究組織.....	19
第4章 教育課程・学習成果.....	23
第5章 学生の受け入れ.....	38
第6章 教員・教員組織.....	46
第7章 学生支援	55
第8章 教育研究等環境.....	64
第9章 社会連携・社会貢献.....	71
第10章 大学運営・財務.....	80
第1節 大学運営	80
第2節 財務	87
終章	90

序章

1. 学校法人須賀学園と宇都宮共和大学の概要

学校法人須賀学園は、1900年（明治33年）に「全人教育（人間形成の教育）」を建学の精神に、栃木県最古の私立女子教育機関として宇都宮市に創立され、現在、宇都宮共和大学シティライフ学部・子ども生活学部、宇都宮短期大学音楽科・人間福祉学科、宇都宮短期大学附属高等学校・中学校の1大学2学部、1短期大学2学科、2附属学校を設置し、学生生徒3400名を擁している。

宇都宮共和大学は、1999年に首都機能移転候補地であった黒磯市（現那須塩原市）に栃木県及び同市の誘致をうけて、那須大学都市経済学部都市経済学科として那須キャンパス開学した。その後、首都機能移転構想の立ち消えや県北地域の過疎化により、学生募集に苦慮したことから、2006年にカリキュラムを改編し、宇都宮市中心市街地に宇都宮シティキャンパスの開設を行い、宇都宮共和大学シティライフ学部と改称した（2009年4月に大学本部も宇都宮市に移転）。さらに、2011年には宇都宮短期大学人間福祉学科の幼児福祉専攻を改組し宇都宮共和大学に子ども生活学部を設置した。

宇都宮短期大学は、1967年に音楽科の単科短期大学として長坂キャンパスに開学し、2001年に人間福祉学科（社会福祉専攻・介護福祉専攻）を設置し、2003年には人間福祉学科に幼児福祉専攻を設置した。（この幼児福祉専攻を、2011年に宇都宮共和大学子ども生活学部として改組）。短期大学・大学とも地域に必要な専門家の養成のために、少人数制できめの細かい教育を行っていることが特色である。

宇都宮短期大学附属高校は、戦後の学制改革に伴い改組され、現在5つの特色ある学科（普通科、生活教養科、情報商業科、調理科及び音楽科）と普通科に5つのコース（中高一貫、特別選抜、特進、進学及び応用文理）を擁し、1学年25クラス約900名が在籍している。附属中学は、栃木県初の中高一貫校として1983年に設置され、現在に至っている。

宇都宮共和大学は、宇都宮短期大学と合わせて、子ども期から老年期まで総合的に学び研究する大学として、地域社会に貢献することを目指している。

2. 宇都宮共和大学の自己点検・評価、認証評価への取り組み

宇都宮共和大学は、2011年度にシティライフ学部について大学基準協会の認証評価のための申請を行い、大学基準協会の大学基準に適合しているとして2015年3月末日までの期限付きの認証を得た。その中で、「学生の受け入れ」、「管理運営・財務」および「内部質保証」が「必ず改善すべき事項」として指摘を受け、また、13項目にわたる「改善が期待される事項」が指摘され、3年後までに改善報告をすることとされた。これらの改善すべき事項等に関し真摯に検討し改善を進め、2014年度に再評価申請を行った。その結果、大学基準に適合していると認められ、2019年3月末日までの認証を受けている。

必ず改善すべきと指摘された事項のうち「学生の受け入れ」に関しては、入学定員に対する入学者数比率は低いものの、大学全体の収容定員に対する在籍学生比率が改

善傾向にあること、学生募集につながる活動に積極的に取り組んでいることが評価された。「管理運営・財務」に関しては、大学一丸となって、管理運営の改善に取り組んでいることが評価された。また、「内部質保証」に関しては、PDCA サイクルの拡充に取り組んでいること、外部有識者と意見交換を行う有識者会議を開催していることなどが評価された。但し外部有識者会議では、大学関係者以外から意見を聴く機会を設けることが望ましいとされた。

13 項目の改善が期待される事項に関しては、概ね改善が行われていると評価されたが、さらなる改善が望まれる事項として 4 点が挙げられた（このうち「理念・目的」の学則等への明示については、認証評価年度中に改善が完了している）。

「社会連携・社会貢献」に関連して、大学内のセンター間での連携や協働について明確にすること、「教育研究等環境」について具体策を示すこと、「財務」に関して学生募集の強化が必要であること、が指摘された。

再評価時に改善が望まれるとして指摘された事項に関しては、これまで確実に改善を進めてきている。

「学生の受け入れ」、「内部質保証」及び「管理運営」に関しては、引き続きより実効性のある体制を整備してきており、特に「学生の受け入れ」については大学の広報活動のなご一層の強化と入試制度の改善を進めてきた。その結果、徐々に大学の認知度を上げることができ、入学者数も増加傾向にあり、2018 年度には大学全体として入学定員の 8 割以上を確保することができた。

大学内のセンター間の連携や協働に関しては、定期的に連絡会議を開催し連携協働を図る体制が整備されている。教育等環境に関しても、サバティカル制度や特別研究費に関する規程の整備と運用が図られている。また、外部有識者会議は、毎年度実施しており、大学関係者以外から意見を聴く会議も開催している。

今回の認証評価に当たり、2016 年度に大学基準協会より示された「第三期認証評価における大学評価システム」における大学基準の内容に即して、これまで本学で進めてきた内部質保証の体制整備をはじめとした改善の取り組みについて再度見直しを行い、2017 年度中に体制を整備した。

大学の理念・目的については、建学の精神・教育理念と大学の教育目標を踏まえて検討を行い、2017 年度に改めて成文化するとともに大学の将来像を明文化した。これにより、教職員全体の共通の目標として設定することができた。

この理念・目的及び将来像に照らして内部質を保証する体制の整備を行った。「内部質保証の方針」、「教育環境等の整備に関する方針」、「教育課程の編成・実施方針」、「教員像及び教員組織の編成方針」及び「地域社会貢献ポリシー」などの具体的な方針を定めるとともにホームページで公開した。アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー及びディプロマポリシーの 3 ポリシーについては、ポリシー間の整合性確保のための検討を行い、内部質保証のための大学内の組織体制の整備等を進めてきた。2017 年度に設置した内部質保証のための学内組織体制が整ったことにより、現在、大学の理念・目的及び将来像に照らし内部質を保証するための活動が、各学部において機能している。

本学は、「地域社会の発展に貢献し、地域社会に信頼される知的交流の拠点となる」ことを長期目標として掲げており、この目標を達成するために、今回の認証評価の申請作業を通して、改めて大学の理念・目的のために全学一体となって、点検・評価・改善を進めることができた。

今後の本学の教育・研究の発展のために、貴重なご指導とアドバイスをいただけることを、教職員一同心から願っている。

第1章 理念・目的

(1) 現状の説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点1：学部ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容
 評価の視点2：大学の理念・目的と学部の目的の連関性

学校法人須賀学園は、栃木県宇都宮市に1900年に須賀栄子により創立され、宇都宮共和大学、宇都宮短期大学、同附属高等学校・中学校を持つ総合的な学園である。建学の精神は、全人教育（人間形成の教育）にある。学園全体の教育理念として、次の3項目を掲げており、これは大学の理念でもある。（資料1-1：<http://www.kyowa-u.ac.jp/common/disclosure/1-1policy.pdf>）

- ① 人間尊重の精神とゆたかな人間性とを啓培し、民主社会における真に望ましい人間を育成する。
- ② 円満な教養と高い徳性とを培い、個々の特性の伸長につとめ、心身ともに健康な人物を育成する。
- ③ 自主自立の気風を高め、忍耐力と実践究明の態度を涵養し、勤労と責任を尊ぶ人材を育成する。

宇都宮共和大学の教育目的は、須賀学園の建学の精神と学園の教育理念を踏まえ、学則の第1条に、「教育基本法及び学校教育法に則り、建学精神である「人間形成の教育」に基づき、時代の潮流と社会の要請を見極め、常に知識と能力を向上させるとともに大学を地域社会における知的交流の場とし、さらに経済、教育、文化の振興と社会の向上に貢献できる人材を育成することを目的とする」と定めている。（資料1-2：<http://www.kyowa-u.ac.jp/common/disclosure/1-5rule.pdf>）。

須賀学園の建学の精神と教育理念及び大学の教育目標を踏まえて、2017年度に改めて大学の理念・目的を定め、その中で大学の長期目標・将来像を明らかにし、「地域社会の発展に貢献し、地域社会に信頼される知的交流の拠点となる」を目指すこととした（[基礎要件確認シート表1](#)）。

「宇都宮共和大学の理念・目的」は、2017年度に自己点検・評価委員会で審議の上、大学協議会で協議し、各学部教授会で審議決定し、内部質保証会議に報告した。更に、須賀学園の理事会において了承を得た。

大学の理念・目的及び将来像の中で地域社会に開かれた大学として、以下の3点に注力することを再確認している。

大学の理念・目的に基づき、2017年度に改めて「大学の将来像」を大学全体で確認し、理事会の了承を得て、「地域社会の発展に貢献し、地域社会に信頼される知的交流の拠点となる」ことを長期目標として設定した。

その中で地域社会に開かれた大学として、以下の3点に注力することを再確認した。

- ① 地域社会と連携すること

- ② 地域で活躍できる人材（専門家）を養成すること
- ③ 地域の課題に応える調査研究に取り組むこと

本学は、栃木県内に基盤を置きたいわゆる地方大学である。大学は社会的な存在であり、地方大学の使命は地域社会の中にあつて、地域社会の発展に寄与することにある。これから直面することとなる少子・超高齢社会の中にあつても、持続可能な地域社会を実現し、豊かな社会生活を送れるようにすることへの貢献が、地方大学の使命である。

大学教育の目的は、社会に出て活躍し、より良い社会の実現に貢献できる有為な人材を養成し、地域社会に送り出すことにある。そのため、幅広く深い教養と専門的な知識を修得させるとともに、常に課題を発見し解決策の実践に目を向けられる実践的な知識を修得させなければならない。また、社会で生起する課題を明らかにし、その解決策を提示できる実践的な学問成果を上げることが求められる。そのため、大学において基礎的・基本的な学術研究を行うとともに、社会の具体的な課題に対し解決策を提示できる実践的な学術研究の充実を図る必要がある。大学は地域社会の中に存在しており、地域に開かれた大学として主体的に活動していかなければならない。地域で活躍できる人材を養成する上でも、地域に貢献する研究をする上でも、市民・企業・行政・地域の団体等地域社会に関係する様々な主体と連携協働することが不可欠である。これまで積み重ねてきた地域社会とのつながりの蓄積を踏まえて、より連携を強化し、地域社会の発展に寄与して行かなければならない。

本学は、地域に開かれた大学として、「地域社会の発展に貢献し、地域社会に開かれた知的交流の拠点となる」ことを目指している。大学の理念・目的を達成するため、地域で活躍できる人材（専門家）を育てることが本学の目的であり、シティライフ学部では、豊かな都市生活の実現に貢献する専門家を、子ども生活学部では子どもの生活と保育・教育の専門家を養成している。

学則に基づき、「宇都宮共和大学の目的に関する内規」を定め、学部ごとの教育目標を次のように設定している（資料1-3：<http://www.kyowa-u.ac.jp/common/disclosure/1-5endoscopic.pdf>）。

1) シティライフ学部の教育目標

シティライフ学部では、次の4つの能力（コミュニケーション力、情報力、問題解決力、ネットワーク構築力）を育成することにより、都市生活を支えている様々な組織で貴重な戦力になることが期待される人材養成を目指している。

- ① 社会に対する幅広い関心と知識を有し、多様な人々とコミュニケーションをとれる能力を育成する。
- ② 基本的な知識を習得するとともに、様々な情報を収集・整理・創造しうる能力を育成する。
- ③ 社会生活の場である都市に生起する諸課題を比較検討、分析するとともに、具体的な課題に対する解決策を考える能力を育成する。
- ④ 社会的な存在である大学の役割を踏まえて、市民、自治体、企業との多面的な社会ネットワークづくりに貢献できる能力を育成する。

「豊かな都市生活の実現に貢献する専門家」となるためには、社会の諸問題を検討分析し、具体的な解決策を考える能力（問題解決力）が不可欠であるが、実際に問題を解決す

るためには、様々な人や組織と連携して当たる必要があり、そのためのネットワークを構築できる能力も求められる。また、課題の検討や分析には、基本的な知識の修得と情報を収集・整理・創造できる情報力が前提となる。さらに、これらの3つの能力の前提条件として、多様な人々とのコミュニケーションをとれる能力が必要になる。

以上の考え方に基づき、2011年度から、教育目標をこの4つの能力育成に明確に整理しなおし、教育に当たっている。

2) 子ども生活学部の教育目標

子ども生活学部では、子どもの心身の発達と子どもの生活について、子どもが育つ家族や家庭生活、地域の自然環境、社会環境とのかかわりから、総合的、体系的にとらえて、子どもの立場に立って、子どもの健康で豊かな発達を支えることのできる人材を育成するための教育研究を行うことを目的としている。育ちつつある幼い子どもを大切にし、生活主体としての子どもが生き生きと育つことができるよう、総合的な視野と見識から子どもを見守り、育てることができる能力を持った人材の育成を目指している。このため次の5つの能力を育成することにより、子どもの健康で豊かな発達を支えることのできる人材養成を目指している。

- ① 子どもと共に生活を創る人として、子どもの生活の安全に配慮し、豊かな生活・保育環境をつくることのできる能力を育成する。
- ② 子どもや保育者、同僚とのコミュニケーション力、積極的に他者とのかかわる意欲と資質を育成する。
- ③ 子どもの成長・発達にかかわる専門職としての知識・技能を磨き、子どもが主体となる生活や社会を創り出す能力を育成する。
- ④ 子どもに関連する得意な分野の専門性を深め、様々な場で、子どもを豊かに育てる力を育成する。
- ⑤ 理論を応用する実践力と実践を振り返り洞察する力を育成する。

本学は地域社会に貢献することを大学の理念・目的として掲げており、学生はもちろん教員も積極的に地域とのかかわりを持つことを重視して活動している。学生は、宇都宮市が実施している「学生によるまちづくり提案」に毎年多数応募し、度々優勝するとともに、提案内容が市の施策にも活かされている（資料1-4 10頁）。栃木県全体の研究発表の場である大学コンソーシアムとちぎの「学生&企業研究発表会」にも毎年多くの学生が研究成果を発表し、部門別最優秀賞を取るなど優秀な成績を収めている。さらに、子育て支援研究センターの「自然遊びの会(バーベナ)」のプロジェクトは2014年から毎年宇都宮市の助成金を受け、宇都宮市主催「もったいないフェア」「宮っ子 フェスタ」に出展参加をするなど、自然の恵みに関する研究と実践を公開している。また、「障がいのある子どもと家族の支援」を行う Tiny 活動は既に30回を超え、障がい児者の理解推進に寄与している。

地域と連携するこれらの活動に多くの学生が自主的に参加しており、教育目標に掲げる資質を育てているといえる。

教員についても、県や市の多くの審議会、委員会等に会長や委員として参画し、行政への協力を行うとともに、まちづくり等の現場に積極的に出かけて地域社会の一員として活

動している。更に地域の様々な課題に応えるためのシンポジウムや公開講座の開催などを通じて、地域社会との連携を図っている。地域社会に開かれた大学となるという理念・目的が大学全体の共通認識として定着しつつあることを確認できる。

大学の理念・目的として「大学を地域社会における知的交流の場とし経済、教育、文化の振興と地域社会の向上に貢献できる人材」の養成を掲げているが、シティライフ学部では、「都市の経済と経営」「都市づくり」「都市の社会と生活」という3側面から地域社会に貢献し、貴重な地域の戦力になることを目的に挙げている。子ども生活学部では、「子どもが育つ家族や家庭生活、地域の自然環境、社会環境とのかかわりから、総合的、体系的にとらえる」ことを目的としており、地域の中で育つ「子どもの健康で豊かな発達を支える」という言葉で地域社会への貢献を示している。

以上、本学では、学部ごとに、人材育成その他の教育研究上の目的を明確に設定しており、また、大学の理念・目的を踏まえて、それぞれの学部の目的が定められている。

点検・評価項目②：大学の理念・目的及び学部の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

評価の視点1：学部ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示
 評価の視点2：教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、学部の目的等の周知及び公表

大学の理念・目的は各学部の学則に明示されるとともに、本学ホームページ上で公表されている（基礎要件確認シート表1）。また、学則及び「宇都宮共和大学の目的に関する内規」についても、本学ホームページ上で公表し、各学部の学生便覧にも掲載しており、教職員、学生に周知が図られている（資料1-2、資料1-3、資料1-5、資料1-6）。なお、入学時のオリエンテーションの際には、各学部長から保護者も含めて周知を図っている。

新入生学生に対しては、入学後間もない全員参加の合宿交流研修において、プログラムの最初に学長講話があり、建学の精神及び2学部の人材育成の目的等について、詳しく説明が行われている。また、建学の精神、人材育成の目的等については、毎年度当初に、新入生及び全教職員に配布している学生便覧の冒頭にも記載している。更に、全専任教員に対して、毎年度当初の教授会において、理事長から建学の精神等について講話が行われている。

子ども生活学部では2年次の教育実習・保育実習の前に、2年生全員が参加して「立誠式」を挙行し、学長から本学の教育目標に関連する講話が行われている。

以上のとおり、大学の理念・目的及び学部の目的を適切に明示し、教職員、学生に周知し、社会に対しても公表している。

点検・評価項目③：大学の理念・目的、各学部における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点1：将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定

本学は高等教育機関として、地域に貢献できる豊かな人間性を備えた有為な人材を輩出し、地域の高い評価を得ることのできる大学となることを目指している。

そのため、中期計画として2022年度までに以下の5つの目標を達成することとし、そのための具体的な計画を掲げ、ホームページに公表するとともに大学全体で取り組んでいる(資料1-7：<http://www.kyowa-u.ac.jp/common/disclosure/1tyukimokuhyo.pdf>)。

1) 教育の質保証

大学の内部質保証及びその向上について、大学の使命として計画的・組織的に取り組む。とりわけ大学の目的に適合する質の高い人材の養成を実現するための「教育の質の保証」は、これからの大学教育の中心的な目標である。そのため、教育課程の改善、教育方法の改善、教育の成果・学習成果の可視化に取り組んでいく。

2) 学生の支援

本学では学生に対する修学支援、生活支援、進路支援に関して、学生便覧、シラバス、キャンパス・ハラスメント防止・相談の手引き等により、学生が学習に専念し、安定した学生生活を送り、本学の教育目的に沿った資質能力を身に付け、希望する卒業後の進路を進むことができるよう、さまざまな面から学生を支援している(資料1-5、資料1-6、資料1-8：http://www.kyowa-u.ac.jp/common/disclosure/2-3syllabus_city2017.pdf、資料1-9：http://www.kyowa-u.ac.jp/common/disclosure/2-3syllabus_child2017.pdf、資料1-10)。本学は特に少人数制の教育を特徴としており、1年次からの担任制、少人数ゼミ、1対1の研究指導を行う卒業研究指導、丁寧な実習指導など、一人ひとりの学生を大切にした教育を行っている。少人数教育の効果をふまえ、すべての学生が4年間にディプロマポリシーで目指す能力を修得できるよう、きめ細かな指導の充実を図る。

3) 入学者の確保

少人数制による一人ひとりの学生へのきめ細かな教育を実現できているが、大学の地域への貢献をさらに拡大させるためにも、意欲、能力を持った学生を県内および周辺の県外から広く集め定員充足を図る。これまでの広報活動をさらに強化し、地域創生奨学金制度をはじめとして、地元大学の学習上、経済上、就職上の利点を広く訴求する。当面、定員の8割以上を安定的に確保することを目標とし、2022年度までに入学定員を充足できるようにする。

4) 教育研究の環境整備

本学は高度の学術研究の成果を地域・社会に発信し、子どもから高齢者まで、地域社会のすべての人々の生活の向上、福祉に貢献する使命を有している。

シティライフ学部は「まち」と「ひと」と「社会」の「つながり」を保ちながら都市の生活、経済、まちづくりについての教育と研究を進めてきた。その成果は学生とともに都市の課題の発見、解決策の提案など、行政や市民への政策提言として地域社会へ貢献をしている。また教員の研究活動においても地域・まちづくりの課題に関わるテーマが活発に取り上げられその成果は大学の紀要(『論叢』)などにまとめている。

子ども生活学部は、一人ひとりの学生を大切に、保育者として専門性を持った有用な人材の育成に多くの精力を注いでいる。今後は、保育の実践や指導成果を学術成果とする

とともに、子ども、保育、環境に関わる学術研究の成果を研究紀要（『保育・教育・福祉研究』）などにより地域に発信し、地域社会の保育について貢献する。

地域社会に特有の課題の解決に資する学術活動、教育活動を今後も活発に行い、解決の栃木モデルを構築して、栃木県及び全国に発信する取組みを行う。

5) 地域社会との連携・社会貢献

地域社会との連携、地域への貢献を当面5年間の重要な中期目標として、本学の教育、研究・活動の意義を地域の市民、行政、企業、学生に定着させていく。

地方大学として特色ある教育・研究の充実を図る。教育・研究など活動の成果が、地元の子ども、保護者、住民の家庭生活・地域生活、職業生活に貢献できているかどうかを絶えず心がける。大学を教員、職員、学生、地域の住民との共同の学習・教育・研究の場となるよう、キャンパスを開放したり、公開講座やコンサート、赤ちゃんの駅、などさまざまな方法で地域とのふれあい、連携の場を創ることを試みる。シティライフ学部、子ども生活学部のキャンパスの特徴を生かした、地域との連携の在り方を、長期的に構築していく。

以上の通り、中長期計画を適切に定めている。

(2) 長所・特色

- 「地域社会の発展に貢献し、地域社会に信頼される知的交流の拠点となる」という大学の理念・目的を実現する教育研究活動が活発に展開されている。
- 地域に開かれた大学にするという意識が教職員・学生ともに共有できており、様々な対外的な活動を行っている。
- 対外的な活動が学生の社会的な能力向上につながっている。
- 本学の多様な地域社会との連携・地域貢献活動は、地域社会の活性化に貢献している。

(3) 問題点

- 大学の理念・目的は共通しているが、2学部はそれぞれ性格が異なっており、カリキュラムの内容も大きく異なっている。そのため、共通の理念・目的の下ではあるが、具体的な人材養成の教育目標として共通する内容表現がしにくい点もあり、大学全体としてのディプロマポリシーの策定について今後検討する必要がある。
- 入学式、卒業式、合宿交流研修、レクリエーション・フェスティバルなどは2学部合同で行われて相互理解と大学としてのまとまりを高めているが、学部別に行っている学生向け、教員向け、市民向けの講習会、研修会、公開講座、FD研修、SD研修、各種委員会等を2学部が合同して行うことなど、より大きな成果を上げていく方法について検討する必要がある。

(4) 全体のまとめ

学園の建学の精神に基づき、大学の理念・目的、将来像を改めて確認し、全学で共有しており、大学の使命の達成に向けて全学一体で取り組む体制が整っている。地域社会に開かれ、地域とのつながりを重視するという大学の姿勢は、学生の間にも確実に浸透してき

ており、宇都宮市の大学生によるまちづくり提案への参加を始め、大学コンソーシアムとちぎの学生&企業研究発表会の地域づくり部門への参加、県・市の多くの行事への参加、更には地域の様々な団体との協働等、多くの場で学生が積極的に携わっている、その結果、地方紙でのイベントの紹介記事などマスコミ等への露出機会も増え、地域に開かれた大学としての認知が進んできている。

2017年に策定した中期目標と中期計画を実行していくことで、大学の理念・目的、将来像の実現に向けて着実に進めていくことができる。

以上のとおり、本学の理念・目的は適切に設定され、広く周知を図っており、学生、教職員の間において理念・目的に関する意識が十分に浸透している。

従って、大学基準1については、満たしている。

第2章 内部質保証

(1) 現状の説明

点検・評価項目①：内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

評価の視点1：内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示

1) 内部質保証に関する大学の基本的な考え方

内部質保証については、2016年度中に内部質保証に関する体制整備を図り、2017年度から運用を開始している。内部質保証の方針については2016年度において自己点検・評価委員会で策定し、各学部の教授会において決定した。さらに2017年度に自己点検・評価委員会及び内部質保証会議の場で再検討の上、内部質保証に関する大学の基本的な考え方を明らかにしている（資料2-1：<http://www.kyowa-u.ac.jp/common/disclosure/6naibu-shitsuoshosho.pdf>）。その方針に基づき、教育に係るPDCAサイクルによる運用が確実に行われている。また、教育の質を保証するための基本的な方針等は学則及び学則に基づく内規で定められているが、更に、2017年度に大学としての使命を再確認し、本学がどのような大学を目指すのかを明らかにする「大学の理念・目的」を改定し、広く周知を図った。

2) 内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部その他の組織との役割分担

内部質保証システムを整えるため、2016年度中に全学的に体制整備を行った。従来、大学協議会という組織を設け、両学部の様々な課題の検討・調整を行っていたが、内部質保証に関しては、新たに「内部質保証会議」を設け、全学の「自己点検・評価委員会」で検討した自己点検・評価について、内部質保証という観点で検討を行う体制とした。また、全学の自己点検・評価委員会の下に各学部の自己点検・評価を行う「自己点検・評価推進部会」を学部ごとに置き、学部における自己点検・評価の体制を併せて整えた。

内部質保証システムとして、内部質保証会議、自己点検・評価委員会、自己点検・評価推進部会、各委員会という役割分担と責任体制が整備されている。

従来置かれていた大学協議会は、内部質保証会議の所掌事務以外の大学内の様々な課題に対する協議機関として継続設置し、両学部共通の課題及び学部間の調整が必要な事項について検討を行っている。

各学部の意思決定は、教授会での検討を踏まえて行うが、各学部に設けた教学会議の場で各委員会及び運営委員会から提出された教学に係る問題及び学部内の諸課題の検討を行うとともに教授会議案等の調整を行う体制を整備している。

3) 教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針（PDCAサイクルの運用プロセスなど）

教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上に関しては、各学部において各委員会で検討実施し、自己点検・評価推進部会を中心に検証を行っている。年度当初に各委員会における活動方針を討議し、教授会の議を経て決定し、自己点検・評価推進部会等で検証している。更に、年度末には当該年度の活動が適切であったか、検証し、新年度の施策につなげるようにしており、PDCAサイクルを有効に機能させている。

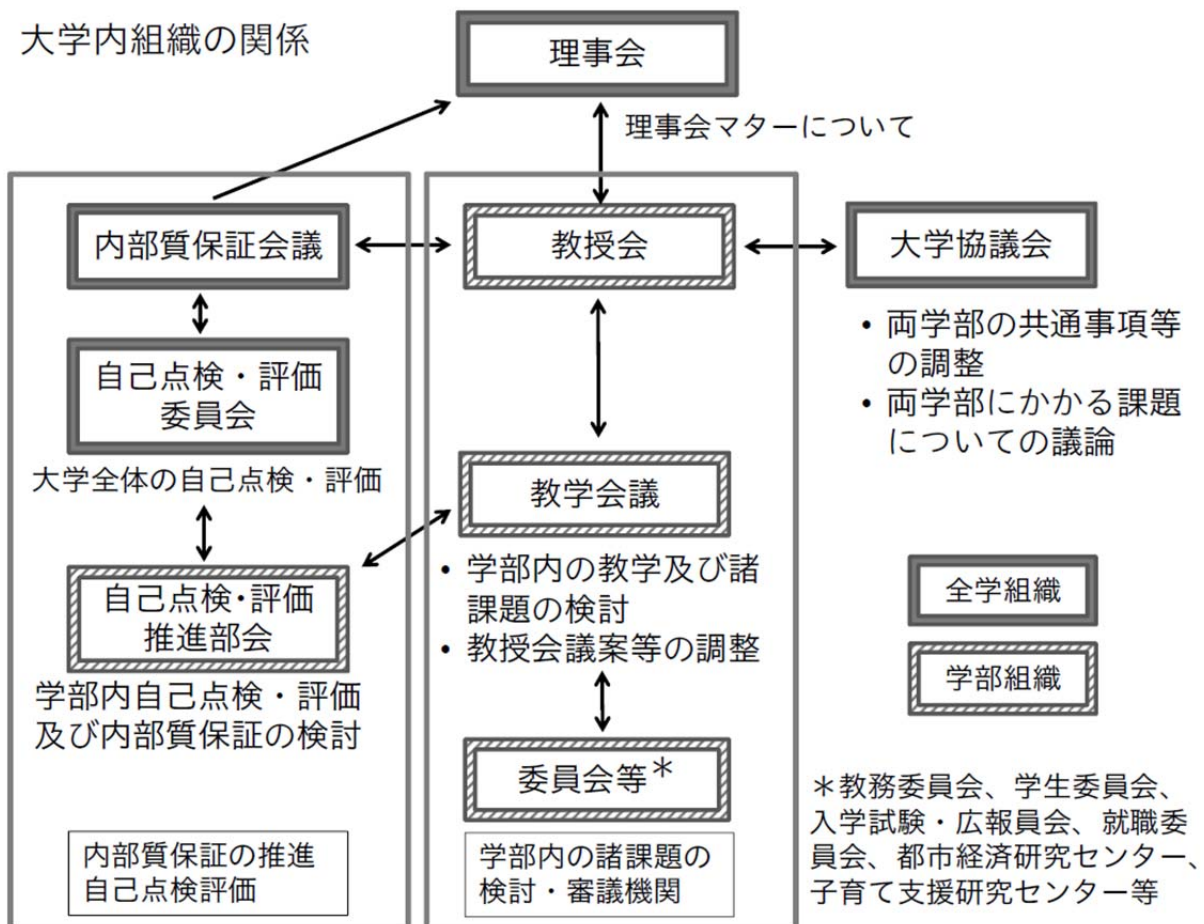
以上のとおり、基本的な考え方、役割分担、運用プロセスなどを備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続きを設定し、明示している。

点検・評価項目②：内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

評価の視点1：内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の整備

評価の視点2：内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織のメンバー構成

内部質保証に関する全学の体制については、全学組織として、内部質保証会議及び自己点検・評価委員会を置き、学部ごとに自己点検・評価推進部会を置いている。また、大学協議会の場で、両学部共通の課題等について連絡調整を図っており、全学的な組織体制が整備されている（下図）。



それぞれの組織の役割とメンバー構成は、以下のとおりである。

○内部質保証会議

内部質保証会議は学長をトップに学部長、自己点検・評価推進部会長、事務局長、法人監事、法人事務長をメンバーとする組織で内部質保証の方針、自己点検・評価の内容、大学の理念・目的と施策の妥当性等を審議する機関であり、内部質を保証するための組織である。

毎年度1回以上開催している。(資料2-2)

○自己点検・評価委員会

自己点検・評価委員会は、両学部長及び各学部の委員長等により構成される組織であり、大学としての自己点検・評価の方法、各学部で行われる自己点検・評価を大学としての評価報告書としてまとめる役割を果たす。毎年度2回以上開催している。(資料2-3)

○自己点検・評価推進部会

各学部に置かれる組織で、日常的に各委員会等で行っている施策・業務について検証を行うとともに、FD活動等行う。必要に応じて開催している。(資料2-4)

○大学協議会

大学協議会は、学長を会長に、副学長、両学部長及び両学部で共通する課題の多い委員会の委員長等より構成する組織であり、大学運営の方針等について検討協議を行うとともに、両学部の連絡調整等を図っている。毎年度2回以上開催している。(資料2-5)

以上の通り、内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制は整備されている。

点検・評価項目③：方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

評価の視点1：学位授与方針（ディプロマポリシー）、教育課程の編成・実施方針（カリキュラムポリシー）及び学生の受け入れ方針（アドミッションポリシー）の策定のための全学としての基本的な考え方の設定

学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の3つの方針は、大学の理念・目的及び将来像を踏まえて策定されており、本学ホームページ上に公開されている（基礎要件確認シート表7、基礎要件確認シート表12）。

これら3つの方針は、2016年度において自己点検・評価委員会での議論を踏まえ、各学部の自己点検・評価推進部会で検討の上、2017年4月の教授会において改定した。今後も、中期計画を実施しながら常に検証を行っていくこととしている。3つの方針の検証は内部質保証会議の役割として位置づけられており、自己点検・評価委員会及び内部質保証会議で必要に応じ全学としての基本的な考え方の見直しを行っていく。

評価の視点2：内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織による学部その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組み

教育のPDCAサイクルの検証については、自己点検・評価委員会での検証結果を全学的な観点から内部質保証会議で検討する体制を取っており、PDCAサイクルを適切に機能させるよう取り組んでいる（資料2-6）。更に、2017年度に内部質保証の方針について再確認を行っており、これに基づき、PDCAサイクルを有効に機能させるよう留意している。

評価の視点3：行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）

に対する適切な対応

2014年度の再評価時に認証評価機関から、

- 学生の受入及び財務に関して、学生募集活動の強化
- 管理運営に関して、スタッフ・ディベロップメントの仕組みの構築
- 内部質保証に関して、外部の有識者からの意見聴取に当たり、行政や産業等の関係者の登用
- 「理念・目的」に関して、教育研究上の目的の学則等への明記
- 社会連携・社会貢献に関して、センター間での連携等の体制整備
- 教育研究等環境に関して、具体策による改善

について指摘が行われた（資料2-7）。

このうち、「理念・目的」の学則等への明記については、評価年度内に学則に基づく内規を定め、適切に対応している。その他の指摘事項についても、以下の通り適切に対応している。

- 学生募集活動については、後述する通り、教職員一丸となって活動を進めている。
- スタッフ・ディベロップメントについては、宇都宮シティキャンパス事務局では毎週1回（月曜日）、長坂キャンパス事務局は（金曜日）ミーティングを実施し、更に隔月ごとに各部署で参加したセミナーや研修会の報告会を両キャンパス合同で実施して共通理解を図っている。
- 外部有識者からの意見聴取については、引き続き大学関係者から意見を戴く機会を設けてきたが、2017年度においては、行政関係者及び産業界からの意見も聞く機会を設けた（資料2-8）。
- センター間の連絡調整については、3センター間の連絡会議を定期的で開催し、調整を図っている。
- 教育研究等環境に関しては、特別研究制度（サバティカル制度）を設け、子ども生活学部で1名が取得している。

子ども生活学部では2011年度に学部の新設が認められて以降毎年「設置計画履行状況報告書」を提出し、留意事項及び改善意見などの指摘を受けて、その都度適切に実施計画を策定し対応した。なお、定員充足率の平均が0.7未満となっていることについての2015年度の改善意見に対しては、2018年度入試より定員100名から70名への見直しを実施し、充足率の改善を図ることとしている。（資料2-9：<http://www.kyowa-u.ac.jp/childhood/pdf/report28.pdf>）また、2012年度以降毎年5月に提出する【認可】設置に係る改善意見等対応状況報告書は「前年度のAC調査において付された意見への対応状況」（意見・履行状況・未履行事項についての実施計画を含む）を毎年そのまま本学ホームページに掲載してきた。この報告書は毎年更新してきたが、2016年度をもって改善意見等は終了したため、2017年度からは公開は更新していない。

これからも、指摘事項については、教授会及び内部質保証会議等の議を経て適切に対応していく。

評価の視点4：点検・評価における客観性、妥当性の確保

大学の点検・評価の客観性、妥当性を担保するため、理事会において、点検評価の状況を説明し、意見を伺うとともに、外部の有識者から意見を伺う機会を設けている。これまで、毎年、外部の教育関係者（大学関係者）に本学の現状を説明し幅広く意見をいただいているが、2017年度には、行政関係者及び産業界の有識者に点検評価の内容を説明し、意見を伺った。外部からの意見を聴くことにより、点検・評価の客観性、妥当性の確保を図っている。

以上のとおり、方針及び手続きに基づき、内部質保証システムは有効に機能している。

点検・評価項目④：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

評価の視点1：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表

「宇都宮共和大学情報公開規程」第4条の1において「本学は、別紙に定めた情報を記録した大学文書を積極的に公開するものとする」と定めている（資料2-10：<http://www.kyowa-u.ac.jp/common/disclosure/regulation.pdf>）。これに基づき、本学ホームページ上に「情報公開」として公表している情報は「1. 教育研究上の基礎的な情報」、「2. 修学上の情報等」、「3. 社会的な活動等」、「4. 財務の概要」、「5. 情報公開規程」、「6. 自己点検・評価、認証評価」と多岐にわたる（資料2-11：<http://www.kyowa-u.ac.jp/disclosure/index.html>）。以上から、学校教育法施行規則第172条の2に定める教育研究活動等の状況、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を公表しているといえる。

情報公開請求については、「宇都宮共和大学情報公開規程」に沿って行われている。情報公開請求があった場合は、大学の信頼性を高める機会としてできるだけ迅速かつ誠実に対応する。

評価の視点2：公表する情報の正確性、信頼性

本学が公表する情報は、公表前に委員会等により教学会議又は教授会に報告され、その場で確認された上で公表されている。これにより、情報の正確性、信頼性に努めている。

評価の視点3：公表する情報の適切な更新

本学が公表する情報は、委員会等により教学会議又は教授会に報告されたのち、入学試験・広報委員会により迅速に更新されている。

以上から、教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切

に公表し、社会に対する説明責任を果たしているといえる。

点検・評価項目⑤：内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：全学的なPDCAサイクルの適切性、有効性

PDCAサイクルの有効性については、各学部の自己点検・評価推進部会で検証を行っている（資料2-12、資料2-13）。更に、全学的に自己点検・評価委員会の場において検証を行っている。これらの内容を踏まえて、内部質保証会議の場で検討し、点検・評価結果を踏まえた改善・向上策を検討するシステムとしている（資料2-6）。

内部質保証のために、自己点検・評価委員会で点検・評価を行ってきたが、2017年度より内部質保証会議を新たに設け、全学的な観点から点検・評価が有効に行われるよう、内部質保証システムを確立させた。

評価の視点2：適切な根拠（資料、情報）に基づく内部質保証システムの点検・評価

2017年10月16日の内部質保証会議において、内部質保証の方針を定め、これに基づき、点検・評価を行っている（資料2-1）。

2016年度には、自己点検・評価委員会での検討を踏まえ、アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシーの3ポリシーを改めて整備しなおし、この3つのポリシーに従って、教育課程の編成、学生の受入方針等について点検・評価を行った。更に、教育研究等環境の整備に関する方針、地域社会連携・地域貢献ポリシーを定め、本学の研究教育の指針を明確にした。

- 教育課程に関しては、シティライフ学部において、学習成果を評価するために必修化した卒業研究について、検証を行い、シラバスについての点検・評価を行った。子どもで生活学部では、就職先のアンケート等を踏まえた点検・評価を行った。
- 学生の受入に関しては、アドミッションポリシーに基づく入試方法の点検評価を行った。
- 学生支援に関しては、イベント等の際には必ずアンケートを実施し、それに基づいて改善策の検討を行った。
- 教育研究環境に関しては、研究費支出の状況を踏まえて、研究費についての改善策の検討を行った。

評価の視点3：点検・評価結果に基づく改善・向上

点検・評価結果に基づき、次のように改善・向上を図った。

- 教育課程に関し、シティライフ学部では、卒業研究の評価の客観性を高めるために、

全専任教員が発表会に参加し、アンケートで評価することとし、シラバスにはカリキュラムツリーを明示することとした。子ども生活学部では、アンケート調査等を踏まえ、カリキュラムの作成を行っている。

- 学生の受け入れに関しては、アドミッションポリシーに従い、センター利用入試を除き面接による評価を採用することとし、面接に替えてプレゼンテーションによる受験も可能とした。
- 学生支援に関しては、アンケートに基づいて学生の要望等に適切に対応している。
- 教育研究環境に関しては、特別研究費制度、サバティカル制度などの規程を整備し実施に移している。

以上のとおり、内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価し、改善・向上に向けた取り組みを行っている。

(2) 長所・特色

- 内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織が整備され、それぞれの組織の責任分担を明確にしており、それに基づいて、内部質保証を推進する体制が整っている。
- 各組織は、構成員と権限が明確に規定されており、大学全体で、学長を中心とした権限と責任体制が明確になっている。
- 各委員会で検討された内容は、自己点検・評価推進部会及び自己点検・評価委員会において検証を行っており、PDCAサイクルが有効に機能している。
- シティライフ学部と子ども生活学部の2学部はキャンパスを異にしているが、大学協議会、自己点検・評価委員会等は全学で開催し、それぞれの委員会も相互の連携が取れており、大学として齟齬がないよう対応ができています。
- 小規模大学であるため、教員同士頻繁に接触することが可能であり、意思疎通が十分に図られている。

(3) 問題点

- 本学は小規模な大学であり、教職員の数も少ない。各学部では教授会の場等で教員全員が顔を合わせて毎月意見交換を行っており、また日常的にも十分に意思疎通が図れている。内部質保証の体制が整備された結果、責任体制がはっきりした面は認められるが、役割別にいくつかの組織を設けたことにより、複数の同一教員が内容毎に別の会議に参加する必要が生じ、効率的な運用に工夫が必要になっている。

(4) 全体のまとめ

内部質保証については、内部質保証の方針等を定めるとともに、内部質保証のための学内の組織体制の整備も行われた。これにより、PDCAサイクルの検証をすすめており、この検証結果を、次年度以降の施策に活かすことが可能となっている。今後、内部質保証会議が円滑に機能しているかどうか、さらに検証していく。

以上のとおり、内部質保証に関する体制が2016年度及び2017年度において逐次整備さ

れてきた結果、内部質保証システムは有効に機能しており、改善・向上に向けた取り組みが行われている。

従って、大学基準2を満たしている。

第3章 教育研究組織

(1) 現状の説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点1：大学の理念・目的と学部構成との適合性

第1章に示した本学の理念・目的のもとに、シティライフ学部及び子ども生活学部は設置されている(大学基礎データ表1)。シティライフ学部は「豊かな都市生活の実現に貢献する人材」の育成を通じて、地域に貢献できる教育研究の拠点になることを目指しており、子ども生活学部は「子どもの健康で豊かな発達を支えることのできる専門的な人材」の育成を通して、地域における子どもの生活を支えることを目指している。両学部は地域社会の発展に貢献し、豊かな社会生活の実現を目的に設置されており、本学の理念・目的と適合している。

シティライフ学部は2006年度に那須大学都市経済学部からの名称変更により宇都宮シティキャンパスに設置され、同時に高等学校教諭一種免許状(公民)及び中学校教諭一種免許状(社会)が取得可能となった。2016年度には履修モデルとしてのコース設定を行い、経済・ビジネス・会計コース、まちづくり・環境コース、暮らし・マーケティングコース、ホテル・観光コース、公務員・公共コースの5つのコースが設置された。新たに設置されたホテル・観光コースでは、「ホテル・観光コース奨学金」制度を導入し、地域社会に貢献できる人材の育成を図っている。

子ども生活学部は、2011年度に宇都宮短期大学人間福祉学科幼児福祉専攻から改組して長坂キャンパスに設置され、幼稚園教諭一種免許状及び保育士資格に加えて、2016年度から星槎大学の通信教育により、小学校教諭一種免許状や特別支援学校教諭一種免許状も取得可能となった。履修モデルとして、幼稚園教諭・保育士コース、幼少連携コース、幼児教育・子育て支援・特別支援学校コース、子ども関連産業コースの4つのコースが設置されており、子どもの教育・福祉・産業に幅広く貢献できる人材を育成している。

シティライフ学部は勤労世代から高齢世代、子ども生活学部は子ども世代に関する調査研究を行っており、両学部は生活者の生涯に関する生活環境について教育研究活動を行うことにより、本学の理念・目的である地域社会への貢献を果たしている。

評価の視点2：大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の適合性

本学の理念・目的のもとに、都市経済研究センター、子育て支援研究センターおよび国際交流センターを設置している。

都市経済研究センターは、都市経済分野を中心とした学際的、実証的な調査研究により、地域社会や都市経済の発展に貢献することを目的に設置されている(資料3-1)。都市経済研究センターは①公開講座、②シンポジウム・講演会、③地域産官学連携活動、④まち

なかクールシェア・コンサート等の事業を行っており、本学の理念・目的と適合している。

地域の保育環境や家庭生活の向上に資する子育て支援のあり方の研究を目的に、子育て支援研究センターは設置されている（資料3-2）。子育て支援研究センターは、①公開講座、②障がいのある子どもと家庭の支援、③地域の就学前施設との交流を取り入れた保育者養成、④親子遊びの会、⑤親子の自然体験のための環境教育、⑥リカレント教育の6つの事業を行っており、本学の理念・目的と適合している。

地域における国際交流及び留学生に対する修学支援を目的に、国際交流センターは設置されている（資料3-3）。国際交流センターは地域における国際交流の場、さらに留学生が日本の教育及び文化を学ぶ場としての役割を担っており、本学の理念・目的と適合している。留学生の日本語能力向上や大学祭における日本語スピーチコンテストの実施、地域における国際交流活動等を行っている。

評価の視点3：教育研究組織と社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

都市化・少子高齢化やグローバル化が進む現代において、地域が果たす役割がさらに重要になっている。このような中、本学は1999年度の開学以来、都市や地域に関する調査研究を行うとともに、また、留学生を積極的に受入れ、教育を行ってきた。さらに2014年度からは、海外留学を希望する学生の支援を目的に、栃木県が大学コンソーシアムとちぎとともに実施している「グローバル人材育成講座」にも参加している。また、この講座には両学部の教員が講師として授業を担当している（資料3-4）。2016年度から設置したシティライフ学部のホテル・観光コースは、栃木県において2016年3月に観光宿泊客を大幅に増大させる「とちぎ観光立県戦略」が策定されたことと軌を一にするもので、地域経済への貢献を目的に設置されている。

今後、日本の少子化と高齢社会の進展はさらに加速され、子どもの出生と子育ての支援について国の重点的な施策が期待されている。乳幼児期の保育の専門家を養成する子ども生活学部は、子どもが育ちにくい現代の社会環境を踏まえ、子どもの発達と子育て環境についての教育研究の役割が強く期待される分野と言える。また、子どもの生活にも異文化との出会いや国際的な視点を必要とする環境に変化してきているため、学生には「異文化理解」の科目や、「海外保育研修」（オーストラリアでの保育研修）もカリキュラムに組み込んで、国際的な視野を育てる工夫をしている。

以上の通り、大学の理念・目的に照らして、学部、センター等の設置状況は適切であるといえる。

**点検・評価項目②：教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。
また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。**

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

シティライフ学部と子ども生活学部の両学部は教育研究活動、都市経済研究センター、

国際交流センター及び子育て支援研究センターの活動を通じて、地域の発展及び人材の育成に貢献していると評価できる。シティライフ学部で新たに設けたホテル・観光コースは地域経済への直接的な貢献を目的に設置したものである。また、子ども生活学部の設置により、本学は子ども世代から高齢世代までを対象にした生活環境について、教育研究活動を行うことが可能となった。

都市経済研究センター及び国際交流センターの活動については、両センターが定期的に点検・評価を行い、自己点検・評価推進部会、自己点検・評価委員会で検証を行っている。この点検・評価を次年度の基本方針及び施策に反映させ、有効な改善・向上を図っている。都市経済研究センターについてはシンポジウムの開催、研究年報の発行及び公開講座等により、地域社会の発展に貢献していると評価している。これらの活動は、快適な都市生活の実現を目的にするシティライフ学部の教育研究活動を補うものである。国際交流センターについては、留学生支援及び地域における国際交流について成果を上げている。

子育て支援センターについては、随時会議を開催し、各事業別の会議において、毎回の活動の振り返りや次の活動への改善及び工夫について話し合う。その後年度末に各プロジェクト別のPDCAを作成、点検・評価を行い、自己点検・評価委員会で検証を行っている。

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

自己点検評価委員会の結果を基に、都市経済研究センター、国際交流センター及び子育て支援センターの各センターにおいて改善・向上策の検討を行う。

前回の大学基準協会認証評価の指摘を受け、2014年度より、都市経済研究センター、国際交流センターおよび子育て支援研究センターの間の連絡調整と学外組織との連携を図っている(資料3-5)。例えば、各センターの公開講座等の企画・実施については各センター間でスケジュール調整、講師の手配等が行われている。

また、都市経済研究センターと子育て支援研究センターでは、2015年度から栃木県の事業で小・中学生を対象にした「こども未来創造大学」に参加し、毎年夏休み期間中に地域の子ども向け講座も行っている。

(2) 長所・特色

- 本学には、「豊かな都市生活の実現」や「子どもの発達を支えること」に向けた教育研究を行う環境が整備されている。両学部において、子ども世代から高齢世代までを対象にした生活環境に関する調査研究を行い、成果を上げている。
- 両学部教員は、一部の科目について相互に授業を担当し、教育研究における学部間交流を深めている。
- 都市経済研究センターについてはシンポジウムの開催及び研究年報の発行等により、地域経済の発展に貢献している。
- 子育て支援研究センターの事業に、学生の参加（ボランティアや授業単位で）を促し、教育即実践に繋がる学習を積極的に進めている。実践に参加することで学生の学びにも役立ち、教育の効果をあげている。

- 都市経済研究センターと子育て支援研究センターは、シンポジウム及び市民講座等を共同で実施し、地域社会の要望に応じている。

(3) 問題点

都市経済研究センター、国際交流センター及び子育て支援研究センターの運営の担当者は大部分が本学専任教員である。今後、各センターの活動範囲を拡大するためには、人的な体制整備が必要である。

(4) 全体のまとめ

本学は開学当初から、他に先がけて都市の生活環境に関する教育研究活動を行い、快適な都市生活の実現に貢献できる人材を育成してきた。都市経済及び都市生活に関する分野では、約20年の実績を有している。

本学は現在では2学部体制となり、小規模な地方大学ではあるが、栃木県内の人材育成の要請に応じており、教育研究体制としては充実している。シティライフ学部と子ども生活学部は、都市生活に関する教育研究拠点として、地域社会の発展に貢献している。

都市経済研究センター子育て支援研究センター、国際交流センターの3つのセンターは、様々な活動を通じた地域社会との交流により、本学の理念・目的を具体化し、地域において一定の評価を得ている。

以上のとおり、教育研究組織は、大学の理念。目的に照らし適切に設置されており、大学基準3を満たしている。

第4章 教育課程・学習成果

(1) 現状の説明

点検・評価項目①：授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針（ディプロマポリシー）の適切な設定及び公表

両学部とも、既に設定されていた学位授与方針について改めて検討し、2017年4月の教授会において了承した。学位授与方針は教育目標を学習成果として明示し、学習成果についてはカリキュラムマップ及びカリキュラムツリー等で検証を行っており、適切に設定している（資料4-1、資料4-2、資料1-4 19頁、34頁）。

学位授与方針は本学ホームページ及び学生便覧において公表している（基礎要件確認シート表7、資料1-5 11頁、資料1-6 9頁）。また、入学時のオリエンテーションにおいて、教育目標とともに学生に周知している。

以上から、授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているといえる。

点検・評価項目②：授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：教育課程の編成・実施方針（カリキュラムポリシー）の設定及び公表

1) 教育課程の体系・教育内容

両学部とも、教育課程の編成・実施方針について、2017年4月の教授会において改定を承認した。教育課程の編成・実施方針は、各学部の教育目標に対応して作成されており、適切に設定している。また、本学ホームページ及び学生便覧において公表している（基礎要件確認シート表7、資料1-5 8～10頁、資料1-6 10～15頁）。

シティライフ学部の教育課程は、「豊かな都市生活の実現に貢献できる人材（専門家）」の養成を目的に編成されており、4つの能力の育成に重点を置いている。授業科目は4つの能力の育成に関連づけて配置されており、効果的な学習が可能になるよう配慮されている。シティライフ学部の教育課程の編成・実施方針は、学位授与方針に記載している教育目標に対応しており、学生便覧に記載している。2016年度にカリキュラムを改訂し、教養科目の充実を目的に「教養科目群」を設置、初年次教育を目的に「基礎ゼミ」を配置した。さらに、履修モデルを再編し、5つの履修モデルを設置した。

子ども生活学部の教育課程は、学位授与方針に基づいて設定した「教育目標」に沿って編成しており、各教育目標を実現する科目を配置し、学習成果を構造化して教育効果を高める工夫を行っている。子ども生活学部の教育課程の編成・実施方針は、学位授与方針に記載している「養成する人材」を育成する目的で3つの科目群を設定している（資料1-

4 34頁)。

2) 教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等

シティライフ学部では、学生便覧に授業科目区分を表示し、入学時オリエンテーションにおいて学生に説明している(資料1-5 17頁)。さらに、学生便覧に「教育課程の編成・実施方針」を明記し、教育目標と授業科目の関連について記載している。

教養知識は基礎教育科目、専門知識は専門教育科目で学ぶ。基礎教育科目は外国語科目、教養科目、情報処理科目、保健体育科目から構成され、専門教育科目は基本科目、発展科目から構成される。基礎教育科目は1年次及び2年次を中心に割り当てられ、専門教育科目は多くが2年次及び3年次に割り当てられており、教養科目から専門科目の基礎・応用へ体系的に学ぶことができるよう編成されている(資料4-1、資料1-4 19頁)。

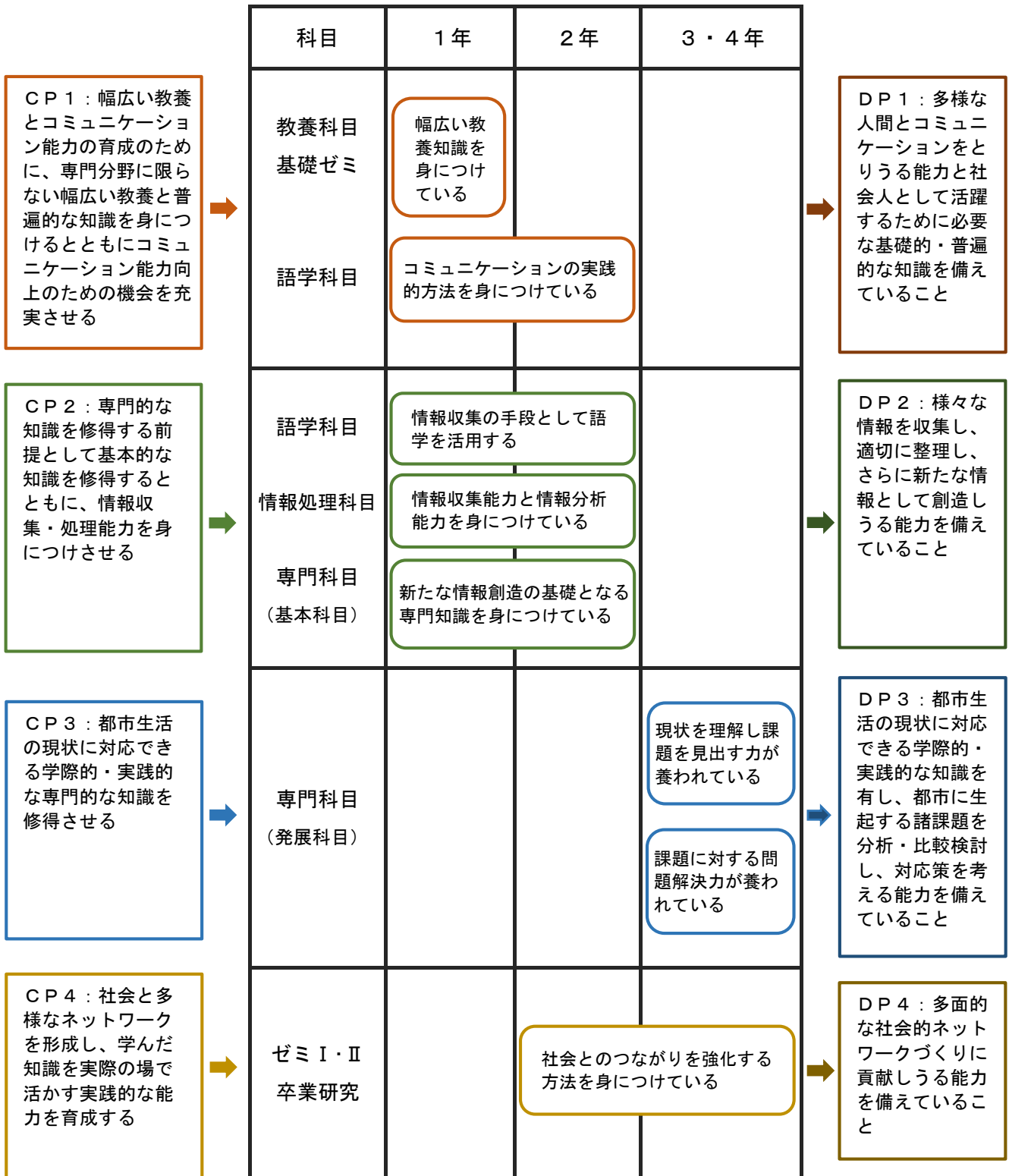
授業は大部分が講義形式であるが、「基礎ゼミ」、「ゼミナールⅠ」、「ゼミナールⅡ」及び「卒業研究」は演習形式である。「ゼミナールⅠ」及び「ゼミナールⅡ」はまちなかゼミ形式を取り入れており、教室内だけでなく、まちなかに出て調査等を行っている(資料4-3)。また、インターンシップやホテル実習(ホテル・観光コースの2年次)等、実践的な授業形態も取り入れている。

子ども生活学部では「学修の手引き」に「教育目標」、それに基づく「教育課程編成の考え方」が明記され、教育目標が授業科目群の基礎となっている構造がわかりやすく図示されている(資料4-2、資料1-4 34頁)。これにより学生・教員への周知を図っている。4年間にわたり学生を育成していくため、全人教育を目的とした3つの側面(子どもと共に生活を創る能力の育成・幼児教育者、保育者としての資質の養成・専門的基礎能力の育成)から捉え、基幹科目、教養基礎科目、教養演習科目、専門教育科目と体系的に教育課程を編成している(資料1-9)。

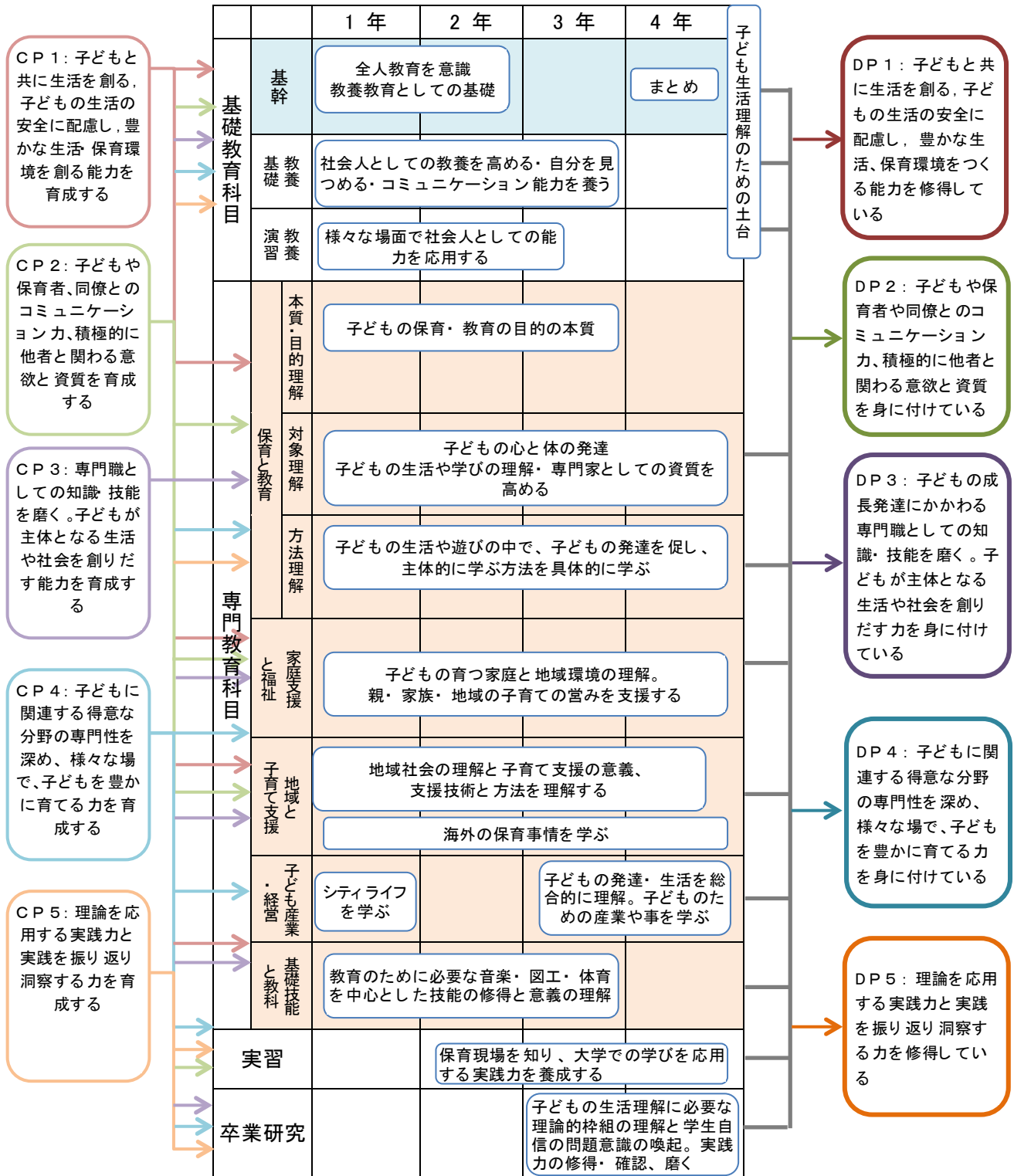
子ども生活学部の授業形態は、講義と演習・実技科目がほぼ同数である。講義科目もアクティブラーニングを多く取り入れる等、学生が主体的に学べる工夫をしている。実技系科目は、科目の性質により少人数のクラス分けをして実施する場合もある。さらに、免許資格取得に係る実習科目では保育現場での実習も行っている。

評価の視点2：教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性

シティライフ学部における教育課程の編成・実施方針と学位授与方針の連関性は図表のとおりであり、適切な連関性を有している(下図)。



子ども生活学部における教育課程の編成・実施方針と学位授与方針の連関性は図表のとおりであり、適切な連関性を有している（下図）。



以上から、授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているといえる。

点検・評価項目③：教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

評価の視点1：各学部において適切に教育課程を編成するための措置

1) 教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性

カリキュラムの編成方針は、学位授与方針と密接に結びついており、学年進行とともに、教養科目から専門科目、応用科目へと順次学びが深まるように編成されている。

シティライフ学部では、4つの能力の育成を目的に教育課程を編成している。

- ① 幅広い教養とコミュニケーション力の育成のため、教養科目、基礎ゼミ及びコミュニケーションスキルを配置。教養科目は自然、社会、人文、人間、教育の5分野から構成される。
- ② 基本的・普遍的知識の習得及び情報収集・処理能力の育成のため、外国語科目、情報処理科目、経済学と都市問題に関する基本科目を配置。基本科目は、経済学及びシティライフ学全般に関する導入的な科目で構成される。
- ③ 都市生活の現状に対応できる学際的・実践的な知識の育成のため、発展科目として69科目配置。発展科目は経済学の応用及び都市に関する専門的な科目であり、コース別に選択できるよう配慮されている。
- ④ 社会とのつながりを育成するため、「ゼミナールⅠ」、「ゼミナールⅡ」及び「卒業研究」を配置。学んだ知識を実際の中で活かす実践的な取り組みを重視し、教室で学ぶだけでなく、実際にまちの中の活動を体験して学ぶよう配慮されている。

子ども生活学部では、5つの能力の育成を目的に、教育課程を編成している。

- ① 子どもと共に生活を創る人として、子どもの生活の安全に配慮し、豊かな生活保育環境を創ることのできる能力を育成するため、教養基礎科目として、全人教育等の基幹科目を配置している。
- ② 子どもや保育者、同僚とのコミュニケーション力、積極的に他者と関わる意欲と資質を育成するために、1、2年時に人間の心理やコミュニケーション関係の科目を教養演習科目などとして配置している。
- ③ 子どもの成長・発達に関わる専門職としての知識・技能を磨き、子どもが主体となる生活や社会を創り出す能力を育成するために、保育の本質、目的、対象理解、方法理解に関する科目について、2、3年次を中心に配置している。
- ④ 子どもに関連する得意な分野の専門性を深め、様々な場で、子どもを豊かに育てる力を育成するために、音楽、リトミック、図画工作等の保育に必要な基礎技能の科目を1～3年次に配置している。
- ⑤ 理論を応用する実践力と実践を振り返り洞察する力を育成するために、家庭支援や地域と子育て支援などの広範な応用力を身に付けることが出来る科目を配置している。

2) 教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮

授業科目のナンバリングにより、順次性や体系性が確認できる。さらに、カリキュラムマップにより、教育課程の体系性が視覚的にわかるよう工夫をしている（資料1-8、資

料1-9)。

3) 単位制度の趣旨に沿った単位の設定

本学の授業科目は、講義、演習、実習で構成されている。学則(第23条)により、講義・演習は15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業時間数をもって1単位、実習および実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業時間数をもって1単位としている(資料1-2 第23条)。

4) 個々の授業科目の内容及び方法

シティライフ学部では、「基礎ゼミ」、「ゼミナールⅠ」、「ゼミナールⅡ」、「卒業研究」が演習形式、保健体育科目が実技形式であり、その他の科目は大部分が講義形式である。「ゼミナールⅠ」及び「ゼミナールⅡ」では、まちなかゼミという授業方法を取り入れ、社会とのつながりを重視した教育を実施している。また、「保健体育科目」では、シーズンスポーツとしてスキー実習を取り入れている。

子ども生活学部の基礎教育科目は、基幹科目、教養基礎科目、教養演習科目という3つのくくりで科目を配置しており、基幹科目には1年生から4年生までの選択必修科目として本学の建学精神である「全人教育」について学ぶ「現代の教養講座(Ⅰ～Ⅳ)」を設置し、第4学年にはまとめとして「宇都宮共和大学全人教育講座」を設置し複数の教員によるオムニバス形式で幅広い教養の取得をめざしている。教養基礎科目はすべてアクティブラーニングを含めた講義形式で行っている。

専門教育科目の授業形態は様々である。専門教育科目では、幼稚園教諭、保育士等の免許・資格の取得を意識し、教育・保育実習を軸とした学生の体験を重視し、授業科目間の連携による教育内容の総合化を図るため、演習形式、実習・実技形式での授業を手厚く配置している(資料1-6 II-6)。

5) 授業科目の位置づけ(必修、選択等)

シティライフ学部は、基礎教育科目を40科目、専門教育科目を98科目開講している。必修科目は外国語科目(留学生は日本語科目)、経済の基本科目、都市に関する基本科目、ゼミナール等14科目である。選択必修科目は、必修の英語以外の外国語科目(留学生は日本語科目)、教養科目、情報処理科目と専門教育科目である。専門教育科目の発展科目は、履修モデルに応じて選択できるよう編成されている(資料4-4)。

子ども生活学部は、保育者の養成を目的とするため、関係法令に基づき、基礎教育科目を33科目、専門教育科目を97科目開講している。必修科目は12科目であり、これらは本学部の特色を示す中心となる科目を設定している(「子ども生活学概論」、「保育原理」、「子ども理解の方法」等)。選択科目には免許資格取得用の科目も含まれるが、学位授与方針に基づき、学生の得意分野を深められる多様な科目も設定している。基礎教育科目は3つの領域、専門教育科目は7つの領域に区分しており、各科目はこの中に配置されている。これにより教育課程の中での位置づけと他の科目との関連性が明確になるようにしている(資料4-5)。

6) 各学位課程にふさわしい教育内容の設定(初年次教育、高大接続への配慮、教養教育と専門教育の適切な配置等)

シティライフ学部では、1年次の必修科目である「基礎ゼミ」と「経済の基礎」が初年次教育の役割を果たしている。「基礎ゼミ」では大学での勉学方法やコミュニケーションに

ついて学び、「経済の基礎」では大学で経済学を学ぶための基礎知識を身につける。これらの科目は、大学で学ぶための準備学習と位置付けられ、高校から大学への橋渡し役になるものである。

2016年度のカリキュラム改訂では、専門分野に限らない幅広い教養を身につけるため、教養科目を大幅に拡充した。教養科目として自然、社会、人文、人間、教育の5分野から17科目を配置し、選択必修科目とした。

子ども生活学部では、初年次には「生活講座」や「現代の教養講座」等、基礎教育科目に「生活」に視点を当てた科目群を充実させ、まずは自分自身の生活をふりかえる機会を与えている。これらの科目はほぼ全員が履修をしている。これらを土台に専門教育科目を配置しているが、本学部は保育者養成を行っているため、専門教育科目では「実習」（免許資格取得用）を軸にして科目を配置して実習と大学での学びを関連付けることで、科目間の連携をはかっている。

評価の視点2：学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

シティライフ学部では、「企業研究」と「インターンシップ」の科目において、職業選択に役立つ情報を提供している。学生は「企業研究」で企業や業界の動向について学び、「インターンシップ」で仕事を実際に体験する。

「ゼミナールⅠ」、「ゼミナールⅡ」、「卒業研究」の科目は、社会とのつながりを目的に設置されており、社会的自立を促す実践的な科目である。ゼミ募集についてはコース別に募集を行い、学生は将来の目標を考えて、自分が希望するコースのゼミを選択する（資料4-6）。

また、学生が将来の目標を考えて学修計画を立てることを目的に、コース修了認定制度を設けている。コース修了認定制度は5つのコースに決められた科目の単位を取得することにより、各コースの修了を認定する制度である。早くから目標を定めて学修計画を立てることは、社会的な関心や仕事への目的意識を深化させると考えられる（資料4-7）。

子ども生活学部は、保育者養成を目的としているため、免許資格取得のための授業の受講や実習を体験することが職業的自立を図る能力育成に直結する。また、1年次に開講されている「職業と家庭生活の設計」及び「生活講座」「生活技術演習」等の科目が生活力を育成する科目に該当する。

さらに、教育・保育実習のみならず、子育て支援研究センターの活動等の一部を授業の中に位置づけ、学生の体験的な学びを理論と結び付け総合的に学修する内容を取り入れており、学生の興味関心の広がりや学びが深まっている。

以上から、教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているといえる。

点検・評価項目④：学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

評価の視点1：各学部において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置

1) 各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等）

シティライフ学部では、学生の目的に応じた履修計画の作成と単位の実質化を図るため、学年ごとに1年間の履修登録単位数の上限を設定している。履修登録単位数の上限は1年次44単位、2年次48単位、3年次48単位、4年次48単位である（資料1-5 18頁）。

子ども生活学部では、学生の主体的学修を促し、単位制度の実質化を図るために、1年次から4年次までの各学年で履修する単位の上限を49単位に設定している（資料1-6 II）。

2) シラバスの内容及び実施

シラバスは、各学部で書式が統一されており、授業概要、到達目標、授業計画、準備学習、成績評価方法、教科書・参考書等、履修上の注意・学修支援等が明示されている（資料1-8、資料1-9）。シラバスは新入生に冊子を配布している。また、シラバスの内容は、本学のホームページ上に掲載し、学生が自由に閲覧できるようにしている。

シラバスの校正時には各学部の教務委員会で「シラバス作成上の注意点」等に照らして適切なものかどうかを点検し、不適切なシラバスは修正を求めている。また、授業内容とシラバスとの整合性を確保するために「授業改善のためのアンケート」及び「学生による授業改善アンケートに基づく教員の取組」を活用している（資料4-8、資料4-9）。

春学期末・秋学期末に行われる「授業改善のためのアンケート」では、シラバスに記載された教科書等について「教科書・資料などの教材は適切であった」という設問を置き、受講者に回答を求めている。また、「学生による授業改善アンケートに基づく教員の取組」では2017年度より「シラバスに基づいて授業を行ったか」も確認している。

子ども生活学部では、各教員が「シラバスふりかえりシート」を作成している。シラバスと実際の授業内容の比較、検証を行い、これを教員間で共有している。次年度のシラバスの改善につなげている（資料4-10）。

3) 学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法

(ア) 授業形態・方法について

少人数で授業が行われているため、教員の目が行き届き、教員と学生の距離が近い。学生の主体的参加が求められる雰囲気、環境にあるといえる。

子ども生活学部の講義形式での科目では、グループディスカッション、ディベート、ワールドカフェ、現地見学などの方法を用いて、学生の興味関心を引き出し、主体的に参加するように教員サイドも努力している（資料4-11）。また、保育者養成を担うため、保育実習（保育所及び施設）幼稚園等で実施される実習は学生の学習課題を引き出す絶好の機会となっている。年間延べ250名の実習生に対し、全専任教員が分担して事前・事後の指導及び巡回指導に当たっている。教員は、学生一人ひとりの実態を把握し、学生の課題を共有し、授業科目の内容・方法に活かしている。

(イ) 主体的参加を促す授業内容

シティライフ学部では、1年次から4年次まで通年の必修科目「基礎ゼミ」、「ゼミナー

ルⅠ」、「ゼミナールⅡ」、「卒業研究」を設置し、少人数教育を行っている。「基礎ゼミ」は1クラス10人程度、「ゼミナールⅠ」、「ゼミナールⅡ」、「卒業研究」の専門ゼミは最大10人なので、学生間の討論等も活発に行われる。

「基礎ゼミ」は少人数のゼミなので、課題演習やグループワークを行い、課題としてワークシート及びポートフォリオの作成を課している。学生時代の過ごし方や卒業後の人生について考える機会を提供し、主体的な行動を促す授業を実施している。

専門ゼミはまちなかゼミとして開講されているので、社会とのつながりも強化され、主体的に学習が行われている。講義形式の授業においても、双方向の授業を行い、主体的な参加を促している。さらに、新しく設置されたホテル・観光コースでは、ホテル実習を実施し、実践的な授業内容を取り入れている。

子ども生活学部では、実習以外に子どもや現職教員と接する機会を授業の中に位置づけ、理論と実践を結びつけ、即戦力となる人材育成も目指している。地域のこども園等を大学に招き、交流保育活動を複数授業の連携により実施している。学生自身が教材研究を行い、保育計画を立案し、実践を行う機会が得られている。ここには複数の学年が関わることもあり、1年生は上級学年の学生の様子を見て、子どもに接する方法等を学んでいる。指導には複数の教員がかかわり、それぞれの専門性を活かした助言を行っており、同時に科目間連携もはかれているといえよう。終了後には、園の先生との懇談の場を設け、振り返りを行っている。また、毎年、市内幼稚園の協力により、全学生が保育助手を体験している。この時には現場の先生方からのアドバイス等もあり、学生においては今後の学びの動機付けとなっている。その他、保育現場の教員等をゲストティーチャーとしてむかえ、学生と交流する機会も設けている。

(ウ)異学年との交流

本学では1・2年次の春に合宿交流研修を行っている。ここでは新入生が大学になじめるよう、2年生がプログラムを考案し、1年生に提供するというスタイルをとっている。同学年の仲間作りや先輩との交流を深めている。

子ども生活学部では、全学生が参加する「実習報告会」を年2回開催している。先輩の体験談やアドバイスを後輩が聞く機会を設けている。子育て支援研究センターでは複数のプロジェクトが行われているが、ここにも異学年による交流があり、お互いに育ちあう体験を繰り返し行っている。

(エ)授業形態に配慮した1授業あたりの学生数

講義形式の授業の受講者数は、大部分が50人以下である。

シティライフ学部では、演習形式の授業は「基礎ゼミ」が10人程度、「ゼミナールⅠ」、「ゼミナールⅡ」及び「卒業研究」が最大10人である。

子ども生活学部では、演習科目はクラス別（人数が50人未満の場合は合同で実施）で行っている。また、音楽（ピアノ）については、1人の教員に対し3名の学生でレッスンを行っている（資料4-12）。専門教育科目の必修科目の学生数は50人以下、選択科目は10～30人程度で、きめ細かな学習指導が行われている。

(オ)適切な履修指導の実施

本学では各学期の授業開始前に、オリエンテーション及びガイダンスを実施し、学年別に履修指導を行っている。1年生については入学時オリエンテーションを実施し、カリキ

ユラムの概要、履修方法や単位取得等について説明を行っている。さらに、欠席が多い学生に対しては指導及び注意喚起を行い、課題を抱えている学生に対しては別途個別指導を行っている（資料4-13、資料4-14）。

また、シティライフ学部では「ゼミナールⅠ」、「ゼミナールⅡ」において、コースに沿った履修を指導し、コース修了認定制度の活用を積極的に促している。

以上から、学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているといえる。

点検・評価項目⑤：成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

評価の視点1：成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

1) 単位制度の趣旨に基づく単位認定

本学では、大学の定めた評価基準に則り、成績評価と単位認定を行っている。複数の教員が担当するオムニバス形式の授業でも、評価方法を明記し、担当教員それぞれが共通した認識のもと、成績評価と単位認定を行っている（資料1-8、資料1-9）。

2) 既修得単位の適切な認定

既修得単位の認定は、学則に単位数の上限を定めており（第26条、第27条）、入学前の既修得単位の認定は30単位を超えないものとしている。編入、再入学の場合を除き、30単位を上限とし、学生から単位認定希望のあった科目に対して、成績表ならびにシラバスの提出を義務付けている（資料1-2 第26条、第27条）。提出されたシラバスをもとに、本学の当該科目を担当している教員が単位を認定するかどうか判断を行っている。科目名が異なる場合についても、シラバスを判断基準として単位認定を行っている。

3) 成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置

毎年4月のオリエンテーションにおいて、「全授業回数の3分の2以上の出席がない場合、学期末試験の受験が認められず、単位を取得することができない」旨、学生に周知し、学期末試験1週間前に「学期末試験受験不可の学生」の掲示を行っている。

成績評価については、一部の評価に偏らないよう配慮しており、S評価については、履修者の1割にとどめる等、成績評価分布の適性化に努めている。さらに、成績評価方法をシラバスに明示し、成績評価の客観性確保を図っている。

また、成績評価の指標とする目的で、2017年度からGPAを導入した。これは奨学金や授業料免除対象者の選定基準としても活用している。

シティライフ学部では、2017年度から一部科目を対象として、シラバスに成績評価基準を明示し、成績評価における更なる客観性と厳格性の確保を試みている（資料1-8）。

子ども生活学部では、各科目において、採点基準を提示している。学期初めに実施するガイダンス時には成績返却を行い、成績の確認をさせ、異議申し立てがある場合の措置について説明を行っている（資料4-14）。

4) 卒業要件の明示

学生便覧に明示し、ガイダンスで学生に周知している。「卒業研究」を必修化し、卒業要件としている（資料1-5 18頁、資料1-6 II）。

評価の視点2：学位授与を適切に行うための措置

1) 学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示

子ども生活学部では、学位論文審査基準を設定し、これに準じて評価を行っている（資料4-15）。

2) 学位審査の客観性及び厳格性を確保するための措置

シティライフ学部では、学位審査において「卒業研究」の単位取得を卒業要件の1つとし、卒業論文や研究レポート等の作成と発表を義務づけている。「卒業研究」の評価については、卒業論文及び研究レポート等提出後、1月に実施される卒業研究発表会における発表を踏まえて、各担当教員が評価を行う。この発表会ではパワーポイントを用いて報告することとしている。また、全教員が参加しており、3年生以下の学生も極力参加を促し、実施している。

子ども生活学部では、学位審査の1つである「卒業研究」は、年3回実施している発表会（4月の課題報告会、9月の中間報告会、12月の卒業研究審査会）により、各学生は自分自身の研究内容を発表している（資料4-16）。これらの発表会は、学部内の全教員及び3年生と4年生の全員の参加を原則としている。発表については、パワーポイントを用いて行っている。12月の卒業研究審査会の後には、指導教員全員による審査会を実施し、審査基準に基づいて提出論文の審査を行い、可否を決定している。

3) 学位授与に係る責任体制及び手続の明示

本学の学位授与に関しては、学則38条に基づき、各学部の定める科目区分毎に設定する卒業要件として定める単位を修めた者について、各学部教授会における審議を経て、「学士」の学位を授与することとなっている（資料1-2 第38条）。

4年次の2月に各学部で卒業判定資料を作成し、教授会における審議を経て、卒業を認められた者に学位が授与される。卒業判定の結果について、シティライフ学部では郵送、子ども生活学部では掲示により学生に周知している。

4) 適切な学位授与

本学では、教育目標を達成し、卒業要件を満たした学生に対して、シティライフ学部では学士（経済学）、子ども生活学部では学士（子ども生活学）の学位を授与している（資料1-2 第39条）。

シティライフ学部では、カリキュラムマップ及びカリキュラムツリーにより、各科目と教育目標の関連を明示し、成績評価において各科目の成績評価基準を到達目標と関連づけているので、成績評価から教育目標の達成を確認することができる。

子ども生活学部では、教育目標を達成するにあたり、「履修カルテ」を導入している（資料4-17）。最初に卒業時に目指したい人物像を設定し、それに向かって各年次での目標を記載させ、実行に移せるよう指導をしている。保育者としての資質については、半年毎に自己評価を行っている。記載内容はクラス担任や卒論担当者が確認し、学生本人にアドバイスをすると同時に、学生の資質や能力、適性を把握し、学位授与方針に沿った学生が育っているかを確認している。

以上から、成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているといえる。

点検・評価項目⑥：学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

評価の視点1：各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定

学習成果の把握及び評価は、ディプロマポリシーを踏まえ、各科目で実施される筆記試験、実技試験、レポート課題及び提出物の内容等で行っている。

シティライフ学部では2011年度の大学基準協会認証評価の指摘を受け、2013年度から運用されたカリキュラムにおいて、学習成果の達成を目的に「卒業研究」の科目を導入した。4年間の学習成果として、学生全員が論文その他の成果物を作成する（資料4-18）。「卒業研究」の成果物を提出した後、卒業研究発表会が開催され、提出者全員が研究成果を発表する。優秀な論文は審査委員会及び教授会での審議を経て、優秀論文賞として、学位授与式において表彰される。

さらに、ゼミ活動の一環として、外部組織主催の発表会及び本学大学祭における発表会等に積極的に参加しており、これらの活動も学習成果の達成と位置づけられる。外部組織主催の発表会には、うつのみや市政研究センター主催の政策提案発表会、大学コンソーシアムとちぎ主催の学生&企業発表会等があり、優秀な成績を獲得している（資料1-4 9～10頁）。

子ども生活学部では免許資格取得の為の実習や、4年間の集大成である卒業研究（学部開設時より必修科目）への取り組み等を通して習得させたい資質や能力の水準への到達度を総合的に判断している。卒業研究においては、優秀な論文は毎年、保育士養成協議会主催の学生研究発表会において発表を行っている（資料4-19）。

評価の視点2：学習成果を把握及び評価するための方法の開発

シティライフ学部では、2017年度に新しい学習成果の測定方法を導入した。各教員は担当科目について、学位授与方針と到達目標の関係をシラバスに明示する。到達目標に基づいた成績評価の観点を示し、この観点を基準にしてどの程度到達目標を達成したかにより、学習成果を測定する。学位授与方針と到達目標の関係が明示されているので、到達目標の達成度により、学位授与方針の達成度について測定することができる（資料1-8）。

両学部とも教職課程においては、教育実習を円滑に運営するため、教育実習委員会を設けている。さらに、大学と教育実習協力校との間の連絡・調整のための教育実習連絡委員会を置き、事前指導訪問から、実習期間中、実習終了後の学習成果及び評価の確認を行っている。介護等体験に際しては、教職課程の専任教員が、すべての特別支援学校及び社会福祉施設を訪問して現場指導を行い、学生の学習成果の把握に努めている。

また、卒業生へのアンケート調査において、学位授与方針の達成度について質問し、学習成果の把握を行っている（資料4-20）。

子ども生活学部では、保育現場における学生の実習の様子から、学習成果の把握を試みている。全教員が実習先への巡回指導を実施しており（資料4-21）、その際には最近の園の課題等をお話いただくことで、社会的ニーズの把握を行い、授業内容改善の検討材料としている（資料4-22）。

以上から、学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているといえる。

点検・評価項目⑦：教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価（学習成果の測定結果の適切な活用）

教務委員会において教育課程の内容及び方法について定期的に点検・評価を行い、自己点検・評価推進部会、自己点検・評価委員会で検証を行っている。この点検・評価を次年度の基本方針及び施策に反映させ、有効な改善・向上を図っている。

シティライフ学部では、「卒業研究」が必修化されたことに伴い、2016年度は卒業論文及び研究レポートの質、卒業研究発表会におけるプレゼンテーションの方法について検証し、改善の必要があると評価された。

子ども生活学部では、定期的に行われる幼稚園教育要領及び保育所保育指針の改定は、教育課程見直しの機会としている。この改定の方角を踏まえ、本学部の教育課程の改定は2016年度に、カリキュラム作業部会を設置し、開学時からの課題、各学年における学生の姿や各実習で求められる能力等を総合的に判断して教育課程の編成・見直しを行った。次の改定（2019年度）に向けて、教務委員会を責任部署とし、科目担当教員から現在運用中のカリキュラムに対する意見の聞き取り、就職先を対象としたアンケート調査を行っており、現場のニーズや課題の抽出を行っている（資料4-22）。カリキュラム改定に反映させる予定である。教員間で成績評価にややバラツキがあること、シラバスにおける成績評価基準の記載が分かりにくいことから、2017年度は卒業研究と実習評価基準の見直しを重点的に実施した（資料4-23）。

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

自己点検評価推進部会、自己点検評価委員会の結果を基に、教務委員会において改善・向上策の検討を行っている。

シティライフ学部では、2017年度は「卒業研究」について、卒業研究発表会におけるアンケート調査を導入し、卒業研究の内容とプレゼンテーションの方法について教員から意見を聞き、学習成果の評価の客観性・厳格性の確保に努めている。また、カリキュラムツリーの修正及びカリキュラムマップの作成を行い、2018年度シラバスに明示した。

子ども生活学部では、2015年度に教務委員会を責任部署としてカリキュラムの改定案作成と成績評価基準の見直しを行った。カリキュラムを改定するにあたり育成したい学生像の明確化が急務であると考え、自己点検・自己評価委員会と協働して全教員が参加したFD研修を実施し、育成したい学生像を作成した（資料4-23）。2019年度の改定に向けて初年度教育とリメディアル教育の強化を視野に入れたカリキュラム案を策定中である（資料4-23）。実習評価基準と卒業研究評価基準の明確化については、2017年度に教務委員会を中心に評価基準に関するFD研修を実施し、学習成果の客観性・厳密化、見える化を行った（資料4-15、資料4-23）。さらに、卒業生の就職先に調査を実施し（資料4-22）、本学を卒業した学生の育ちを検討している。また、実習委員会を中心に子ども生活学部全教員が関わる「実習協議会」を定期的実施しており（資料4-24）、実習園から様々な話題等を提供いただくことで、現場から求められる保育者像を探っている。

以上から、教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているといえる。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているといえる。

（2）長所・特色

- シティライフ学部では、都市について経済、生活、まちづくり等異なる視点から学ぶことができる。教育内容もこのような視点から作られており、履修モデルとして5つのコースを用意している。
- まちなかゼミは、シティライフ学部の特色の一つである。教室内だけでなく、まちに出て調査・研究を行うので、ゼミ活動に対する学生の積極的な役割を期待することができる。さらに、学生による様々な発表会への参加は、社会とのつながりを強め、学生の主体的行動を促す要因になっている。
- 子ども生活学部では、乳幼児期の子どもの生活、保育・教育や社会環境に関する専門家の養成に加え、平成28年度から星槎大学通信課程と提携し、小学校・特別支援学校教諭免許状を修得できるようにした。そこで、「幼稚園教諭・保育士」「幼・小連携」「幼児教育・子育て支援・特別支援学校」「子ども関連産業」の4つの履修モデルの設定が可能となった。
- カリキュラムの中に「海外保育研修」を位置づけている。オーストラリアの保育施設において、子どもと実際に関わりながら、子どもの自主性を尊重する保育の在り方を体験的に学修する。また、英会話の基本を現地の専門学校で学び、幼児とのコミュニケーション能力を身につけ、海外の日常生活や文化について研鑽を深める内容である。
- 卒業研究は、図工、音楽等、保育に関わる多様な分野に対応することができる。

（3）問題点

- シティライフ学部では、成績評価の客観性及び厳格性を目的に、2017年度から新たな成績評価の測定方法を導入した。今後、この効果を検討し、必要があればさらに改善を試みる。
- 子ども生活学部の授業内容は、講義、演習、実技、実習等、多岐にわたる。そのた

め、成績評価の客観性及び厳格性の明確化が課題であり、2017年度のFDの課題として取り組んでいる。

- ▶ 子ども生活学部の初年次教育については、2019年度から施行するカリキュラムにおいて充実させる予定で、現在検討中である。

(4) 全体のまとめ

シティライフ学部では、カリキュラムについては3年～4年のサイクルで見直しを行っており、学習効果や社会的要請に配慮したものになっている。2011年度の大学基準協会認証評価において、学習成果の達成について指摘を受け、2013年度には「卒業研究」を必修科目として導入した。また、2016年度には、初年次教育を目的として「基礎ゼミ」を導入し、教育目標であるコミュニケーション力の強化を図った。

さらに、履修モデルを再編し、コース修了認定制度を導入したことにより、履修計画の策定が容易になった。コース修了認定制度の導入により、学生の目的意識明確化を促し、効果的な学習成果を期待することができる。

次の課題は、学生に対する学習効果とその効果の測定方法である。効果的な教育方法や学習成果の測定指標の開発については、現在進めているところであり、今後も改善を図っていく。

子ども生活学部では、地域の保育施設との交流を授業に取り入れている。学生においては、授業の中で現職保育者や上級学年の学生の姿をお手本とすることができ、自らの課題や現場のニーズ把握する機会となっている。教員側は、子どもと接する学生の姿から、授業内容の再検討や科目連携の内容についての検討材料を得ている。

科目の性質上、学部開始時より、多くの授業でアクティブラーニングを積極的に取り入れている。さらに、複数の教員で行う授業科目もあり、それぞれの専門性を活かした視点で授業を行い、学生の中では、各科目で学んだ知識をつなげ、学びを深めるきっかけになっていると思われる。

以上のとおり、学位授与方針に基づき、適切に教育課程が設定されており、大学基準5を満たしている。

第5章 学生の受け入れ

(1) 現状の説明

点検・評価項目①：学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：学位授与方針（ディプロマポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラムポリシー）を踏まえた学生の受け入れ方針（アドミッションポリシー）の適切な設定及び公表

学生の受け入れ方針は、大学の理念・目的及び将来像を踏まえて作成された学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえて、適切に設定され、公表されている。

具体的には、シティライフ学部、子ども生活学部が求める学生像として『入学案内』および『入学試験要項』に明記し、同様の内容をホームページでも公表している（資料1-4、資料5-1、基礎要件確認シート表12）。

評価の視点2：入学前の学習歴等の求める学生像、入学希望者に求める水準等の判定方法を踏まえた学生の受け入れ方針の設定

1) 入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像

入学前の学習歴と学力水準、能力等については、意欲・態度（人間形成の基礎）、日常生活・学校生活・社会貢献（対人支援・生活管理能力の基礎）、国語・英語（言語表現力の基礎）、数学・情報処理（思考・判断力の基礎）、簿記・保育技術（知識・技能の基礎）を重視している（資料5-1）。

2) 入学希望者に求める水準等の判定方法

受験生の高校在学時の学力水準を評価するものとして、指定校推薦入学試験の基準を評定平均値3.2とし、さらに指定校入試の際に適用可能な『地域創生奨学金制度』による授業料全額免除、半額免除の基準をそれぞれ4.2以上、4.0以上としている（資料5-1）。

入学希望者の合否判定は、調査書、筆記試験、面接試験、プレゼンテーション試験、小論文をもとに行っている。このうち、プレゼンテーション試験は本学が求める学生像に則したコミュニケーション能力、情報力を判定するため、面接に代えて受験することができるようになっており、さらに、特定の資格を取得している場合も、『入学金免除制度』等の特待生として入学を許可している。（資料1-4 41～42頁）

留学生受験生に対しては、本学に合格するためには日本語能力試験N2合格程度の日本語能力が必要であることを学生募集要項に明記している。留学生の入学試験では日本語筆記試験と面接を課している。この筆記試験で日本語能力を客観的に判定している。面接では、本学のアドミッションポリシーを理解しているかどうか判断できる質問を投げかけ、それに対する回答を合否の判定に組み入れている。その他、出身高校の成績表、日本語学校の成績表などを総合的に評価して合否判定を行っている。（資料5-2）

また、留学生に対しては入学直後に日本語プレースメントテストを実施し、異なる試験

を受験した入学生に対し、入学時点での日本語能力の再評価を行っている。

点検・評価項目②：学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

評価の視点1：学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定

本学では、アドミッションポリシーに基づいて、AO入試／指定校推薦入試／公募推薦特待入試／特待入試Ⅰ・Ⅱ／一般入試Ⅰ・Ⅱ／センター試験利用入試Ⅰ・Ⅱ／社会人入試／3年次編入学試験／科目等履修生等の入学者選抜方法を用意している。また、各入試区分における面接に代わるプレゼンテーション入試を導入している（資料5-1）。

2018年度入試では、アドミッションポリシーに即して入学者選抜方式を抜本的に見直し、センター試験利用入試以外の全ての入試に面接を課し、意欲・態度（人間形成の基礎）や日常生活・学校生活・社会貢献（対人支援・生活管理能力の基礎）などの人間性を評価するような選抜方法に改善した。また、特待生入試を統一し、国語・英語（言語表現力の基礎）、数学・情報処理（思考・判断力の基礎）、簿記・保育技術（知識・技能の基礎）の基礎学力から評価できる試験を実施している。

また、本学独自の地域創生奨学金制度を導入し、地域に貢献できる人材の養成に努めている（資料5-1）。

以上のように、学生のアドミッションポリシーに基づいて学生募集方法及び入学者選抜制度を適正に設定している。

評価の視点2：入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備

本学では各学部に入学者試験・広報委員会を設置し、定期的に委員会を開催し、責任所在を明確にした入学者選抜のための体制の適切な整備をしている。委員会の目的は「入学者試験（3年次編入学試験を含む。）に関する事項を審議、処理又は実施すること（委員会規程第2条）」であり、その任務は、

- 一 学生募集に関すること
- 二 入学者試験の実施に関すること
- 三 入学者試験の選抜に関すること
- 四 入学者試験広報活動に関すること
- 五 その他入学者試験、学生募集及び広報活動に関すること

の5点である。（委員会規程第3条）

委員会は「教授会から選出された教員5名をもって組織する」としている（資料5-3）。また、両学部の入学者試験広報委員会の連携・協働体制の中で、学長を最高責任者として入学者選抜実施に当たっている。

以上のように入学試験・広報委員会を組織し、責任の所在を明確にした入学者選抜実施のための体制は適切に整備されている。

評価の視点3：公正な入学者選抜の実施

2018年度入試は、6回のAO入学試験、指定校推薦入学試験、公募推薦特待生入学試験、特待生入学試験、一般入学試験Ⅰ期、社会人特別入学試験（一般入学試験と同日）、一般入学試験Ⅱ期、センター試験利用入学試験Ⅰ期・Ⅱ期という9系統の入試区分に従って、入学者選抜を実施した。実施に当たっては委員会委員をはじめとする学部教員が試験監督を、事務局職員が志願者の誘導を含む入学試験運營業務を担当し、公正な入学者選抜を実施した。

さらに、公正な入学者選抜のために、面接・プレゼンテーション入試においても統一した評価基準に基づいて、受験者ごとに複数の監督者が判定を行っている。試験終了後、全面接官および試験採点官の合同判定会議を実施している。

評価の視点4：入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

入学者選抜は、AO入学試験と指定校推薦入学試験については専願、その他の入試区分については専願に併せて併願での受験を可能として実施した。指定校推薦入学試験の志願者の受け入れ人数は、各高校から各学部1名ずつを原則としているが、地域創生奨学金制度を利用しての受験はもう1名の受験が可能であり、さらに指定校推薦での受験を希望する受験生に対しては、公募推薦特待生入学試験の受験が可能となるように配慮し、指定校推薦の資格条件の中に規定してある学校長の推薦に対して、公募推薦特待生入試では、生徒指導主事、3学年主任、3学年担任等学校長以外の高校教員による推薦状での受験をできるようにしている。

選抜方法については、アドミッションポリシーに掲げている「協調性に富み、コミュニケーション能力のある学生」及び「子供を取り巻く生活・社会環境に高い関心を持つとともに卒業後子どもを対象とした職業につくことを希望し、学ぶことを望んでいる学生」を選抜する手段として、センター試験利用入学試験以外の試験区分に面接試験を課し、また、教育目標に掲げている「情報を収集・整理し、創造しうる能力」及び「現場での実践力と洞察能力」を養うことを前提として、面接に代えてプレゼンテーション試験での受験が可能になるように配慮した。高校在学中に学内外の研究発表やまちづくり等に関連したボランティア活動等の参加した経験のある受験生は、それらを活用したプレゼンテーションと、その内容に関する質疑をもって面接試験に変えることが出来る。これら二つの試験方法は、受験生の高校在学中の成績だけでなく、入学後の意欲や卒業後の将来の希望等を、明確に把握する為に有効である（資料5-4）。

また、長坂キャンパス、宇都宮シティキャンパスともに、施設のバリアフリー化を進めて、障がいを持つ志願者の受験に対するハード・ソフト両面での対応が出来るようにして

いる。

留学生の入試に関しては、4月入学生は一般入試を1月と3月の2回、9月入学生は7月に一般入試を1回実施した。指定校推薦入試は4月入学の1回のみとし、1月に実施した。留学生用募集要項は日本人学生と別冊子とし、留学生にとって読みやすくわかりやすい冊子となるように作成した。

留学生の入学試験の日本語の問題は日本語能力試験の文法・語彙の出題基準を参考に日本語能力試験のレベルに沿った問題を作成した。このことにより、年度内3回実施した一般入試の問題の難易度が均等となり、どの試験でも一定の基準で合否判定ができた（資料5-2）。

点検・評価項目③：適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき、適正に管理しているか。

評価の視点1：入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理

1) 入学定員に対する入学者数比率

シティライフ学部：入学定員と入学者数、並びに入学定員に定める入学者数の割合を示す入学者比率（入学定員比率）は、2013年度では、入学定員100名に対して入学者33人となっており、入学者比率は33%であった（大学基礎データ表2）。2014年度からは入学者定員を60人とし、同年の入学者数が38名であったので、入学者比率は63%であった。2015年度は入学者数33人、入学者比率55%、2016年度は入学者数37名、入学者比率62%、2017年度は入学者数50人、入学者比率83%となっており、2013年度から2018年度の5年間の平均では、入学者比率は59%であった。

子ども生活学部：2013年度から2017年度までの入学定員100名に対する入学者数と入学者比率は、2013年度で49名・49%、2014年度39名・39%、2015年度51名・51%、2016年度40人・40%、2017年度37人・37%となっており、入学者比率の2013年度から2017年度までの5年間の平均は43%であった（大学基礎データ表2）。

2) 編入学定員に対する編入学生数比率

編入学についての定員は定めていないが、2013年度から2017年度までの5年間で、シティライフ学部で2名、子ども生活学部で3名が編入学をしている。

3) 収容定員に対する在籍学生数比率

シティライフ学部：収容定員に対する在籍学生数の比率である在籍学生数比率（収容定員比率）は、2013年度の場合、収容定員400名に対する在籍学生数158名で、在籍学生数比率は40%であった（大学基礎データ表2）。2014年度は入学定員が60名となったため、収容定員360人に対する在籍学生数139名で、在籍学生数比率は39%となった。2015年度は収容定員320人に対する在籍学生数130名、在籍学生数比率41%、2016年度は280名に対する在籍学生数136名、在籍学生数比率は49%、2017年度は収容定員240人に対する在籍学生数148名、在籍学生比率62%となっており、在籍学生数比率の2013年度から2017年度までの5年間の平均は46%であった。

子ども生活学部では2013年度の場合、収容定員300名に対する在籍学生数は148名、在

籍学生数比率は49%であった(大学基礎データ表2)。2014年度には収容定員400名(この年度以降2017年度まで)に対する在籍学生数は177名、在籍学生数比率は44%。2015年度、収容定員400名に対する在籍学生数187名、在籍学生数比率は47%。2016年度、在籍学生数163名、在籍学生数比率41%。2017年度、在籍学生数154名、在籍学生数比率39%となっており、在籍学生数比率の2013年度から2017年度までの5年間の平均は44%であった。

4) 収容定員に対する在籍学生数の未充足に関する対応

シティライフ学部では2014年度に入学定員を60名に変更し、併せて、入学試験、4年間の学びと暮らし、卒業後の就職という3つのポイントについて明確な情報の提供をするよう入試広報活動を展開して、現在に至っている。2018年度入試実績では、入学者数が61名となり、定員を充足した。

子ども生活学部では2018年度入学定員を70名に学則変更をし(資料5-5)、中期計画を立て早期に入学者比率の70%以上を達成することを目標にしている(資料1-7 4頁)。2018年度入試実績では、入学者数は45名(64%に増加)であった。

両学部の収容定員に対する在籍学生の未充足に関しては、高校訪問、オープンキャンパス等の宇都宮共和大学主催の入試広報イベント、業者主催進学ガイダンス、高大連携授業等を活用して、入学志願者、受験者の獲得に努め、対応している。

高校訪問は4月期・5月期(主として学園入試説明会に関するもの)、6-7月期(学園入試説明会フォローアップ)、9月期・10月期(指定校推薦などの入試相談と情報収集)、1月期・2月期(春の大学体験講座の広報と次年度に向けての関係構築)と各期の目標を設定して実施している。

オープンキャンパスは6月、7月、8月、9月の4回実施している。主要な対象として想定しているのは、6月が学部受験を視野に入れている高校3年生及び過年度生、7月が指定校推薦入学試験及び公募推薦特待生試験の受験を検討している高校3年生、8月がAO入学試験、特待生入学試験、一般入学試験等の受験を視野に置いている高校3年生、10月は大学進学と大学卒業後の進路としての各種職業に関する情報収集を目的としている高校1、2年生を対象とする、大学生活、就職活動、職業ガイダンスとなっている。

オープンキャンパス開始前の5月には、長坂キャンパスにて大学と短大の共同による『学園合同入試説明会』を実施している。県内外高校の進路指導担当あるいは担任等の高校教員に参加を呼び掛けるイベントであり、2017年は茨城県からの1校の参加を含めて、34校40人の教員の参加があった(資料5-6)。学園合同入試説明会は県下の高校への広報に成果があり、本学への理解・信頼が向上している。

宇都宮共和大学では、宇都宮短期大学と共同で『高校生対象 出張講座プログラム 宇都宮共和大学 宇都宮短期大学 課外授業』を編集、発行し、県内高校等関係各機関に配布している(資料5-7)。2017年度も大学2学部、短大2学科の教員が各自の専門分野に関するテーマで、高校生にも理解しやすく配慮した授業内容を掲載している。シティライフ学部では、2017年5月、6月に8名の教員が宇都宮短期大学附属高校生徒に対する高大連携授業を実施しており(資料5-8)、子ども生活学部では高校生を対象とした「保育・幼児教育・初等教育に係る高大連携授業」を8月初旬に4日間開催し、附属高校から52名、附属外の2高校から12名の参加者が得られた(資料5-9)。

加えて例年3月には長坂キャンパスにて大学・短大共同での『春の大学体験講座』を開催し、外部から招へいた講師を含む30名以上の講師による授業を行い、県内の10数の高校から700名を超える高校生が参加している（資料5-10）。

業者主催の進学ガイダンス、進路説明会は志願者に対して教職員が直接入学試験関連情報を提供すると同時に、志願者のニーズを明確にできる絶好の機会である。2017年度は県内外26箇所の会場内に設置された共和大学ブースで80人（シティライフ学部30人、子ども生活学部50人）の志願者、高校進路担当教員等と懇談し、さらに県内を中心とする高校内進路相談会等では、32校107人（シティライフ学部64人、子ども生活学部43人）の高校生徒に対して模擬授業を含む情報提供と要望等の聴取を実施した（資料5-11）。

点検・評価項目④：学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。
また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

毎年度、入学試験・広報委員会が作成したPDCAサイクルを、自己点検・評価推進部会、自己点検・評価委員会で検証を行っている。PDCAサイクルを点検・評価する為に活用している資料としては、高校訪問時に収集した進路指導担当教員からの志願者動向、本学に対して寄せられた資料請求者の情報、オープンキャンパスの際に実施されるアンケートによる志願者からの情報がある（資料5-12）。

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

入学試験・広報委員会によるPDCAの検討結果を自己点検評価委員会に報告し、その審議を経て、次年度の改善目標を設定して実行している（資料5-13）。

具体的には、アドミッションポリシーと教育目標に掲げる「コミュニケーション能力」と「情報力」及び「現場での実践力と洞察能力」を測るための試験方法として、2016年度入試から面接試験に併せてプレゼンテーション試験での受験を選択できるようにし、2018年度入試からは、センター試験利用入試を除くすべての入学試験に面接試験またはプレゼンテーション試験を導入している。

シティライフ学部の場合、2016年度入試は1名、2017年度入試は2名、2018年度入試は3名の志願者がプレゼンテーション試験を選択して入学試験に臨み、合格を果たしている。

子ども生活学部では、2018年度入試1名の志願者がプレゼンテーション試験を選択し、合格している。

(2) 長所・特色

シティライフ学部と子ども生活学部は、大学の理念と教育の目的を踏まえ、それぞれ独自のアドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシーを構築し、公

表しているが、学生の募集と入学試験の実施については、情報の共有を強化しつつ綿密な連携を相互に取り合っている。入試広報活動の総括と今後の方針については大学協議会や学生募集全体会議での統一的な議論を経て、高校訪問や業者主催のガイダンス等で入手した受験生に関する情報を、高校訪問支援ソフト等により共有している。毎年の受験生のニーズに即応して入学試験の方法を改善するように努力するとともに、奨学金制度の諸条件についても同様の改善努力を重ね、適正な学生の受け入れの態勢向上を図っている。

➤ **【全学的学生募集体制の強化】**

全学的な学生募集の取組みとして、学生募集に関しては、全教職員が協働して対応できている。特に、高校訪問に際しては教職員全体体制で実施すると同時に、エリア担当制にして、高校の進路指導担当教員との連絡・連携を密にするように改善している。

➤ **【情報開示・情報共有のシステム改善を推進】**

ホームページは事務局と入学試験・広報委員会の共管事項である。年間のトピックス掲載内容・原稿作成者・担当部署をあらかじめ決めておいて対応している。特に、広報活動としてフェイスブックなどのSNSの活用や、HPのリニューアルと同時に原稿作成、掲載に関してスピードアップを図り、より早く最新の情報を受験生向けに魅力あるものとして提供できるように改善した。また、2016年度から高校訪問情報支援ソフトを活用して、学生募集の効率化と2学部間で情報の共有を行っている。

➤ **【高校生志願者に対する積極的かつ直接的な情報提供の実現】**

高校生に本学の概要を説明する場として、業者主催の入試相談会(栃木県内を中心に)を積極的に活用した(資料5-11)。大学案内パンフレットは極力写真映像を活用し、紙面構成を見やすくすると同時にAR技術を導入して動画配信ができるシステムを導入(資料1-4)した。

➤ **【多彩な奨学金制度の導入による志願者への就学機会の提供】**

本学の入学試験は、多彩な奨学金制度を活用して、成績は優秀であるが経済的事由等により、県外の大学等への進学を断念せざるを得ない志願者に大学進学と県内就職の機会を提供している。

➤ **【志願者の就学意欲・将来展望を重視する入学者選抜方法導入の姿勢】**

奨学金制度の対象ではない志願者に対しても、学業成績に代えて、入学後の修学、各種のまちづくり提案事業等への取組に対する関心や意欲、卒業後の進路に対する姿勢等を考慮に入れた入学者選抜を展開している。

(3) 問題点

子ども生活学部では、幼稚園教諭、保育士資格取得希望の高校生は、地方の経済の低迷から、同じ資格を2年で取れる短大、専門学校志向が根強く、および近年既設の短大・大学が保育系の定員増をしている。子ども生活学部と連携の深い地元の幼稚園保育所への就職内定率は毎年100%に近く、就職先アンケートでは4年間の学修成果を評価する意見も少なくない。今後は地域創生奨学金制度の周知を含め、地方の4年生大学のメリットをさらに広報していくことが必要といえる。

(4) 全体のまとめ

学生の受け入れについては、入試広報委員会を中心に2学部2キャンパスの全教職員が協力して改善に向けての努力を続けてきており、大学全体としては充足率が微増の兆しを見せてきている。今後は、この傾向を更に発展させるために、相互に協力して学生の受け入れについての更なる努力を続けていく必要がある。

以上のとおり、学生の受け入れに関しては、学生の受け入れ方針を明らかにし、それに基づいて適切に実施している。定員充足率については、いまだ十分とは言えないが、定員充足のため、両学部が一体となって取り組みを進めている結果、入学者数の増加が見られる。従って、大学基準5については、いまだ未だ入学者実績において不十分な点もあるが、概ね基準を満たしている。

第6章 教員・教員組織

(1) 現状の説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学として求める教員像の設定（各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等）

本学は、大学の理念・目的に基づき、「宇都宮共和大学が求める教員像および教員組織の編制方針」を2017年10月に各学部教授会で決定し、内部質保障会議で報告した。学園としての建学の精神、大学の理念・目的はすでに定められ、本学の教員はこれらの内容を十分に理解していることが必要であり、これが本学の求める教員像の基本的方針である。従って、宇都宮共和大学の求める教員は、専門分野に関する能力を有し、本学の建学の精神並びに学則第1条に定める大学の目的及び各学部の教育目標を理解したうえで、学生の教育に真摯に携わることのできる教員である。

教員の採用に当たっては、専門分野に関し博士の学位を有していること又はこれに準ずる能力を有していることを条件にしている。また、実務に係る科目の教員については、実務経験及び教育経験を十分に考慮して採用しており、専門分野に関する能力については十分に有していると言える（資料6-1：http://www.kyowa-u.ac.jp/common/disclosure/2-1teachers_image.pdf）。

さらに、本学の目的、各学部の教育目標等について十分に理解して学生の教育に当たることを確認した上で、新規教員を採用している。

評価の視点2：各学部の教員組織の編制に関する方針（各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

教員組織の編制に関する方針に基づき、適切に教員を配置している。大学の理念・目的に照らして各学部で定められている教育目標に基づき、カリキュラムポリシーが定められており、このカリキュラムポリシーに対応できるよう教員組織を編制している。教員組織の編制方針については、ホームページに明示している（資料6-1）。

シティライフ学部では、経済・経営、都市づくり、社会・法律、語学、情報、教職等、教育研究活動に必要となる分野について適切な人材および人員を配置している。

子ども生活学部では、幼稚園教諭免許、保育士資格を与えることを目的とするため、幼稚園教諭養成については、「教職課程認定基準」に基づき、また保育士養成課程については「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」に基づき、教科に関する科目、および教職に関する科目の必要専任教員数を満たすよう、教員組織を編制している。

以上のとおり、大学として求める教員像及び教員組織の編制に関する方針に照らして適切である。

点検・評価項目②：教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

評価の視点1：大学全体及び学部ごとの専任教員数

教員数は大学設置基準及び教員組織の編制方針に基づき、適切に教員を配置している。2017年度の専任教員数はシティライフ学部17人、子ども生活学部16人であり、大学全体で33人である（[大学基礎データ表1](#)）。

シティライフ学部における職位別人数は教授9人、准教授3人、講師5人であり、子ども生活学部における職位別人数は、教授8人、准教授5人、講師3人である。

評価の視点2：適切な教員組織編制のための措置

1) 教育上主要と認められる授業科目における専任教員（教授、准教授又は助教）の適正な配置

2017年度現在、シティライフ学部では専門分野別に見ると、経済・経営7人、都市づくり3人、社会・法律2人、語学2人、情報1人、教職2人である。この教員配置は、シティライフ学という学際的な教育研究内容の特徴を反映したものである。教職課程については、中学校教諭一種免許及び高等学校教諭一種免許に適合する教員として、

教科に関する科目 4人（経済学2人・法学1人・都市学1人）

教職に関する科目 3人（教育原理1人・社会科教育法1人・教育心理学1人）

を適正に配置している。

子ども生活学部ではほとんどの学生に幼稚園教員免許状、保育士資格を授与するので、教育職員免許法、保育士養成課程教科目に適合する教員の配置を行っている。

幼稚園教員免許取得課程については 現在の教員配置（2017年度）は

➤ 教職の意義等に関する科目及び教育の基礎理論に関する科目 2人

➤ 教職課程及び指導法に関する科目、生徒指導、教育相談及び進路指導室に関する科目 5人

➤ 教科に関する科目については、現在は5教科設置し、9人配置している。

保育士養成課程に関しては、以下の5系列に最低一人の配置が必要であるが、2017年度現在、下記の通り、各系列に1名以上配置されており、十分といえる。

➤ 保育の本質・目的に関する科目 3人

➤ 保育の対象の理解に関する科目 1人

➤ 保育の内容・方法に関する科目 7人

➤ 保育の表現技術 3人

➤ 保育実習 2人

である。合計16人で組織されている。

現在教育職員免許法・同施行規則の改正に（2016年12月）にともない、幼稚園教職課

程再認定の申請中であり、上記教員編成は今後若干の修正が行われる見込みである。

2) 教員の授業担当負担への適切な配慮

各教員は原則として年間11コマ(1コマは1回90分の講義を15回)程度の講義を担当することになっているが、個別事情に応じて、年度間で調整が行われている。

また、シティライフ学部における「基礎ゼミ」の担当については、専門ゼミ担当の負担を考慮し、各教員の負担がバランスするよう適切に配慮している。

3) バランスのとれた年齢構成に配慮した教員配置

教員構成は特定の範囲の年齢及び性別に偏ることがないように配慮している(大学基礎データ表5)。

シティライフ学部における2017年度の年齢構成は、70歳代が1人、60歳代が7人、50歳代が3人、40歳代が3人、30歳代が3人である。

子ども生活学部における2017年度の年齢構成は、70歳代1人、60歳代5人、50歳代4人、40歳代3人、30歳代3人とやや若い年代にシフトしているが、全体としてはバランスが取れているといえる。

評価の視点3：学士課程における教養教育の運営体制

シティライフ学部における教養教育は外国語科目、情報科目、教養科目の基礎教育科目と基礎ゼミからなる。2011年度の大学基準認証評価において、教養科目の一層の充実について指摘を受けたため、教務委員会においてカリキュラムについて検討を行い、2016年度より基礎教育科目の中に教養科目群を設置し、教養科目の充実を図った。

子ども生活学部の教養教育は、外国語科目、情報科目等を設置している。特に全人教育を目的とした「現代の教養講座Ⅰ～Ⅴ」及び「生活講座Ⅰ～Ⅲ」は、子ども生活学部の特色といえる。これらは、オムニバス形式を取り入れ、各教員の専門を活かすことで、内容の充実を図っている。教養講座の内容及び実施方法については、教務委員会と担当教員が検討の上、決定している。

以上のとおり、教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているといえる。

点検・評価項目③：教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

評価の視点1：教員の職位(教授、准教授、助教等)ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備

教員の募集及び採用については、「宇都宮共和大学教員選考規程」により、教授会の議を経て選考委員会を設置、選考基準に従い、教員の選考を行っており、規程は整備されている(資料6-2)。

教員の昇任については、「宇都宮共和大学専任教員等の昇進に係る内規」により、昇任の審査及び教授会での審議を行っており、規程は整備されている(資料6-3)。

評価の視点2：規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

シティライフ学部における教員の募集及び採用は原則公募で行い、教授会での審議により選考委員会を設置する。選考委員会において候補者を絞り込み、面接及び模擬授業等の手続きを経て、採用候補者を選定し、教授会の審議を経て決定する。公募を行わない場合、選考委員会を設置し、教授会での審議を経て決定する。2017年度は教員2人の募集を行い、1人を採用した。

教員の昇任については、8月末までに昇任申請を提出、10月から11月にかけて教授会において選出された4人による昇任審査委員会において審査、12月の人事教授会における審議を経て決定する。2017年度は、1人の教授昇任が認められた。

子ども生活学部は、新学部設置後4年間の完成年度までは教員の募集及び採用は行われなかったが、4年経過後は規程に沿った教員の募集及び採用が行われている。2017年度の教員2名の採用については、2016年に公募が行われ、広く周知を図った結果、15人の応募者があり、書類審査、面接、模擬授業を行うなどの適切な手続きが取られて、採用が行われた。

また、教員の昇任についても、学部の完成年度を待って2015年9月より規程に沿った方法で募集、審査委員会の設置、候補者の選定、業績（教育活動、研究活動、社会活動）の評価、審査が適切に行われている。2017年度の昇任人事は教授2、准教授1、新採用は講師1であり、いずれも規程に従って適切に実施された。

以上のとおり、教員の募集、採用、昇任等に関しては適切である、と考える。

点検・評価項目④：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

評価の視点1：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施

「宇都宮共和大学FD部会に関する内規」により、FD部会を設置し、教員の資質向上に努めている（資料6-4）。

1) 授業改善アンケート

授業改善アンケートについては、毎年度春学期と秋学期の2回実施している（資料4-8）。この結果を参考にして、各教員は年度末に当該年度の自己評価及び来年度の改善点を「学生による授業改善アンケートに基づく教員の取組」として自己点検・評価推進部会へ報告している。この報告書は毎年度作成され、学内において周知されている（資料4-9）。

子ども生活学部では、集計結果の公表、全専任教員による結果に対するコメント、改善策の検討などの結果とFD研修会の記録を2年ごとにまとめて冊子として公開している（資料4-23 第2章）。

シティライフ学部では教員による相互授業参観を実施し、授業改善を試みている。各教

員は授業参観後に報告書を作成し、その改善報告書は学内において周知されている（資料6-5）。

2) F D 研修会

毎年F D 研修会を実施し、全専任教員参加により、教育内容及び教育方法の改善に努めている。さらに、キャンパス・ハラスメントやコンプライアンス研修等を実施し、大学における教育研究環境の適正化に努めている。

シティライフ学部では、2017年度F D 研修会を2回実施した。第1回は「学習成果の測定」について、自己評価推進部会長より説明があり、第2回は「クラウド型ポートフォリオ」について、外部講師と研究会を実施した。また、キャンパス・ハラスメント防止・啓発委員会主催により、「SNSとハラスメントについて」というテーマで講習会を実施した（資料6-6）。

子ども生活学部では、①F D 研修会、②子ども生活学部研修会、③子ども生活学部・宇都宮短期大学合同研修会の3種の形態で行っており、それぞれを年間4回から6回ずつ開講している。

①F D 研修会

2017年度は、外部講師を招き、「情報セキュリティ研修会」、「コンピューターリテラシーを身につけよう」、「キャンパス・ハラスメントについて確認し、その対応策について考えよう」、「コンプライアンス研修会」などを実施した。

②子ども生活学部研修会

子ども生活学部独自の授業内容と方法の研究のための連続研修会も行われており、

第1回研修 『新カリキュラムにおける科目間の連携』

第2回研修 『実習をとおしてみる学生指導のあり方について』

第3回研修 『実習巡回の仕方について』

第4回研修 『授業の見方について』

第5回研修 『授業参観』みどり幼稚園児童と本学学生との交流活動を参観』

第6回研修 『保育者養成教育における科目間の連携についてのまとめ』

を実施した。相互の講義形式の授業参観は行なっていないが、実習指導法について「地域の幼稚園との交流活動」の事前授業の参観、交流活動の実践の参観、事後のまとめを基にした研修を専任教員全員参加で行っており、学生指導と教員自身の授業方法について大きな効果をあげている。

③子ども生活学部・宇都宮短期大学合同研修会

主に学内講師により行われ「科学研究費申請の勧め」「須賀学園の全人教育について」「キャンパス・ハラスメント防止」「コンプライアンス研修」などをテーマとして実施した。

（資料4-23 第3章）

評価の視点2：教員の教育活動、研究活動等の評価とその結果の活用

シティライフ学部では、教員の教育活動の評価について、学生による授業改善アンケート結果を活用している。この結果を参考にして、各教員は年度末に当該年度の自己評価及び来年度の改善点を検討し、来年度の講義に向けて準備を行う。結果的に、2017年度秋学

期の授業改善アンケートでは、「私は、この授業に積極的な関心をもっている」及び「私は、この授業の予習あるいは復習をした」の項目において、この5年間で最も高い評価であった（資料4-8）。

子ども生活学部では、研修会の概要は学生の授業評価アンケートとともに、2年分ずつ冊子にまとめ公開している。教員のFDでは、感想・意見を毎回出し合うとともに、記録しており、それぞれ教育・研究活動に有意義な成果を上げている（資料4-23）。

研究活動の評価については科研費の採択等により行い、この評価を宇都宮共和大学特別研究制度適用の判断に活用し、評価に応じて研究費の上積みを行う。

以上から、FD活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげている、といえる。

点検・評価項目⑤：教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

教員組織は、「宇都宮共和大学が求める教員像および教員組織の編成の方針」に基づき編成されており、教員については、人数、職位別教員数及び専門分野に関する教員の配置等適切であり、カリキュラムポリシーに十分に対応できている。

本学は、小規模な大学であり、かつ、教員の異動が頻繁に行われるわけでもないことから、教員の配置等の適切性について改めて組織を設けて検討を行うのではなく、教学会議の場での議論を踏まえて、必要に応じて教授会で点検・検討している。

教員の採用及び昇進については、それぞれ規程が定められており、規程に基づき審査委員会を設置し、審査委員会で結論に基づき教授会で決定している。

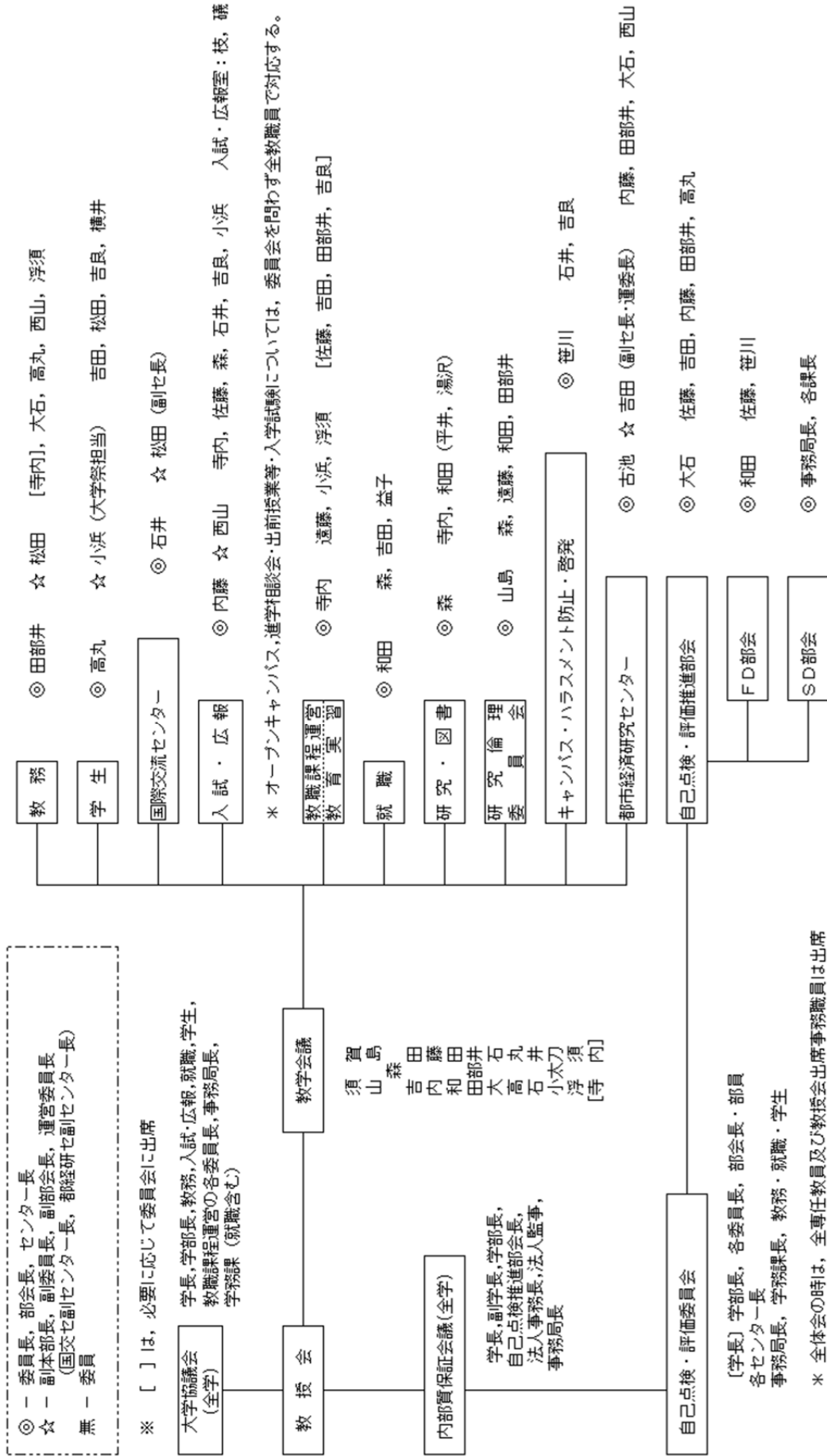
教員組織については、両学部とも教学会議での議論を踏まえ、教授会において委員会ごとの配置が決定されている。

シティライフ学部の教員組織は、自己点検・評価推進部会、教務委員会、学生委員会、入試・広報委員会、就職委員会、研究・図書委員会、都市経済研究センター、国際交流センター等で構成され、業務分担は原則2年ごとに変更される（以下のシティライフ学部教員組織図を参照）。

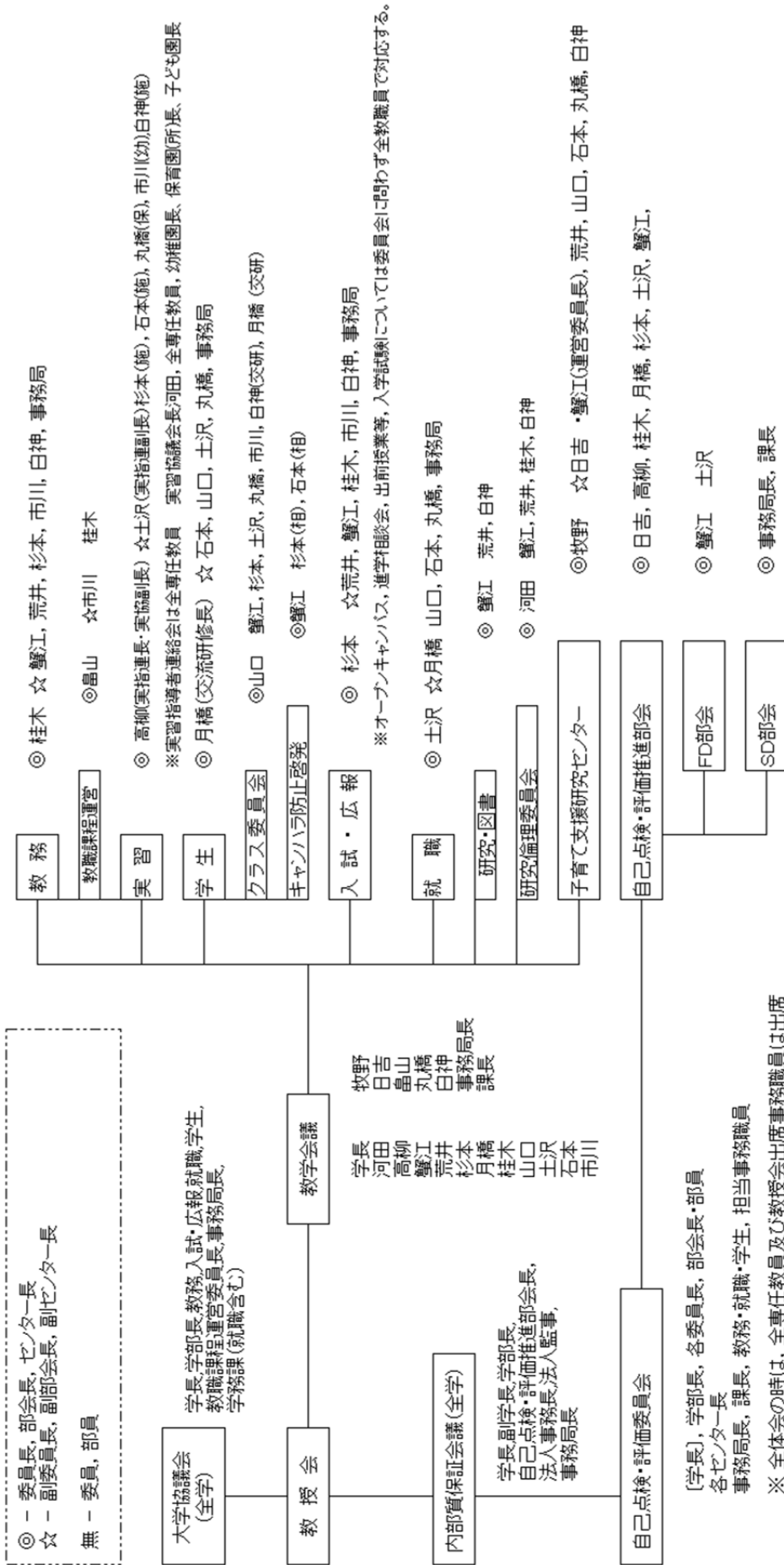
子ども生活学部の教員組織は、自己点検・評価推進部会、教務委員会、実習委員会、入試広報委員会、学生委員会、就職委員会、研究紀要委員会、子育て支援研究センター委員会等に分かれており、新年度の開始前に、教授会及び教学会議で、毎年議論を重ね、適切で公平な業務分担を行っている（以下の子ども生活学部教員組織図を参照）。

なお、自己点検・評価委員会、大学協議会及び内部質保証会議については、両学部共通の組織としてそれぞれ選ばれた教員が業務を担当している。

2017年度シティライフ学部教員組織図



2017年度子ども生活学部教員組織図



評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

2011年度の大学基準協会認証評価において、シティライフ学部における教員の平均年齢が高いとの指摘を受けたが、この点については改善されている。

(2) 長所・特色

- シティライフ学部は特色である学際的な教育研究を行う体制に適した、教員の配置を行っている。子ども生活学部も学生定員に基づいた教員数が確保されており、幼稚園免許状、保育士資格取得に必要な専門分野に沿った教員が適正に配置されている。学部の教育目的及びディプロマポリシーに沿った授業科目を担当しており、充実した教員組織を有している。
- 2017年度の教員一人当たり学生数はシティライフ学部が8.71名、子ども生活学部が9.63名であり、大学全体が9.15名となっており非常に恵まれた状況にある。一人ひとりの学生に対応したきめ細かな指導ができる所以である。この学生数の少なさと適切な教員配置は本学部の優れた特色である。
- 毎年FD研修会を実施し、教員の資質向上に努めている。

(3) 問題点

- シティライフ学部では女性教員の比率が低く、子ども生活学部では男性教員の比率が低い。
- 学生の教育に時間と労力が大きく割かれていること、全体の専任教員・事務職員数が少ないことなどから、教員の業務負担がやや大きくならざるを得ない。

(4) 全体のまとめ

教員数及び職位別教員数については、適切な人数を満たしている。教員組織については適切に運営されており、教育研究活動を効果的に行えるよう配慮されている。教員の男女比は、大学全体としてはバランスが取れているが、学部別に見ると偏りがある。

現在のところ学生数に対する教員の人数、配置は十分な状態で、きめ細かな学生指導をするという本学の特色を発揮している。教員の教育力、社会貢献は大変優れており、教員の熱心な教育に支えられてディプロマポリシーが達成されている。

以上のとおり、教員・教員組織は、大学基準6を満たしている。

第7章 学生支援

(1) 現状の説明

点検・評価項目①：学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示

大学の理念・目的を踏まえ、学生一人ひとりの個性・能力・特質を十分に把握し、それを最大限伸ばすことを目指し、入学から卒業まで一貫してきめ細やかな学生支援を行うため、学生支援の方針を掲げている。学生支援の方針にはこれまで、修学支援、生活支援、留学生支援の方針の各項目を掲げていた。2017年に自己点検・評価委員会において審議し、教授会の議を経て、これに加えて、進路支援の方針を新たな項目として掲げている。

学生支援の方針はホームページに公開している（資料7-1：http://www.kyowa-u.ac.jp/common/disclosure/2-5support_plan.pdf）。また、学生には新入生オリエンテーションにおいて、本学の学生支援の方針を説明し、周知を行っている。

以上から、学生支援の方針は適切に明示されている。

点検・評価項目②：学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

評価の視点1：学生支援体制の適切な整備

学生支援のために、教職員から構成される「学生委員会」「国際交流センター」「キャンパス・ハラスメント防止・啓発委員会」「就職委員会」「キャリア相談室」を設置している。学生委員会では、学生の生活指導及び福祉厚生、学生の課外活動、学生の健康管理、奨学生の選考及び推薦、授業料減免、学生の賞罰、学生のアルバイト、その他学生生活に関することを担当している。国際交流センターは外国人留学生の受入れ、日本語及び日本事情教育の実践的補習指導、生活面の指導等を担当している。キャンパス・ハラスメント防止・啓発委員会はキャンパス・ハラスメントに関する相談とその対応、被害者の救済、キャンパス・ハラスメント防止に関する情報収集、研修・啓発活動の促進を担当している。就職委員会は就職指導および相談・紹介の基本方針の策定している。キャリア相談室は就職に関する情報の収集および提供、就職・進学相談、インターンシップの指導、就職講座・説明会の実施等を担当している。このほか、シティライフ学部ではゼミ担当教員、子ども生活学部ではクラス担任が、日常的に学生生活の指導・支援・助言を行っている。

以上から、学生支援の体制は適切に整備されている。

評価の視点2：学生の修学に関する適切な支援の実施

1) 学生の能力に応じた補習教育、補充教育

各教員がオフィスアワーや放課後等を利用し、担当科目に対する理解が不十分な学生に対して個別に補習教育を行っている。シティライフ学部では、隔週で開講している初年次教育科目「基礎ゼミ」の正課の講義が行われない週を利用して、ゼミ単位でリメディアル教育を実施し、学生が大学の講義に適切について行くことができるようにしている。新入の外国人留学生のうち、日本語能力が不十分で講義についていくのが難しいと考えられる学生に対して日本語科目の教員による補習授業を行っている。子ども生活学部では、幼稚園教諭・保育士資格取得のための実習を適切に実施するために、実習指導関連科目の補習教育を重点的に行っている。年々、学力格差が広がっており、個別対応が必要な学生が増加傾向にあるため、補習教育は科目の担当教員だけでなく、全教員によって対応している。

2) 正課外教育

就職支援として資格対策講座を開講している（資料7-2、資料7-3）。ラーニングコモンズを設置し、学生の自主的な学習環境を提供している。このほか、資格取得、就職試験への対策を希望する学生に対し、専門の教員が公務員試験対策勉強会、日商簿記資格取得勉強会、ITパスポート試験対策勉強会などを個別に開催し、細やかな指導を行っている。

外国人留学生が日本の文化や歴史を実践的に学ぶことを目的として、国際交流センターが中心となって研修旅行を実施している。2017年度は、ホテル・観光コースのゼミも連携して研修旅行を行った。旅行の企画や当日の引率にゼミの学生が主体的に携わり、留学生だけでなく、ホテル・観光コースのゼミ活動としても教育効果が高かった。

子ども生活学部では、ボランティア活動への参加を教育の一環と位置付けており、教員が引率・指導の下、保育現場や学内外の子ども関連のイベントに、ボランティアとして参加している（資料7-4）。

3) 留学生等の多様な学生に対する修学支援

シティライフ学部の留学生に対する支援は、国際交流センターが中心に行っている。新入留学生に対するオリエンテーションを行い、住民登録、健康保険証の手続きなども含め、日本での大学生活が支障なく始められるよう支援を行っている。留学生ガイダンスを年6回実施し、留学生を対象とする事案についてきめ細かく支援している。在留期間の更新手続きなどは入国管理局の取り次ぎ申請制度を利用し、教職員が代理で申請手続きをすることにより学生の負担軽減を図っている。

新入留学生に対する留学生宿舎の無償提供（1年間）を開学より継続して行っている。近年は、宇都宮市内在住の入学者が増えているため、宿舎入居希望者が減っている。このため2016年度から、月額1万円（1年間）の家賃補助制度を開始し、留学生宿舎への入居と家賃補助制度の利用のいずれかを選択できるようにした。2017年度の新入留学生のうち、2名が宿舎への入居し、9名が家賃補助制度を利用している。

4) 障がいのある学生に対する修学支援

障がいのある学生については、オープンキャンパスなど入学以前から修学方法や必要な支援について個別に相談を行い、入学時まで必要に応じた対策を講じるようにしている。入学後はゼミ担当教員やクラス担任が本人および保護者と定期的に面談を行い、医療機関

とも連携を図り、学生委員会、就職委員会および実習委員会（子ども生活学部）が修学支援を行っている。

具体的な事例としては、車いすの学生の修学に際し、固定座席の教室の座席の取り外し、座席指定の科目や試験における席順の配慮等を行っている。発達障がいや自己申告している学生に対しては、カウンセリングを定期的実施した上で、講義の録音・撮影の許可、講義時間外の個別指導などの配慮を行っている。視聴覚障がいを持つ学生は現在のところ学籍していないが、要望が出た際に適切に対応できるように情報収集を進めている。

5) 成績不振の学生の状況把握と指導

春・秋各学期の最初の1カ月間における全講義科目の出席状況を集計し、欠席が多い学生に対して、教務委員、または、クラス担任、ゼミ担当教員による個別の学修相談及び指導を行っている。相談・指導の内容について学生報告書を作成し、教授会等において情報を共有している。

シティライフ学部では、新年度オリエンテーション時に単位修得状況が不十分な学生に対してゼミ担当教員により、必修・選択必修科目の未修得状況、卒業までに必要な単位数を記した注意喚起文書（通称、イエローカード）を渡し、履修についての個別指導を行っている。

6) 留年者及び休学者の状況把握と対応

留年者は単位修得状況や、留年に至った事情が一人ひとり異なるため、新年度オリエンテーション時に教務委員による個別相談を行い、卒業に向けた履修指導を行っている。

休学中の学生に対しては、クラス担任、または、教務係から本人、および、保護者に定期的に連絡を行い、休学中の状況、復学の意思確認等を行っている。

7) 退学希望者の状況把握と対応

出席状況、単位修得状況の確認を通じて、退学につながると考えられる傾向の見られる学生に対しては、教務委員会、および、学生委員会が面談を行っている。退学意思表示があった場合には、クラス担任、ゼミ担当教員、教務委員による面談を行っている。必要に応じて、保護者とも相談を行い、学生自身にとって最良の選択が行えるように配慮している。

8) 奨学金その他の経済的支援の整備

学習意欲の高い学生に対する大学独自の経済的支援として、入学時に種々の条件による授業料の減免措置を講じている（資料1-4 41頁）。2016年度から地域創生奨学金制度を設けた。また、前年度の成績優秀者を対象に、須賀スカラシップダイヤモンド奨学金制度による授業料の減免措置を行っている。2017年度には36.4%の学生が授業料減免措置等の奨学金の対象となっている。（資料7-5）。学外の奨学金制度として、主に日本学生支援機構の奨学金制度を活用している。子ども生活学部の学生に対しては2017年度より始まった栃木県社会福祉協議会による「保育士修学資金等貸付事業」の積極的な利用を促している（資料7-6）。学内外の奨学金制度については、各学期のはじめに行われるオリエンテーションやガイダンスにおいて、学生に周知している。それ以外の時期に募集が行われる奨学金制度については、その都度掲示により周知して利用を促している。また、学生から経済的事情に関する相談があった際には、学務課において、応募可能な奨学金制度の情報を個別に提供している。2017年度には、23.2%の学生が学外の奨学金の貸与（給付）

を受けている。(資料7-5)

外国人留学生に対しては、本学の外国人留学生特別奨学基金により、すべての入学者に対して、授業料の減免を行っている。さらに、私費外国人留学生学習奨励費、その他民間財団奨学金制度を紹介し、希望者には申請に関する指導を行っている。

学生が在学中に受験した検定試験や資格試験の検定料・受験料を全額支援する「知識力奨学金」制度を設けている。2017年度には31件の利用申請があった。(資料7-7)

さらに各学部で、地域社会への貢献する人材の輩出を目指した給付型の奨学金制度を設けている。シティライフ学部では、ホテル観光ゼミで学ぶ学生のうち成績優秀者に対し、授業料の半額を給付する、ホテル・観光奨学金制度を実施している。子ども生活学部では、小学校教諭1種免許、または、特別支援学校教諭1種免許の取得を目指し、星槎大学通信教育科目を受講する学生に対して、履修費用の半額を給付する星槎大学通信教育奨学金制度を実施している。

以上から、学生の修学に関する支援は適切に実施されている。

評価の視点3：学生の生活に関する適切な支援の実施

1) 学生の相談に応じる体制の整備

すべての教員が講義以外の時間はいつでも相談に応じることとしている。その上で、全教員が週に1回の「オフィスアワー」を設けることにより、学生が教員への相談のタイミングを逸しないような環境を整えている。「こころとからだの相談室」として、カウンセラーによる心の相談と保健師による健康相談をそれぞれ実施している(資料7-8)。また、日常的な相談については、クラス担任、ゼミ担当教員が対応している。

2) ハラスメント(アカデミック、セクシュアル、モラル等)防止のための体制の整備

学生自身の人権を守り、教職員同士の快適な職場環境をつくるため、キャンパス・ハラスメント防止啓発委員会を設け、キャンパス・ハラスメント相談員(教職員6名)を配置し、相談員に直接通じる相談窓口(電子メール、専用電話番号)を設置している。

本学におけるキャンパス・ハラスメントの防止啓発体制、および、相談体制について周知するため、全学生にリーフレットを配布するとともに、新年度のオリエンテーションにおいてガイダンスを実施している(資料1-10)。

学生、および、教職員を対象とした外部講師によるキャンパス・ハラスメントの防止啓発のための講習会を年1回実施している。講習後にはアンケートを実施し、キャンパス・ハラスメントに対する理解度を確認している。2017年度は宇都宮シティキャンパスにおいて学生対象の「デートDV」をテーマとした講習会を実施した。(資料7-9) また、教職員対象に「SNSとハラスメントについて」等をテーマに講習会を実施した。(資料7-10)

3) 学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮

健康診断を毎年実施し、学生の身体的な健康の把握に努めている。シティライフ学部では受診機会を2月と4月の2回設けている。また、予定の合わない学生には他キャンパスでの受診も認めている。この結果、2017年度の健康診断の受診率は100%であった。「こころとからだの相談室」(心の相談、健康相談)を通して、学生の心身の健康への配慮を行っている。

各キャンパスにベッドを備えた保健室を設置し、体調不良の学生に対する一時的な対応ができるようにしている。事務局にAEDを設置し、使用方法の研修を受けた職員を配置している。

日本人学生には学生教育研究賠償責任保険への加入を、外国人留学生に対しては留学生向けの学生教育研究災害傷害保険への加入を推奨している。外国人留学生については在学中の災害・傷害へのリスクを確実に回避するために、2018年度以降は同保険への加入を必須とし、4年分の保険料を入学時納入金として全額前納する体制を整備した。

現代社会において学生の安全な生活を破壊するトラブルは数多く存在する。特に悪徳商法によるトラブル、麻薬等のトラブル、交通事故のトラブルなど危険なものから学生を守るため、学生便覧に注意事項と対処方法を記載している。学部の特徴や様態にあわせ、学生向けの講習会を学部ごとに開催している。約6割の学生が自転車通学をしているシティライフ学部では、登下校の安全を図るため、学生委員会主催による自転車講習を実施し、改正道路交通法の要点や自転車運転における注意点を学生へ周知している。また、外部講師を招き、消費者問題に関するセミナーを開催している。(資料7-11) 子ども生活学部では、7月に「生活・交通安全講話」を実施している。2017年度は、宇都宮中央警察署から外部講師を招き「生活安全・交通安全」をテーマに講話を行った。(資料7-12)

新入学生が学生生活を安心して送るための心的な配慮として、4月に1・2年生全員参加による1泊2日で「合宿交流研修」を実施している。コミュニケーションの苦手な現代社会の学生たちにとって、この研修は学生生活での居場所の確保や交流不安の解決策としても、大いに効果を発揮している。実施後は、学生および教職員にアンケート調査を行い、次年度の内容に反映させている。(資料7-13)

災害に対する対応として、消防署の協力を得て、毎年避難訓練を実施している。また、災害、火災発生時、および、Jアラート発報時の行動マニュアルを策定している。講義室、研究室等に掲示し、教職員で共有している。

以上から、学生の生活に関する支援は適切に実施されている。

評価の視点4：学生の進路に関する適切な支援の実施

1) 学生のキャリア支援を行うための体制の整備

就職委員会、キャリア相談室が中心となり、学生のキャリア支援を行っている。さらに、ゼミ（卒業研究）担当教員、クラス担任が連携して、進路についての相談や資格取得に向けた支援を行っている。子ども生活学部では、実習先と就職先は共通することが多いため、実習委員会とも連携している。さらに、ハローワークジョブサポーター（公的機関の専門員）による個人就職相談会を定期的に行っている。

正課の授業に追われる学生が進路についてのガイダンス、就職関係イベントに適切に参加することができるように、学生への一斉メール送信システムを活用して、就職支援スケジュールをリマインドしている。進路選択の幅を広げることを目的に、他学部の就職ガイダンスの日時や内容についての情報も学生に提供し、希望者の参加を促している。2018年2月に、シティライフ学部において開講した公務員採用試験対策講座には、子ども生活学部の学生が8人参加した。

2) 進路選択に関わる支援やガイダンスの実施

進路支援のスケジュールや就職活動の方法を記載した「就職・進学ガイドブック」を作成し、年度のはじめのオリエンテーションにおいて学生に周知している。キャリア相談室とゼミ担当教員・クラス担任が密接に連絡を取り合い、個々の学生の進路希望を把握し、一人ひとりにあつたきめ細かい支援・指導を実施している。(資料7-3)

(ア) シティライフ学部での取り組み

月曜日ⅢⅣ時限を就職支援の時限と定め、3年次配当科目「企業研究」(春学期・隔週)、外部講師またはキャリア相談室職員によるガイダンスや就職支援講座を開講している。

資格取得支援として、学内で開催する外部講師による資格講座(公務員試験宅策講座等)や外部の専門学校の資格講座(宅建士講座)の受講料を大学が補助している。このほか、教員による正課外教育(勉強会)を実施している。具体的には日商簿記検定、ITパスポート試験、秘書実務検定等の指導や、SPI試験、公務員採用試験、教員採用試験等の対策を行っている。

栃木県経営者協会等と連携し、インターンシップへの参加を支援している。3年次配当科目として「インターンシップ」を開講し、事前・事後指導を行っている。2017年からは、ワンデーのインターンシップへの参加を促している。

就職に向けた準備を大学と保護者が協調的に進めるため、2017年4月に保護者向けの就職ガイダンスを実施した。32名の参加者があり、高い評価を得た。

(イ) 子ども生活学部における取り組み

毎年3年生を対象に就職試験対策講座や就職(進路)活動激励会を行っている。2016年度より、SPI性格検査を導入し、3年生に実施した。4年次の就職支援では、子ども生活学部全教員によって実習巡回時に採用情報を収集し整理している。また、6月に大学事務局より県内の幼稚園、認定こども園、保育所、施設などに求人依頼票を送付している。県内で開催される幼稚園教諭、保育士のための就職説明会(栃木県幼稚園連合会加盟園就職説明会、宇都宮市私立保育園協会保育園フェア、保育のお仕事就職フェア)への参加においては、服装やマナーについての事前指導や引率教員による学生への助言を行っている。

卒業生への就職後の支援として、2016年度より年3回のリカレント教育を実施している。

以上から、学生の進路に関する支援は適切に実施されている。

評価の視点5：学生の正課外活動(部活動等)を充実させるための支援の実施

学生の正課外活動は学生自治組織「学友会」を中心として行われている。学友会運営スタッフと学生委員会正副委員長および学生係職員による会議を定期的に行い、学生の正課外活動の運営を支援している。学友会が主催して開催される、新入生歓迎会(4月)、宇都宮シティキャンパス親睦会(5月)、レクリエーション・フェスティバル(9月)、すみれ祭・彩音祭(大学祭)(11月)、卒業記念祝賀会(3月)等の実施を支援している。

サークル活動はキャンパスごとに行っており、2017年度には、宇都宮シティキャンパスでは14団体、長坂キャンパスでは24団体の部・サークルが活動している。軽音楽サークルには防音室を提供するなど、大学は部・サークルに対して活動場所の提供を行っている。

また、後援会の協力の下、活動予算の支援を行っている。

以上から、学生の正課外活動を充実させるための支援は適切に実施されている。

評価の視点6：その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

学友会運営スタッフと教職員との定例会議や、学友会総会において、学生からの大学当局への要望を受け付けている。また、秋学期ガイダンス時に行う学生生活実態調査に、大学への要望についての自由記述欄を設けたり、個人面談時に大学への要望を聴取するなどして、学生の要望の把握に努めている。要望のうち学生生活支援に寄与する考えられる項目を精査し、適切に対処している。2017年度には、シティライフ学部では、サークルラウンジへ冷蔵庫、卓球台を設置するといった取り組みを行った。子ども生活学部では、ロッカールームへの時計の設置等の取り組みを行った。

以上から、学生の進路に関する支援は適切に実施されている。

点検・評価項目③：学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

年度当初に、学生委員会、キャンパス・ハラスメント防止・啓発委員会、就職委員会および国際交流センターが、当該年度の活動方針と施策を策定し、教授会において審議している。月に1～2回の頻度で委員会を開催し、学生支援に関する施策の適切な遂行に向けた議論、および、学生支援の点検・評価を行い、自己点検・評価推進部会、自己点検・評価委員会で検証を行っている。

合宿交流研修等の学生支援行事や各種の講習会の実施後に、アンケート調査により効果の測定や、参加者からの意見・要望の収集を行っている。

毎年9月に全学生を対象に「学生生活実態調査」を実施し、学生生活の実態の把握と学生支援に対する満足度を調査している。また、卒業時に「学生生活実態調査（卒業生対象）」を実施し、4年間の学生生活に対する満足度の調査を行っている。集計結果は教授会に報告し情報共有し、次年度の活動方針および施策に反映させている。

以上から、適切な根拠に基づく点検・評価は実施されている。

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

学生委員会、キャンパス・ハラスメント防止・啓発委員会、就職委員会および国際交流センターが、2017年度の実施計画に対する、自己点検評価（中間評価、最終評価）を実施し、課題の洗い出しと改善を行っている。

アンケート結果に基づき、学生支援行事の改善を図っている。例えば、合宿交流研修で

は、参加者から建設的な意見が多数出され、全体のスケジュールや、食事内容、見学コースなどの見直しが毎年行われている。

以上から、点検・評価結果に基づく改善・向上は図られている。

(2) 長所・特色

- 全学年の必修ゼミ（シティライフ学部）、1年次からのクラス担任制（子ども生活学部）により、4年間学生生活や学業、就職などに対して細やかな支援を行っている。
- 小規模な大学であるため一人ひとりの学生に対する支援が行き届いている。
- ところとからだの相談室の積極的な利用を促し、学生の健康に配慮している。春学期においては健康診断結果に異常が見られた学生を対象に、健康相談を受けるように促している。秋学期においては喫煙者を対象に健康相談を受けるように促している。健康相談を必要とする学生が適切に利用することで、学生の健康増進につながっている。
- 留学生数を適正数に保っているため在籍管理が徹底できている。入国管理局への在留期間更新手続きは原則として大学職員が取り次ぎ申請している。
- 少人数教育をいかし、一人ひとりの学生に対し、キャリア相談室・ゼミ担当教員、クラス担任等が緊密に連携を取りながら、就職支援を実施している。
- 大学独自の返済義務のない奨学金制度が充実している。入学時の入学金・授業料の減免、成績優秀者を対象に対する須賀スカラシップによる授業料の減免、資格受験に対する知識力奨学金を受けている学生を合わせると在籍者 36.4%にのぼる。（資料7-5、資料7-7）
- 学友会が主催する行事に適切な支援が行われており、学生の多くが参加している。
- 進路・就職支援が、クラス担任、卒業研究（ゼミ）担当教員、就職委員会など、多数の教員で手厚く行われている。子ども生活学部においては、就職内定率は1～4期生までほぼ100%である。
- 学内外において、学生たちがボランティア活動に積極的に参加している。

(3) 問題点

- ゼミ担当教員、クラス担任によるきめの細かい指導・相談体制は長所である。しかし、学生生活や学業における問題を抱えた学生が年々増加している。また、問題が個別化・多様化しているため、これに対応する教員の負担が大きくなりつつある。「ところと体の相談室」との連携を強化するなどして、さらなる支援体制の整備が必要である。専任のカウンセラーや看護師の常時配置について検討を進める必要がある。
- 住民登録、健康保険証の手続き、入国管理局の取り次ぎ申請など留学生に対する支援を手厚く行っていることは長所である。しかし、近年、留学生数が増加しつつあるため、担当職員の負担が増加している。今後、さらに留学生が増加した場合には事務職員の適切な人員配置を検討する必要がある。
- 子ども生活学部における就職希望先が多様化しており、保育士・幼稚園教諭ではなく、一般企業への就職を志す学生もやや増加しつつある。幼稚園・保育所へ就職す

る場合、免許取得に向けた学修が就職準備とつながっており、具体的な就職活動は4年次6月以降となる。一般企業へ就職する場合は3年次に就職活動に向けた準備を開始する必要があるため、一般企業への就職を希望する学生に対しては、両学部が連携して就職支援に取り組む必要がある。

- ▶ 休学・退学者は、経済的な理由を主因としており、在籍学生に対する比率としてはやや高い状態にある。(大学基礎データ表6)

(4) 全体のまとめ

学生委員会、教務委員会、キャンパス・ハラスメント防止啓発委員会、就職委員会、国際交流センター、キャリア相談室、実習委員会、教職課程運営委員会が連携して、学生支援を行う体制が整っている。ゼミ担当教員、クラス担任による学生指導・学生相談、および、学生生活実態調査により、それぞれの学生の状況を適切に把握できていると考えられる。小規模な大学であるため、現状としては一人ひとりの学生に対する支援が行き届いており、学生生活や就職活動の支援は適切であるといえる。しかしながら、学生の学力面や就職意識の面での多様性は増しており、精神的・身体的な支援が必要な学生の割合が増加する傾向にあることを鑑みると、今後、教職員の負担が増加することが懸念される。

以上のとおり、学生支援の方針に基づき、適切に支援を行っており、点検に基づき、改善向上に取り組んでいる。従って、大学基準6を満たしている。

第8章 教育研究等環境

(1) 現状の説明

点検・評価項目①：学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、各学部の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示

学生の学修及び自主的な学びや研究活動を支援するとともに、教員の教育力・研究力・社会貢献力を高めるため、ハード・ソフト両面における教育研究の環境整備に努めることを目的として、自己点検・評価委員会で教育研究等環境の整備に関する方針（資料8-1：<http://www.kyowa-u.ac.jp/common/disclosure/1-3environment.pdf>）を2017年度に策定し、教授会で確定した。内部質保証会議に報告した上で、方針をホームページに公表している。

以上から、教育研究等の環境に関する方針は適切に明示している。

点検・評価項目②：教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

評価の視点1：施設、設備等の整備及び管理

1) ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備

有線LANによる学内情報システムを構築し、コンピュータおよび利用者情報を一元的に管理している。すべての教室・研究室に有線LAN回線を敷設し、学内情報システムおよびインターネットにアクセスができるようにしている。また、キャンパス間にVPN回線を敷き、2つのキャンパスでシームレスに情報資源が共有できるようになっている。この他、キャンパス内のほぼすべての場所で無線LANによるインターネットアクセスを提供しており、学生・教職員はノートPC、タブレット、スマートフォンを、無線LANを介してインターネットに接続することができる。ただし、Eduroamへの加入は行っていない。無線LAN回線は学内情報システムと物理的に切り離すことで、学内情報システムのセキュリティを確保している。

学生の教育研究用に両キャンパスのPC教室、メディアセンターにコンピュータを設置し、学生の予習復習及び自主的な学習、卒業研究等において利用できるように整備している。教職員に対しては、各研究室に1人1台のコンピュータを配備している。講義室に液晶プロジェクタ、または、プラズマディスプレイを設置し、講義用ノート型PCを用いて講義を行うことができる。

宇都宮シティキャンパス内のサーバ室に設置したサーバによって、学内情報システム(ユ

ーザ管理、ファイル管理)、教務システムの運用、図書館蔵書データベースの運用を行っている。インターネットアクセスにおけるセキュリティを向上するために、ファイアウォール装置を設置している。コンテンツフィルタ機能を用い、有害サイトへのアクセス制限を実施している。

情報システム管理に関しては、情報担当の教員の助言を受け、5年に1度を目途に機器の更新を行い、常に最新のICT機器が提供されるように配慮している。システムの保守・運用は外部委託し、定期的なメンテナンス、および、トラブルへの対応が適切に行われている。(資料8-2)

2) 施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保

宇都宮シティキャンパス、長坂キャンパス及び那須キャンパスを有機的に連携させることで、必要な校地・校舎を確保している(大学基礎データ表1)。宇都宮シティキャンパスには、運動場や体育館の施設はないが、必要に応じて長坂キャンパス及び学園が保有する体育施設を利用している。体育施設及び講義室等使用要項を定め(資料8-3、資料8-4)施設の維持、管理を行っている。

安全の確保のため、災害時の行動基準及び避難方法、避難経路を策定し、すべての部屋に掲示している。また、定期的に防災訓練を実施している。

衛生の確保のため、宇都宮シティキャンパス、長坂キャンパスとも、清掃作業員の外部委託を行っている。毎日、建物全体の清掃、ごみの回収等を行っており、衛生の確保には万全を期している。

3) バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備

宇都宮シティキャンパス、長坂キャンパスとも、エレベータを有し、段差のないバリアフリー構造となっている。宇都宮シティキャンパスは、人に優しい建築物として、2007年度に栃木県のマロニエ建築賞の大賞を受賞している。現在も車いすの学生が在籍しているが、通学、受講等において支障は生じていない。

校舎内の光環境、温湿度環境等については、事務局で常に把握できるようになっており、集中管理が可能な設備が整っている。講義室、研究室においては、様態にあわせて、個別に調節することも可能である。

4) 学生の自主的な学習を促進するための環境整備

学生の自主的な学習を促進するために、学生が自習やディスカッションに利用可能なラーニングcommonsを図書館に付設している。宇都宮シティキャンパスでは教育厚生棟の2階に教育ラウンジが設けられている。長坂キャンパスでは、保育実習室もラーニングcommonsの機能を有しており、学生が実習に向けた準備や議論を自由に行うことができる。

図書館では、推薦図書や卒業論文、卒業研究のために参考文献のコーナーを設けるなどの工夫をしている。コンピュータの利用においては、常時使用可能なメディアコーナーに加え、PC教室も講義時間以外は自習用に開放しており、レポート作成や調査に使用することができる。子ども生活学部におけるピアノ実技の自習のため、ピアノ練習室を開放しているほか、講義室・学生ホールにグランドピアノを計4台、ホワイエに電子ピアノを設置(12台)し、自由に利用できるようにしている。

以上から、施設、設備等の整備及び管理は適切に実施されている。

評価の視点2：教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み

宇都宮共和大学個人情報保護規程（資料8-5）、宇都宮共和大学情報セキュリティ・ポリシー（資料8-6）、宇都宮共和大学情報システムガイドライン（資料8-7）に基づいて、個人情報の保護、情報セキュリティの確保に努めている。定期的に情報セキュリティを題材としたFD研修会を開催し、教員の情報倫理の確立に努めている（資料8-8）。

学生便覧にSNS利用に関するリスクと注意点を記載し、オリエンテーションの際に、全学生に注意喚起をしている。さらに、情報処理科目（子ども生活学部必修、シティライフ学部選択必修）において、インターネットリテラシ・情報リテラシに関する内容を取り扱い、学生の情報倫理の確立に努めている。

以上から、教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、教育研究活動に必要な施設及び設備を整備していると言える。

点検・評価項目③：図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

評価の視点1：図書資料の整備と図書利用環境の整備

1) 図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備

図書、学術雑誌、学術情報利用の整備は、宇都宮共和大学図書館図書管理規程（資料8-9）等に従って行っている。毎年度、学術図書の新規購入予算を確保し、教員からの推薦を受け、研究図書委員会が、図書の選定・購入を行っている。図書館の運営については、研究図書委員会が策定する基本方針と施策に基づいて行われている。2017年5月現在、約6万冊の蔵書が整備されている（大学基礎データ表1）。

2) 国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備

2017年4月まで国立情報学研究所が提供していたC i N i i 期間定額制サービスに宇都宮短期大学図書館と共同で加入していた。これに引き続いて提供されているC i N i i 機関認証サービスを利用していたが、現在では、シティライフ学部ではJ-Stageへの大学としての参画が完了し、子ども生活学部では参画のための準備をしているところである。

宇都宮共和大学図書館利用規程第9条に基づき、教職員、学生から他の図書館・教育機関が保有する図書の利用について申し出があったときは、図書館がその斡旋をすることとしている。また、他機関からの依頼に応じて、FAX、メール、郵送による資料提供が可能である。

3) 学術情報へのアクセスに関する対応

図書館情報システムを導入し、蔵書管理を行っている。那須キャンパスも含めた3つの図書館の蔵書を横断的に検索可能なOPACが構築されており、学生・教職員に対する利便性は確保されている。システムの運用保守は、外部委託している。電子ジャーナルデータベースEBSCO Academic Search Eliteと契約しており、教員は学内外からインターネットを介して利用することができる。

学生が適切に学術情報を利用できるように、入学時にオリエンテーションを実施し、図書館の利用規程や図書館の利用案内の説明を行っている。2～3年生に対しても、実習や研究の準備段階において、図書館の利用方法や書籍や論文等の検索方法について、説明を行っている。図書館の広報活動として、学生掲示板に図書館コーナーを設け、月1回発行の「としょかんかわら版」などの掲示・配布をはじめ、利用啓発に向けた取り組みを進めている。長坂キャンパスでは学内の電子掲示板を使っての広報も行っている。大学祭やオープンキャンパスでは、図書館展示を実施し、高校生や地域の人々への啓発活動も行っている。

4) 学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備

宇都宮シティキャンパス図書館の閲覧座席数は66席、開館時間は平日9:30～18:00、土曜9:30～16:45である（資料1-5 21～22頁）。長坂キャンパスの閲覧座席数は120席、開館時間は、8:45～17:30（貸出・返却9:00～17:00）である（資料1-6 67～70頁）。ただし、自習等で利用を希望する学生がいる場合、キャンパスの開館時間内は、図書館の利用を認めている。また、DVD資料の閲覧コーナー（宇都宮シティキャンパス）、音楽資料の閲覧コーナー（長坂キャンパス）を整備し、マルチメディア使用の利用環境も整えている。

以上から、図書資料の整備と図書利用環境の整備は適切に実施されている。

評価の視点2：図書館サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

図書サービスの提供のため、図書館には、図書館長1名、職員1名（長坂キャンパス）、非常勤職員1名（シティキャンパス図書室）を配置している。職員、非常勤職員は司書資格を有しており、蔵書の管理、レファレンス等の図書館業務を行っている。

以上から、図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているといえる。また、それらは適切に機能しているといえる。

点検・評価項目④：教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

評価の視点1：研究活動を促進させるための条件の整備

1) 大学としての研究に対する基本的な考えの明示

本学は、「地域に開かれた大学として、地域社会の発展に貢献し、地域社会に開かれた知的交流の拠点」（基本理念・将来像）となることを目指している。そのため、「社会で生起する課題を明らかに、その解決策を提示できる実践的な学問成果」をあげるよう明示している。

2) 研究費の適切な支給

専任教員には、宇都宮共和大学個人研究費規程（資料8-10）、宇都宮共和大学個人研究費規程の施行に係る内規（資料8-11）に基づき、適切に支給されている。（大学基礎

データ表8)

3) 外部資金獲得のための支援

宇都宮共和大学特別研究費に関する内規(資料8-12)を2016年度に定め、外部資金獲得のためのインセンティブを高めた。科研費補助金取扱要項(資料8-13)、公的研究費管理要項(資料8-14)を定め、外部資金を利用した研究について経理事務の側面から支援している。2017年度には特別研究費に関する内規を改正して、教授会において承認された研究プロジェクトについても本学独自の研究費の支援を行い、科研費獲得のためのステップとなる制度として、外部資金獲得などの意欲ある研究への環境を整えた。

外部資金の獲得を推進するため、最近では、2016年度に「科研費申請の薦め」と題するFD研修を実施した。科研費のほか、地方自治体による研究公募、その他の団体が実施する研究公募の情報を、掲示や回覧で周知し、積極的な申請を促している。

4) 研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等

すべての専任職員は個人研究室を常時利用可能である。教員は学務や講義がない曜日を必ず設け、これを研究日に充てている。また、十分な研究時間を確保することを目的として、2016年に宇都宮共和大学特別研究制度規程を策定した(資料8-15)。この制度(サバティカル)により、教員は6カ月間、学務、講義等の割り当てがない環境で研究に専念することができる。2017年には、1名の教員がこの制度を利用して、研究活動を実施した。

教員の研究成果を発表する場として、下記の紀要を毎年発行している。

『宇都宮共和大学シテライフ学論叢』(資料8-16:<http://www.kyowa-u.ac.jp/laboratory/ronso.html>)

『宇都宮共和大学都市経済研究年報』(資料8-17:<http://www.kyowa-u.ac.jp/laboratory/rcenter.html>)

『保育・教育・福祉研究』(資料8-18:<http://www.kyowa-u.ac.jp/laboratory/education.html>)

『研究センター年報』(資料8-19:<http://www.kyowa-u.ac.jp/laboratory/scenter.html>)

以上から、教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているといえる。

点検・評価項目⑤：研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

評価の視点1：研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み

1) 規程の整備

研究倫理遵守のために宇都宮共和大学研究倫理指針(資料8-20)、宇都宮共和大学コンプライアンス規程(資料8-21)を定めている。宇都宮共和大学研究倫理指針を遵守し不正を防止するため、宇都宮共和大学研究倫理委員会規程(資料8-22)を設け、不正が発覚した場合には宇都宮共和大学における研究活動の不正への対応に関する要項(資料8-23)に従って対応することとしている。

2) コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施

研究倫理を確立し、研究活動の不正を防止するために、研究倫理研修を行っている(資

料8-24)。外部講師による研究不正の実例についての研修や、研究倫理関連規程の理解を深めるための研修を年に1回実施し、全専任教員の参加を義務づけている。

3) 研究倫理に関する学内審査機関の整備

各研究者が「宇都宮共和大学研究倫理指針」等を遵守し、研究課題を実施している。問題が生じた場合は、各学部には設けた研究倫理委員会で審査することになっており、審査体制は整備されている。

以上から、研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組みは適切に実施されている。

**点検・評価項目⑥：教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。
また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。**

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

教育研究等環境の適切性については各学部の研究・図書委員会において定期的に点検・評価を行い、自己点検・評価推進部会、自己点検・評価委員会で検証を行っている。より活発な研究活動の推進のために、たとえば2016年度には、教員から要望のあったサバティカル制度の導入について、また、通常の研究費に加えて研究費を増額できる制度の創設について検討した。さらに、2017年度に特別研究費の対象を拡大する必要性について検討を行った。

研究図書委員会の教育研究等環境に対する定期的な検討に基づいて、適切に点検・評価は実施されている。

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

研究倫理規程に基づき、シティライフ学部、子ども生活学部ともに本学教員の研究倫理意識の啓発及び研修計画が行われてきた結果、これまでに研究活動の不正についての通報や告発はない。従って、研究倫理委員会規程に定める不正に対応する調査委員会は、設定されたことはない。また、個人研究費の適切な使用のために、点検・評価の結果に基づき、2016年度以降、以下の規程と内規を整備し、実施している。

- ・宇都宮共和大学研究倫理指針（2014年度施行）
- ・宇都宮共和大学倫理委員会規程（2014年度施行）
- ・宇都宮共和大学個人研究費規程（2016年度施行）
- ・宇都宮共和大学特別研究制度規程（2016年度施行）
- ・宇都宮共和大学個人研究費規程の施行に係る内規（2016年度施行）
- ・特別研究費に関する内規（2016年度施行、2017年度に制度を改正し、特別研究費の対象を拡大した）

また、2017年度には1名が特別研究（サバティカル）制度を利用しており、研究環境は向上しているといえる。

(2) 長所・特色

- ▶ 学生数に対して十分な台数の教育研究用のパソコンが用意されている。
- ▶ シティライフ学部はメディアコーナーと図書館スペース、ラーニングcommons等が近接しており利用しやすい設計になっている。
- ▶ 図書館の蔵書数は約6万冊であり、さらに宇都宮短期大学の蔵書も利用できるため、小規模大学としては必要な図書は備えている。また、電子ジャーナルを利用できるようになったので閲覧できる学術雑誌の数が飛躍的に増大し、研究活動の促進に役立っている。
- ▶ 長坂キャンパスは施設の一部が宇都宮短期大学（人間福祉学科、音楽科）と共用であるため、生活科学関連の実習施設、音楽関係の施設が充実している。
- ▶ 長坂キャンパスは宇都宮市郊外に立地という環境を生かして長坂の森を整備中であり、自然環境を生かした学びの場を学生に提供している。
- ▶ 子ども生活学部では障がいのある子どもと家族の支援(Tiny)、子育てネットワークプロジェクト(親子遊びの会)、親子の自然体験のための環境教育プログラムなど、子育て支援センター事業と連携して、地域のニーズに応えた教育研究活動を行っている。

(3) 問題点

- ▶ これまで学生にとって利用しやすい図書館環境の整備を図ってきたが、必ずしも積極的な利用がなされてこなかった。近年、授業やゼミ活動と連動した形での図書館の利用の働きかけをしている。
- ▶ 長坂キャンパスは郊外に立地しており、女子学生の比率が高いため、学生の安全などを考慮すると、夜遅くまで大学を開けておくことは難しい。
- ▶ 小規模校のため専任教員の数が少なく、委員会業務等の学務を兼任する必要がある。このため、学務・教育・研究活動の時間調整が難しい場合がある。
- ▶ 科研費、その他の外部資金の活用については、大学として奨励しているが、未だ十分に獲得できているとは言えない。

(4) 全体のまとめ

学生への教育、教員の研究活動に必要な環境が提供されている。学生の学習環境としては、学生定員に対して必要な図書館スペース及び蔵書は整えられており、学生の自主的な学習及び講義の予習復習に対応できる状況になっている。これまで、図書館の利用に関して不十分な面も見られたが、2017年度には利用状況が改善されてきており、今後も学修環境の一層の充実を図ることとしている。

教員の研究環境は、小規模校のため、校務との調整が必要にある面はあるが、研究スペース、研究費その他の環境は整えられている。また、大学としての将来像を明確にしたことにより、地域社会へ貢献できる研究成果をあげる体制は整っていると考える。

以上のとおり、教育研究環境の整備の方針に基づき環境整備を適切に行っており、改善向上に努めている。従って、大学基準8を満たしている。

第9章 社会連携・社会貢献

(1) 現状の説明

点検・評価項目①：大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示

宇都宮共和大学は、宇都宮市内に2か所、那須キャンパスを含めて3つのキャンパスと活動拠点を有しており、学園の100年を超える伝統を生かしながら、「大学を地域社会における知的交流の場とし、さらに経済、教育、文化の振興と社会の向上に貢献できる人材を育成することを目的とする」(資料1-2、第1条)という本学の目的のもとに、社会貢献・社会連携を大学の大きな使命として活動を行ってきている。

都市経済研究センターは旧那須大学時代の2001年から、子育て支援研究センターは子ども生活学部設置前年の2010年から設置されており、「宇都宮共和大学都市経済研究センター規程」(資料3-1)第2条、および「宇都宮共和大学子育て支援研究センター規程」(資料3-2)第2条に、両研究センターの目的がそれぞれ明示されている。都市経済研究センターは目的の一つとして、「研究成果を地域社会に還元するにとどまらず、地域社会との積極的な交流を図ることにより、地域社会や都市経済の発展に貢献する」ことを明示しており、子育て支援研究センターは「保育・幼児教育・子育て支援分野を中心にした学際的、実証的な調査・研究をおこなうとともに、地域福祉の向上に資する政策提言をおこなう」ことをその目的の第1項に掲げている。また、「宇都宮共和大学国際交流センター」も1999年から設立されており、本学に在学する外国人留学生の就学や生活の支援に関する活動を行うことを目的としている(資料3-3)。

本学では両研究センターが中心となり、公開講座、シンポジウム、講演会等の計画立案等を実施、キャンパスの立地や特徴を利用した様々な活動を行ってきたが、両研究センターの活動をはじめ様々な場面での地方大学の使命として社会連携・社会貢献の方針をより明確に示すため、2017年10月に「宇都宮共和大学の地域社会連携・地域貢献ポリシー」を各学部教授会で決定し、内部質保証会議で報告した。ポリシーでは、社会連携・社会貢献に関する1. 目的と使命、2. 産学官の連携、3. 地域活動の拠点、4. 地域貢献活動への支援、について明示し、本学の教職員、学生が、研究・教育の成果を地域社会に発信する活動を大学は積極的に支援することを明確にし、本学のホームページで公開している(資料9-1：http://www.kyowa-u.ac.jp/common/disclosure/3regional_contribution_policy.pdf)。

また、このポリシーに基づいて、本学のホームページの社会研究活動のサイトには、「地域社会で開かれた大学」として、都市経済研究センターの目的および事業項目並びに子育て支援研究センターの目的および事業項目を公開している(資料9-2：<http://www.kyowa-u.ac.jp/laboratory/rcenter.html>、資料9-3：<http://www.kyowa-u.ac.jp/laboratory/scenter.html>)。

以上から、大学の理念・目的、各学部の目的等を踏まえた本学の社会連携・社会貢献に関する方針は明確に示されている。

点検・評価項目②：社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

評価の視点1：学外組織との適切な連携体制

本学では、「宇都宮共和大学 地域社会連携・地域貢献ポリシー」に基づいて、都市経済研究センター、子育て支援研究センターが中心となり、学外組織との社会連携・社会貢献に関する取り組みを企画・運営している。栃木県が組織する「とちぎ産業振興ネットワーク推進会議」「産学官連携サテライトオフィス事業委員会」や「うつのみや次世代産業イノベーション会議」など、宇都宮市の進める産官学連携事業に積極的に取り組んでいる（資料9-4）。

また、公開講座、シンポジウム、講演会等の開催に当たっては、県・市町村、関係団体、企業など地域の学外組織と連携協力するなど、適切な連携体制を構築している。

2017年11月、本学を始めとした宇都宮市内5大学と自治体、企業、NPO等が連携してプラットフォームを設立し、宇都宮都市圏の創造都市による発展を目指した研究や事業に取り組んでいる。なお、この事業は、2018年2月5日付けで文部科学省「2017年度私立大学等改革推進総合支援事業」タイプ5に選定された。この事業を推進するため、「宇都宮市創造都市研究センター」を立ち上げ、センター長には本学学長が就任している（資料9-5）。

このほか、那須塩原市と連携した「那須塩原市民大学講座」の企画・運営に当たり、那須塩原市民大学運営委員会の委員長、委員に両学部の教授（計2名）が参画するとともに、「宇都宮共和大学連携講座」において地域のニーズと本学の知的人的資源をマッチングさせるため、那須塩原市教育委員会と都市経済研究センター・子育て支援研究センターとの間で講座の目的・内容について確認し合い、前年度のアンケート結果を踏まえ、講座のテーマ・講師等を決めるなど緊密な連携体制を構築している。

子育て支援研究センターの各事業においても、地域の公私立幼稚園との連携、地域の子育て広場との連携、宇都宮市立発達支援センターとの連携、栃木県、宇都宮市との密接な指導助言等の連携体制を取っており、それぞれ学外組織との密接な連携の下に運営されている。

以上のことから、本学は学外組織と適切な連携体制で取り組んでいるといえる。

評価の視点2：社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進

1) 教育研究の成果をもとにした社会への還元

本学では、栃木県、宇都宮市、那須塩原市等と連携し、地域の生涯学習支援を行い、下記のような講座を開講している。

(ア)全学的な活動

- 栃木県と連携した「宇都宮共和大学公開講座」（とちぎ県民カレッジ連携講座）については、2017年度に「韓国語初級講座」「中国語初級講座」を開催。
- 栃木県と連携した「とちぎ子どもの未来創造大学講座」の開催
- 宇都宮市と連携した「宇都宮市民大学講座」の企画
- 那須塩原市と連携した「那須塩原市民大学講座」「まなび博覧会（生涯学習大会）の開催
- 「教員免許状更新講習」を開催し、本学の研究・教育成果をもとに、幼稚園教諭・小中高等学校教諭等を対象とした「子どもをめぐる教育の最新事情」、「学校、家庭並びに地域の連携および協働」をはじめ、必修・選択必修・選択の3領域6講座を開講した。

本学の公開講座の開催実績については、大学ホームページに掲載している。(資料9-6 : http://www.kyowa-u.ac.jp/common/disclosure/3philanthropy_city.pdf)

(イ)シティライフ学部および都市経済研究センターを中心とした活動

シティライフ学部および都市経済研究センターを中心とした社会連携・社会貢献に関する活動については、毎年度『宇都宮共和大学都市経済研究年報』(資料8-17)に収録・刊行し、連携協力する団体等に配布している。

- 2006年度から、本学は「那須烏山市まちづくり研究会」（事務局：那須烏山市）に参画してきたが、2015年度から那須烏山市のさまざまな地域資源をフィールドとして本格的なゼミナール参加を行い、2016年3月、『県立烏山女子高跡地を活用したキャンプリゾートの創設』に関する研究報告を実施。この研究発表は、2016年11月に実施された大学コンソーシアムとちぎ主催「第13回学生&企業研究発表会」において『烏山信用金庫理事長賞』を受賞、さらに2017年12月の同「第14回学生&企業研究発表会」において、栃木県立烏山高等学校烏山学研究チームとの共同研究が『地域経済貢献賞』を受賞するなど、高大連携の教育研究活動に発展している。
- 2016～2017年度には、栃木県「学生提案事業助成金」を活用したゼミナール研究活動（「地縁・血縁・同窓縁による婚活支援の創造」）を実施した。

(ウ)子ども生活学部および子育て支援研究センターを中心とした活動

子ども生活学部および子育て支援研究センターを中心とした社会連携・社会貢献に関する事業には、下表の通り、障がいのある子どもと家族の支援（Tiny活動）、地域の子ども園との交流（資料4-11）、親子遊びの会、リカレント教育、自然遊びの会・バーベナ（自然遊びの会&ゆりのき（森作り））などがある。(資料9-7～資料9-11)これらの活動の状況と学生の成長の経緯は、毎年刊行されている『研究センター年報』に掲載している。

(資料8-19)

事業名	主な取り組み	連携する学外組織	教育研究活動	開始年、状況
障がいのある子どもと家族の支援（Tiny活動）	障がいのある子どもと家族を楽しい遊びや暖かな寄り添いを通して支援する	・宇都宮市子ども発達センター ・宇都宮市社会福祉協議会 ・認定NPO法人うりずん	家庭支援論、障害児保育Ⅰ、Ⅱとの連携。	2012年～ 毎月1回定例。 チャリティコンサート年2回
地域の就学前施設の子どもの交流	幼稚園・保育園との連携により、子どもと実際にふれ合いながら、教育実習、保育実習に向けての学習の基礎を学ぶ	定期的連携園（みどり認定子ども園）随時連携園（さくら認定こども園、しらゆり認定こども園他）	1～3年。保育内容基礎演習、保育内容総論、フィールドワーク等授業への位置づけ	2011年～ 年間3回 他 2～3回
親子遊びの会	就学前の子どもを持つ親子に保育室、グラウンドを開放し、学生ボランティア・教員が発達に合わせた親子の遊び、グループ懇談を通し親子のかかわりを支援する		乳児保育演習他授業への位置づけ。学生の乳幼児との交流体験および子育て支援の学びの場とする	2012年～ 年間5～6回土日開催 他に平日開催
リカレント教育	保育関係で働く卒業生への相談・保育技術支援、ネットワークづくり	子育て支援研究センター客員研究員。宇都宮市内、県内幼稚園、保育園	保育実習、教育実習との連携、就職支援活動	年間3回開催
自然遊びの会・バーベナ（自然遊びの会&ゆりのき（森作り））	小学生、幼児の親子に大学構内の子どもの森やアリーナ周辺の林を開放して学生と共に昆虫や植物の生態を学ぶ。	栃木県総合政策課「大学・地域連携プロジェクト支援事業」に2015～17年度に採択され県との研究連携。宇都宮環境部「みやの環境創造提案・実践事業」に2014年から毎年採択。	授業「保育内容（環境）」「フィールドワークⅠ」「保育内容基礎演習Ⅰ」「子どもと生活研究」「卒業研究」等との連携・推進。	バーベナは2014年～。ゆりのきは2015年～ 「自然遊びの会」は年3回開催。2017年は出前講座を宇都宮市より4回受託。
公開講座	子どもの保育にかかわる人、教員、市民、学生を対象に保育に	宇都宮短期大学地域福祉開発センターと共催。栃木県教	関連する授業の学生に聴講をさせ、学習と	2012年～ 年間5回から3回、第1部研修

	関する方法・技術を伝えるとともに専門的知識を学ぶ場としている。	育委員会、宇都宮市教育委員会、栃木県幼稚園連合会、栃木県社会福祉協議会、下野新聞社の後援を得ている。	つなげている。2014～15年の講演記録を『子どもの育ちと保育』（金子書房）として刊行している。	会、第2部講演会（外部講師を招聘）の組合わせで実施している。
--	---------------------------------	--	--	--------------------------------

2) 地域社会との連携、自治体への政策形成への寄与

栃木県内を中心として、宇都宮市審議会委員等への就任、市(宇都宮市以外)または県の審議会の委員等への就任、行政・企業・NPO等学外組織との連携活動により、幅広い分野での連携協力を図って地域社会の発展に寄与している。学長および専任教員による社会貢献活動実績は、下記の資料の通り本学ホームページに公開されている。

資料9-12 : http://www.kyowa-u.ac.jp/common/disclosure/3philanthropy_city.pdf。

資料9-13 : http://www.kyowa-u.ac.jp/common/disclosure/3philanthropy_child.pdf。

3) 学生の課外自主活動による社会貢献

本学では、学則第1条に基づき、学生が社会との関わりのなかで活躍し、社会貢献を通じた成長を重視している。シティライフ学部では、毎秋の「すみれ祭(大学祭)」において、ゼミナール・サークルが日頃の研究活動の成果をとりまとめ、研究活動成果の発表・展示を行うとともに、宇都宮市、大学コンソーシアムとちぎ等の主催するまちづくり提案等の研究発表会に積極的に参加している。最近の学生提案活動の主な受賞実績は、下記のとおりである。

年度	主催者・発表会名	研究テーマ	受賞等備考
2015	宇都宮市「大学生によるまちづくり提案2015」	「オリオン通り魅力向上計画」	第1位
		「地域資源の活用による大工町・寺町通りの賑わいづくり」	第2位
	大学コンソーシアムとちぎ「第12回学生&企業研究発表会」	「街道を活かしたまちづくり」	鹿沼相互信用金庫理事長賞
		「スマホを活用した地域の安全・安心サービス」	ハヤブサドットコム賞
栃木県温暖化防止活動推進センター「エコキーパーを探せ」	「まちなかクールシェア・コンサートへの取組」	審査員特別賞	
2016	宇都宮市「大学生によるまちづくり提案2016」	「パワースポットによる超魅力的なまち一宇都宮一の創造」	第1位

	大学コンソーシアム とちぎ「第13回学生 &企業研究発表会」	「宇都宮市中心市街地の駐車場化の実 態に関する研究」	金賞
		「那須烏山市ウェルカムボードコンテ スト」	烏山信用金庫 理事長賞
	栃木県温暖化防止活 動推進センター「エ コキーパーを探せ」	「まちなかクールシェア・コンサートへ の取組」	審査員特別賞
2017	宇都宮市「大学生に よるまちづくり提案 2017」	「みんなで創る花と緑のLRT」	第1位
	大学コンソーシアム とちぎ「第14回学生 &企業研究発表会」	「グランピング機能を併設した泊まれ る道の駅那須烏山」（共同研究：県立烏 山高校烏山学研究チーム）	地域経済貢献 賞

上表のうち、2014年から取り組んでいる地域の交流事業「まちなかクールシェア・コンサート」（資料9-14）の活動成果は、2015年、2016年に栃木県地球温暖化防止活動推進センター主催「とちぎのエコキーパーをさがせ！」において2年連続で『審査員特別賞』を受賞し、さらに、2017年には宇都宮市「みやの環境創造提案・実践事業」の助成事業にも採択されている。2016年には、過去3年度に開催されたコンサートの来場者数から試算した当日の節電効果等について、事業運営を支援したゼミナール学生が卒業論文を共同執筆するなど、地域の交流事業を適切に実施・評価する教育研究活動に応用発展している。2016年3月には「学生提案成果報告会」を開催し、学生提案活動の成果を地域に広く公表するとともに、その提案概要を『宇都宮共和大学都市経済研究年報第16号』（資料8-17）に掲載した。

以上のことから、本学の社会連携・社会貢献に関する活動により、教育研究活動の推進が図られているといえる。

評価の視点3：地域交流、国際交流事業への参加

本学は、県内19の高等教育機関が組織する「大学コンソーシアムとちぎ」に、2005年の設立時から宇都宮大学とともに主導的に参加しており、コンソーシアムが主催する様々な活動に大学をあげて参加し、地域社会や産業界との連携に取り組み、魅力ある新たな栃木県づくりに貢献している。主な活動としては、大学間単位互換のための「連携講座登録授業科目」の設定、「とちぎグローバル人材育成プログラム」講座の開講、「学生&企業研究発表会」の開催がある。

- 学外組織から後援を得て、毎年度シンポジウム等を5回以上開催し、100名以上の参加者を得ている。2017年度は、「シティライフ学シンポジウム」を2回、「子育て支援研究センター公開講座」を3回開催した。（資料9-6）
- まちなか立地を活かした「知的交流の拠点」（大学コンソーシアムとちぎ「大学&企

業研究活動発表会」会場（2015、2016年）、国際セミナー「公共交通と自転車－欧米の最新事情」会場、その他の学会会場等として活用など）として活動するとともに、地域情報を提供し、交流を促進させる拠点として、全国初の大学の「まちの駅」（事務局：NPO地域交流センター）を開設しており、「まちの駅ネットワーク宇都宮」の幹事を務めている（資料9-15：<http://www.kyowa-u.ac.jp/common/sysfile/articles/ID00000362binary1.pdf>）。

- ▶ 県・市、地域企業や自治会・町内会と連携した地域の交流事業として、毎年、7月と8月に「まちなかクールシェア・コンサート」を、12月に「クリスマス・コンサート」を実施している（資料9-16）。
- ▶ 本学は「栃木県地域留学生交流推進協議会」のメンバーとして、県内各種団体による外国人留学生交流・支援事業に参加している。また、国際交流センターが中心となって、2017年10月、留学生、ホテル・観光コースの学生が参加した日帰研修『YUKAI SANPAI UTSUNOMIYA』で宇都宮の地域資源の見学を行ったほか、留学生に情報を提供し、留学生支援の国際交流フェスタ、国際交流の集いなどへの留学生の参加を支援している。

以上のことから、本学は地域交流、国際交流事業に適切に参加しているといえる。

点検・評価項目③：社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

<p>評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価</p>
--

年度初めに、都市経済研究センター、子育て支援研究センターそれぞれが、当該年度の活動方針と施策を策定し、教授会において審議している。月に1～2回の頻度で運営委員会を開催し、社会連携・社会貢献に関する事業の適切な遂行に向けた議論、および、社会連携・社会貢献の点検・評価を行い、自己点検・評価推進部会、自己点検・評価委員会で検証を行っている。

都市経済研究センターでは、事業ごとに毎回、参加者へのアンケートを実施し、地域のニーズを把握するとともに、参加者の満足度や期待されるテーマに基づいて、適切な社会連携・社会貢献の企画・運営にフィードバックしている。また、点検・評価のなかで、外部組織との連携をさらに進めるべきとの指摘があったことから、産官学連携を図ることとなった。

子育て支援研究センターでは、事業ごとに毎回、事業についてのアンケート調査を行っており、参加者、ボランティア学生、教員から感想と反省、問題点の指摘等を記録・収集している。教授会での報告とともに、実施状況を研究センター年報に毎年詳しく記載している。この年報には、単に実施要領の報告だけでなく、計画と実施状況の反省や問題点とその分析なども載せている。公開講座への学生の参加については、丁寧な感想を求めており、講座の点検評価、改善の資料となっている。（資料8-19、資料9-7～資料9-11）

以上のことから、本学は適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価を行っているといえる。

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

年度末には、都市経済研究センター、子育て支援研究センターそれぞれが、当該年度の実施計画に対する社会連携・社会貢献の自己点検・評価を行い、その結果に基づいてセンターが取り組む活動の改善・向上を図っている。

また、学外との連携をさらに強化するため、2017年11月、市内5大学、自治体、企業、NPO等が連携してプラットフォーム「宇都宮市創造都市研究センター」を設立し、産官学連携事業に取り組んでいる。さらに、学内においては、「宇都宮共和大学学内共同組織運営会議規程」（資料3-5）に基づいて、都市経済研究センター、子育て支援研究センター、国際交流センターの3センターにより、宇都宮共和大学学内共同組織運営会議を行い、各センターの開催する公開講座のスケジュール調整、那須塩原市民大学の連携講座の運営などについて協議し、効果的な事業展開を図っている。

以上のことから、本学は点検・評価結果に基づく改善・向上に適切に取り組んでいるといえる。

(2) 長所・特色

- 各ゼミナールが研究活動の成果をとりまとめ、宇都宮市、大学コンソーシアムとちぎ等の主催するまちづくり提案、研究発表会等に積極的に取り組んでいる。
- 社会連携・社会貢献活動により、地域社会に開かれた知的交流の拠点としての認知が高まってきている。
- シティライフ学部は、JR宇都宮駅から至便の距離にあり、市の中心部にあるという地理的特性を生かした活動が行われており、子ども生活学部では、広い芝生のグラウンド、子どもの森、保育実習室など本学の設備が地域の親子、保育関係教員、保育者、一般市民に提供される、様々な事業で十分に活用されることにより、地域の人々に学習の機会や交流の機会を提供している。
- 本学の学長及び専任教員は、行政機関や経済、教育、保育関係の地域の組織と深いつながりを持っており、教員の専門的知識・技能等は様々な場面で関係者への指導や助言の上で役立っており、多くの連携や貢献が地元から評価されている。
- まちづくり提案、研究発表、ボランティア活動など教員とともに学生が積極的な役割を果たすことによって、コミュニケーション能力、問題解決力、子どもを豊かに育てる力、実践力や洞察力などを身に付けるうえで学生自身の成長にも大きく貢献している。

(3) 問題点

- 個々の事業・活動は進んできているが、センター全体として組織的な活動が行われ

るよう、事業の課題や共通の問題点を洗い出して、相互関係等についてさらに検討する必要がある。

(4) 全体のまとめ

宇都宮共和大学は「地域社会の発展に貢献し、地域社会に信頼される知的交流の拠点となる」ことを大学の目標とし、地方大学の使命として特に「社会連携・社会貢献」を常に重視して教育、研究活動を行ってきた。2017年度はさらに強くその意義を社会に発信するために『宇都宮共和大学の社会連携・社会貢献ポリシー』を定め、公表している。

2つの学部はそれぞれのキャンパスの立地や、専門分野の特徴を生かした多様な活動を展開している。シンポジウム、公開講座、市町村との連携講座などの定期的な発信活動は、地域での大学の教育・研究活動を広く市民に普及する活動として定着してきた。また、地域の教育機関や組織、学生、教員が共同で行っているイベントや活動は、学生が地域で活躍する専門家としての資質・能力を育てる貴重な教育の場となっている。

本学の社会連携・社会貢献は次第に地域において認められる活動となっているが、さらに地域での評価を高め、大学の存在感を高めるようにすることが期待される。

以上のとおり、「地域社会の発展に貢献し、地域社会に信頼される知的交流の拠点となる」という大学の目標のもとに、数多くの活動を展開しており、地域からも高い評価を得ている。従って、大学基準9については、十分に満たしている。

第10章 大学運営・財務

第1節 大学運営

(1) 現状の説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示

大学の理念・目的及び大学の将来像を見据え、2017年度に中期目標と中期計画を策定し公表している（資料1-7）。その中で、具体的な活動の方針を示している。この中期計画を基に大学運営を進めている。

評価の視点2：学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知

大学の理念・目的及び将来像並びに中期計画の策定に当たっては、学内構成員に情報を開示しながら、大学協議会、教授会で検討しており、策定の段階から既に周知が図られている。また、大学ホームページにも掲載しており、これらの方針は、確実に学内構成員に周知が図られている。

点検・評価項目②：方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

評価の視点1：適切な大学運営のための組織の整備

大学の運営は、各学部において責任と役割が明確にされた教授会、教学会議、各委員会等の会議・組織が担っている。各委員会の所掌事務については、委員会の権限で処理できる事項を除いて、各委員長等が参加する教学会議の場で毎週議論を行っている。また、各委員会の権限で処理出来る事項についても、適宜、教学会議に報告し、情報共有を図っている。更に重要事項を審議する教授会は、原則月1回開催しており、専任教員全員が参加している。事務職職員も役職者は教授会の場に出席しており、議論の過程を含めて学内全体の情報共有は確実に行われている。

大学全体で調整が必要な事項については、大学協議会の場で連絡調整を図り、その結果を各学部の教授会に再度図るという方式を取っており、大学全体の運営は適切になされている。（資料1-11、資料10-1、2、3、5、6）

1) 学長の選任方法と権限の明示

学長の選任方法は規程上明確にされている。理事会において理事及び宇都宮共和大学教授からなる学長選考委員会を組織し、選考委員会から推薦を受けた学長候補者を教授会に諮問し、教授会の審議の結果を基に、理事会において学長を決定する（資料 10-5）。学長の任期は4年間で再任は妨げないとしている。学長は、大学の運営責任者として、教授会の意見を踏まえて大学運営にあたっている。

2) 役職者の選任方法と権限の明示

学部長その他の役職の選任方法は規程上明確にされている。

学部長については、各学部教授の中から選任することとしている。教授会で選任された複数名の選考委員が候補者を選考し、その候補者の中から教授会で学部長候補者を決定し、理事会での承認の上、理事長が任命する（資料 10-7）。学部長は、教学の責任者として各学部の運営にあたっている。

副学長、図書館長を始めとして、各委員会の委員長等についてもそれぞれ選考のための規程が整備されており、規程に基づき適切に選考している（資料 3-1、3、資料 5-3、資料 10-6、8、9、10、11、12、13、14）。また、それぞれの責任及び権限についても、規程に明確にされている。

3) 学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化等

大学運営の責任は学長にあり、大学としての最終的な意思決定は学長が行うこととされている。教授会は、学長が意思決定を行うにあたり意見を述べる役割を果たす（学則第7条第3項）とともに、学長等からの求めに応じて意見を述べる役割を有している（学則第7条第4項）。

学則第7条第3項には、大学として決定すべき重要事項が網羅されており、学長の行う幅広い意思決定に教授会での意見を反映させる仕組みとなっている。

なお、全員参加の教授会では全ての参加者が自由に発言することができ、大学の意思決定に専任教員全員が意思表示することが可能である。

4) 教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化

大学運営については、基本的に教学組織において決定しているが、大学運営の要となる学長、学部長及び図書館長の選任並びに予算については理事会で決定することとしている。また、自己点検・評価報告書については理事会に報告することが義務付けられている（内部質保証会議規程）。

このように、教学組織と法人組織の役割と権限は明確にされている。（資料 10-15、16）

5) 学生、教職員からの意見への対応

教職員は、教授会の場や各種委員会の場で自由に意見を言える体制になっており、また、学生に対しては、学生委員会を中心に、様々なアンケートを実施しており、その内容は教授会に報告し、大学運営の改善に反映されている。

評価の視点2：適切な危機管理対策の実施

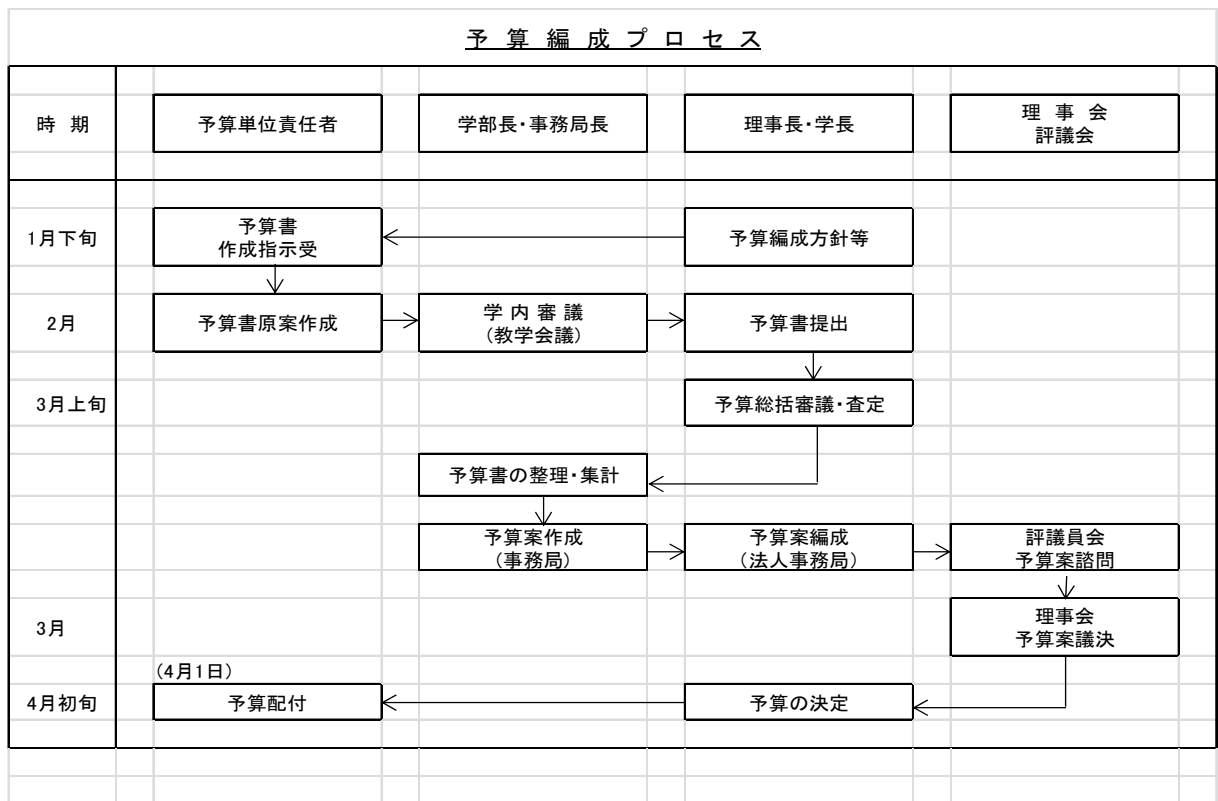
法人及び各設置学校共通の危機管理マニュアル（資料 10-17）を策定しており、緊急な事態にも対応できる体制が整備されている。また、緊急事態を学生教職員全員に通知できる一斉メールシステムがある。

点検・評価項目③：予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

評価の視点1：予算執行プロセスの明確性及び透明性

- ・内部統制等
- ・予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定

予算については教育研究上の目的を達成することを基本に行っている。各学部に対して、理事長・学長から予算申請作成指示が行われ、各委員会の施策と方針が策定される。また、各事務部門においては、当該年度の諸活動計画やランニングコスト及び、建物や機器備品の持続性を勘案して調整を経て編成している。次に、経理担当部署が原案を作成して学内審議を行い理事長・学長に提出する。理事長は評議員会に諮問して理事会で予算を決定して、その結果を学長が教授会で報告している。



執行については、各学部が半期毎に経理部門で予算執行状況を把握しながら遂行していく。また、主要事業等についての契約は、学部長を経て学長に事前決裁を取り執行している。更には、当初予算に計上されていない事業および、大幅な増減となりうる予算についても決済者と経理担当者が学長に事前に相談をして、適正と判断される場合のみ執行している。

内部監査は公認会計士による会計監査を年間スケジュールに基づいて、法人監事も適宜立ち会いの上、学部毎に通算年6回実施して指導または承認を得ている。決算については、法人監事及び公認会計士の監査を受け正確適正であるとの監査報告を受けている。

点検・評価項目④：法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

評価の視点1：大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置

1) 職員の採用及び昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況

本学の事務組織は、総務課、学務課で組織している。その職務は、「宇都宮共和大学組織規程」に定められており、事務局長を中心に事務組織の責任体制は明確である(資料10-18)。各事務職員は、業務に関する専門性を有して職務に従事し、その間各種セミナー、OJTや外部研修会等へ積極的に参加して、資質向上に取り組んでいる。

事務の組織・職務に関しては「宇都宮共和大学組織規程」、「宇都宮共和大学事務組織規程」(資料10-19)、事務処理に関しては「宇都宮共和大学公印取扱規程(資料10-20)」、「宇都宮共和大学文書取扱規程」(資料10-21)、「宇都宮共和大学出張旅費規程」(資料10-22)等の規程を整備しており、適切に事務処理を行っている。

2) 業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備

業務の多様化、専門化に対応するために、事務室内には、個別にパソコンが配備され、事務処理に必要なネットワークが構築されている。その他電話、複合型ファックス・プリンター等事務処理に必要な機器が整備されている。特に学生募集に対応するため、学生募集支援システム(外部委託：ウェブマッチング・ナビゲーション)を両キャンパスに導入し、教員・事務職員の学生募集における情報の共有化を図っている。

3) 教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係(教職協働)

学内運営にあたっては、学内情報システム上に各キャンパスで教員共有フォルダー、事務局共通フォルダーを作成し、教務や学生関係等に関わる各種の情報を共有することができるようシステムを構築している。

教学運営には事務職員各学部2名を配置し、大学運営における教員と職員の連携では、課長職にある事務職員が教授会へ出席、更に各委員会等に事務担当者を配置して教職員間の連携や情報の共有を図っている。

4) 人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善

職員の採用については、定期的な採用は行っていないが、退職者や業務拡充等による人員拡充を行っている。また、昇格・昇進に関しては、学長が各課長・事務局長から定期的なヒアリングを行い、それぞれの部下の評価を行っている。今後、職員の評価基準を明確化し、能力開発・労働意欲の高揚をさらに促進することで、組織の活性化と経営効率の向上に資することとしたい。

点検・評価項目⑤：大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

評価の視点 1 : 大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント (SD) の組織的な実施

「宇都宮共和大学自己点検・評価推進部会に関する要項第 7 条」の規程(資料 2-4)に基づいて、事務職員のスタッフ・ディベロップメント (SD) 部会を置いて FD 活動と連携して行っている。各事務職員が各部署においてそれぞれ毎年、年度目標を立てて職務に必要な課題を設定して取り組み、重要と思われるや研修会や外部機関等が主催するセミナーに積極的に参加し、その報告を各週のミーティング時に全職員に実施している。また、必要に応じて教員へもフィードバックし、情報の共有と共通理解を図っている。

特に学生募集に関するセミナー・研修会に積極的に参加し、2012 年の進研アド主催の「学生募集セミナー」を初めとして、2015 年、2016 年、2017 年と連続でセミナー「BETWEEN セミナー」にシティキャンパス事務局入試広報 (学生募集) 担当職員参加。さらに、「心の問題と成長支援ワークセミナー」2016 年 9 月、「キャリア教育実践セミナー」2016 年 9 月、「キャンパス・ハラスメント防止セミナー」2017 年 8 月等多くの研修会に参加。2017 年度は外部研修としてリクルートの担当者による学内研修を宇都宮シティキャンパスで 3 回 (シリーズ) 実施した。

長坂キャンパスでは、2015 年度、6 月に子ども生活学部長牧野カツコ教授による「授業改善に向けて—アクティブラーニングの理論と実践—」、7 月に、本学と提携している情報セキュリティ会社の担当者による「情報セキュリティ研修会」、10 月に、千葉商科大学勅使河原隆行准教授による「コンピュータ・リテラシーを身につけよう—SNS を活用した授業展開の方法—」、翌 2016 年 3 月長坂キャンパス事務局長による「コンプライアンス研修会」(研究活動に関する不正行為についての文科省のガイドラインの研修) を実施している。2017 年度は、7 月に私学経営研究会セミナーに両キャンパス事務局長が合同で参加。更に、UCC で開催された教職員対象キャンパス・ハラスメント講習会 (外部講師: 古峰耕平氏 (第一東京弁護士会) (1 月))、情報セキュリティ研修会 (外部講師: 日本デイベレイク) (2 月) に事務職員が参加した(資料 10-23)。

点検・評価項目⑥: 大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1 : 適切な根拠 (資料、情報) に基づく点検・評価

本学では宇都宮共和大学教学会議規程に基づいて、毎週または隔週に 1 回定例の教学会議を開催し、学内における懸案事項や施策等を審議し、教授会に先立ってきめ細かな連絡調整を行っている。

また、学校基本法第 93 条及び本学学則・本学教授会規程に基づいて、あらかじめ教授会で意見を述べるべき事項を書面で全専任教員に周知し、定期的 (月 1 回) に教授会を開催して大学運営の適切性を確保している。

特に、年 2 回開催される宇都宮共和大学自己点検・評価委員会において、①大学の理念・目的②教育研究組織③学生への受け入れ④カリキュラム全般⑤研究活動⑥教員組織⑦施

設・設備⑧図書および教材資料⑨学生生活⑩大学運営・管理等について点検・評価を行っている（資料10-24）。

評価の視点2：監査プロセスの適切性

監査プロセスは、公認会計士、会計士補により法人監事を含め年間6回、750時間を要しておこなわれている。なお、2016年度、監査報告書に記載されている監査指摘事項はない（資料10-25）。

資産および資金の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録するとともに、「資金運用に関する取扱い規則」に基づき手堅い貯金・投資を中心に安全かつ適正に管理している。なお、寄付金の募集及び学校債の発行は行っていない。なお、財務情報（事業報告書、監査報告書、財務諸表など）については、本学ホームページの「情報公開」において毎年度公表している。（資料2-11）

評価の視点3：点検・評価結果に基づく改善・向上

2学部の事務局組織及び3キャンパスの施設管理を統一して効率化するなどの施策により教学の質を落とさずにコスト削減を図っている。

特に大学部門の収支黒字化には入学生の増加をはかることが最大の課題であるという認識は全学教職員が深く理解しており、全学をあげて中長期計画の実現に取り組んでいる。

以上の通り、大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行い、また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているといえる。

(2) 長所・特色

- 両キャンパスの事務では、少数精鋭で職務にあたり、各事務職員が各部署においてそれぞれ毎年、職務に必要な課題を設定して意欲的に取り組み、重要と思われるセミナーや研修会に積極的に参加している。
- 学長の権限と教授会の役割が明確に規定されており、更に、全教員が教授会で自由に意見を述べる機会が保障されている。

(3) 問題点

- キャンパスが2キャンパスに分かれていることから、それぞれの業務を共通化・一元化して実施できる方策を検討し、意思疎通や共通理解の更なる促進を図る必要がある。今後は、定期的な報告会等を継続して実施し、必要に応じて新しい規程の制定や現行規程の見直しにより、継続的に諸規程の整備を実施して効果を高めていく。

(4) 全体のまとめ

「宇都宮共和大学自己点検・評価推進部会に関する要項第7条」の規程に基づいて、事

務職員のスタッフ・ディベロップメント（SD）部会を置いてFD活動と連携して行っている。各事務職員が各部署においてそれぞれ毎年、職務に必要な課題を設定して取り組み、重要と思われる研修会や外部機関等が主催するセミナーに積極的に参加し、その報告を各週のミーティング時に全職員に実施している。または必要に応じて教員へもフィードバックし、情報の共有と共通理解を図っている。さらに、日常的な業務の改善については、毎年度、職務内容や業務分掌の見直しを実施している。

宇都宮シティキャンパス事務局では、毎週1回（月曜日）、長坂キャンパス事務局は（金曜日）ミーティングを実施し、更に隔月ごとに各部署で参加したセミナーや研修会の報告会を両キャンパス合同で実施して共通理解を図っている。SD活動を通じて、両キャンパスの業務について一層の意思疎通を図っていく。

以上のとおり、大学の運営は適切に行われており、大学基準10章第1節を満たしている。

第2節 財務

(1) 現状の説明

点検・評価項目①：教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

評価の視点1：大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策定

<私立大学>

評価の視点2：当該大学の財務関係比率に関する指標又は目標の設定

中期財政計画は、2018年度からの5カ年を作成し、教育の質を維持しながらコストの削減を図るべく予算を策定している。当面最大の目標としては帰属収支差額マイナスを脱却し経営基盤の安定化を図りたい。具体的な方策としては、学生納付金の確保、外部資金の増加により収入を安定させたい。

補助金に関しては、2017年からシティライフ学部の学生充足率が上がったことから、私立大学経常費補助金を獲得することが出来た。更には、大学全体で学生の定員管理を適正にする等の施策を行い補助金の収入に努める必要がある。

科学研究費においては、採択件数および金額が微増している傾向にあるが、更に研究環境制度の充実を図り、強化させて行きたい。

宇都宮共和大学中期財務計画								
単位:百万円								
資金収支	実績			中期財務計画				
	2015年度	2016年度	2017年度見込	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
A 事業活動収入	336	309	321	362	420	466	503	522
B 事業活動支出	571	565	589	588	606	622	638	653
人件費	347	354	356	364	372	379	387	394
教育研究費	141	140	166	145	149	155	160	165
管理経費	83	71	67	79	85	88	91	94
A-B 差引収支	-235	-256	-268	-226	-186	-156	-135	-131
コメント: 1)人件費に退職金を含まない。								
2)支出に減価償却費を含まない。								

点検・評価項目②：教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤（又は予算配分）

評価の視点2：教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み

評価の視点3：外部資金（文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等）の獲得状況、資産運用等

法人の活動区分資金収支計算書によれば、教育活動については、過去5年間学生納付金収入の増加により収入は増加傾向にあり、収支はほぼ横ばいにある。

2017年度の資金収支差額については、教育活動が890百万円のプラス、施設設備等活動は高校の第4グラウンド施設整備などによりマイナス460百万円、その他の活動は定期預金から有価証券等への運用シフトによりマイナス295百万円である。翌年度繰り越し支払資金は9,602百万円となっている。

2017年度の事業活動収支差額については、教育活動が416百万円（減価償却478百万円控除後）、教育活動外収支が21百万円（受取利息・配当金）、合計経常収支差額は433百万円、特別収支は28百万円のプラスである。基本金組入（550百万円）後の、当年度収支差額は高校の第4グラウンド施設整備により89百万円のマイナスとなっている。

第2号基本金は、2018年3月末で5,937百万円となっており、本学関係では、新学部増設等資金747百万円、教育研究用機器備品購入資金1,328百万円（本学、短大、高校中学共通）であり、本学の教育研究の維持・充実に必要な資金を確保している。

2018年3月末の手元資金は、現預金27,502百万円（流動資産の現金預金9,603百万円、有価証券7,501百万円、特定金銭信託2,898百万円、退職給与引当金特定預金500百万円、第2号基本金引当特定資産6,000百万円、施設償却引当特定預金1,000百万円）を有している。（2017年度決算は2018年4月20日仮締めによる。）

日本私立学校振興・共済事業団の定量的な経営判断指標に基づく経営状態判定表によれば、最高ランクのA1を継続しており、財務状況は健全に推移している（資料10-26）。

本学単体では、学生の定員割れにより、収支は赤字を余儀なくされているものの、附属高校の安定収益により、毎年度の設備投資後のキャッシュフローは黒字を維持しており、万一、定員未充足の継続を前提としても、将来にわたって本学の教育研究に支障はない。

退職給与引当金等については、期末要支給額の100%を基にして、私立大学退職金財団に対する掛け金の累計額との繰り入れ調整額を加減した金額を適切に計上している。（計算書類の重要な会計方針、引当金の計上基準による）。

本学の2017年度教育研究費比率（事業活動収支の教育研究費÷教育活動収入）は、30%であり、過去3年間、20%を大きく超えている。2017年度教育研究施設設備の支出については、設備関係15百万円（図書、パソコン更新）と資金収入の10%であり、パソコン機器に関しては、5カ年で更新する計画をしており、教育設備の維持と充実に努めている。

補助金に関しては、2017年からシティライフ学部の学生充足率が上がったことから、私立大学経常費補助金を収受し、また私立大学等改革総合事業（プラットフォーム5を含む）にも採択された。

科学研究費においては、近年、毎年採択されているが、更に研究環境を充実して進行を図りたい。

地方公共団体補助金については、地域連携プロジェクトなどの、共同研究や委託研究などの連携事業に積極的に参加して、教育研究・社会貢献への展開を強化したい。

外部資金受入状況及び計画								
								単位：百万円
年度	実績			中期財務計画				
	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
経常費補助金	0	0	10	10	17	21	25	28
科学研究費補助金	4	5	3	3	4	5	5	5
計	4	5	13	13	21	26	30	33

(2) 長所・特色

- 豊富な手元資金（27,502百万円）を有しており、本学の継続性に懸念はない。

(3) 問題点

- 中長期計画に沿って早期に定員充足率を図り、大学収支の均衡を目指す必要がある。

(4) 全体のまとめ

本学は、学園の教育研究のシンボルかつイメージリーダー的存在であり、存在そのものが、本学附属高校の学生募集（本学は高校卒業時の重要な進学先）やブランド力として重要な役割を担っている。本学単体では、学生の定員割れにより収支は赤字を余儀なくされているが、法人全体の財務状況は健全で、系列附属中学・高校との関係も良好である。

学生募集が喫緊の課題であることは、全教職員共通の理解と目標となっている。そのためには、本学と地元で学ぶことの魅力を理解してもらうことが重要であり、OC・出前授業、学校案内、入試要項、ホームページなどを通して多くの生徒・保護者に周知して知って頂けるよう継続的な活動を精力的に進めていきたい。

以上のとおり、大学単体では収支が均衡していないが、学園全体で健全な財務状態にあり、大学基準第10章第2節を満たしている。

終章

本学は、大学基準協会の大学基準を踏まえ、これまで行ってきた改善のための取り組みを検証し、学内の体制整備を進めてきた。その結果、大学の理念・目的、将来像に基づいて、全学が一体となって大学の使命に積極的に取り組む体制が整い、内部質保証システムを有効に機能させることができるようになった。

理念・目的及び将来像は、全学的に繰り返し議論と検討を行い、教職員の総意として定めることができた。この検討作業と並行して、全学的な組織としての内部質保証システムの構築を図ってきた。既存の学部ごとの自己点検・評価のシステムと整合的に進める必要があったが、これまでの活動を踏まえて、有効なシステムを構築できたと考えている。

教育研究組織に関しては、シティライフ学部と子ども生活学部の2学部編成の小規模大学であるが、都市経済研究センター、国際交流センター及び子育て支援センターの3つのセンターと2つの学部が一体となって、子ども世代から高齢世代までを対象にした生活環境に関する教育と研究を行い、「地域社会の発展に貢献し、地域社会に信頼される地域交流の拠点となる」という大学の理念・目的のために成果を上げている。

大学内の3つのセンター組織間の連携を深めるとともに地域社会との連携を進めたことにより、地域からの一定の評価を得ることができるようになった。

教育課程・学習成果に関しては、カリキュラムポリシー及びディプロマポリシーに基づき、カリキュラムツリー及びカリキュラムマップを設定するとともに、学習成果を適切に把握・評価できるようにしている。また、それぞれの学部の特徴に合わせた履修モデルを設定している。シティライフ学部では、まちなかゼミを必修科目として位置づけ、実際にまちに出て調査研究を行うなど社会とのつながりを重視しており、子ども生活学部でも教室での講義だけではなく実習科目において実際に子どもたちと接する機会を多様に設け、実践的な能力の育成に努めている。また、教育課程に関する方針等は全て公表している。

学生の受け入れに関しては、2011年度の認証評価においても重要な課題として指摘された。本学は、学生の受け入れが最大の課題の一つであるとして認識しており、全学一体となって学生の受け入れに努めてきた。現時点では、入学者定員は充足していないが、大学全体の充足率は増加している。これは、本学の認知度が向上し、大学に対する評価が高まってきたことが背景にあると考えられ、より一層の広報活動を行い、本学の利点・特徴を周知することにより、中期計画に定めた学生募集の目標を達成していきたい。

教員・教員組織に関しては、カリキュラムポリシーに対応できる教員を適切に配置しており、教員の募集、採用、昇任は規程に基づき専門性に優れ学生の教育に熱意を持つ教員を得るために、適切に行われるようになった。FD活動については教育方法の改善など様々なテーマで定期的実施し、成果をあげている。

学生支援に関しては、小規模大学である利点を活かし、学生支援の方針に基づき、学生一人ひとりにきめ細かい対応を行っている。少人数のゼミ活動、クラス担任制などにより、入学から卒業まで教員が直接個々の学生の状況を把握できるようになっており、それぞれの学生の状況に応じた支援を実施している。今後も、学生の声を踏まえて、多様化する学生の状況に対応した支援の充実強化を図っていきたい。

教育研究環境に関しては、学生の学習環境及び教員の研究環境として必要な施設は充実している。また、研究を進めていくために必要な規程類についても、整備している。

社会連携・社会貢献に関しては、本学の将来像を「地域社会の発展に貢献し、地域社会に信頼される知的交流の拠点となる」ことに置いていることから、大学として最重要の課題の一つとして位置づけている。シティライフ学部、子ども生活学部とも、それぞれの特徴を活かしつつ、様々な地域貢献・連携活動を実施している。教員が活動を行うだけでなく、学生が主体的に様々な活動を行っており、数多くの賞を受賞するなど社会的な評価を得ている。学生の対外的な活動は、教育面においても大きな効果があり、これからも積極的に進めていくこととしたい。地域社会の発展に貢献することは地方大学としての使命であり、本学の果たすべき重要な役割である。地域社会の課題を探り、本学の持てる資源を投入して、社会貢献活動をより一層強力に進めていきたい。

大学運営は、大学の教育活動、研究活動、社会貢献活動等を支える重要な役割を有している。そのために必要な組織の整備は行われており、それぞれの構成、権限についても明確にされている。また、SD活動も適切に実施している。

財務に関しては、学園全体としては良好な状況にあるが、大学単体では、収支が均衡していない。今後、学生の受け入れを強化し、収支の均衡に近づけていく必要がある。

以上、それぞれの項目に関して、PDCAサイクルを適切に機能させ、検証を積み重ねてきた。その結果、大学の理念目的に照らし、必要な水準を確保できるようになっている、と考える。これからも、社会の変化、学生の変化等に対応しながら、地域社会の発展に貢献し、地域社会に信頼される大学として、優れた人材を養成するための努力を継続していく必要がある。

今後とも、大学基準を踏まえながら、常に検証作業を進め、必要となる改善や改革をなお一層積極的に進めていきたい。